

○滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の施行に関する取扱いについて

平成2年7月18日

税第82号

総務部長

このことについて、別紙のとおり定めたので、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の施行に関する取扱いについて」(昭和37.3.20 36税第989号)は、廃止する。

〔制定の理由〕

「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」については、昭和55年5月17日法律第50号により一部改正がされたが、府県税の徴収に当たっても、当面、昭和56年2月7日付の国税庁長官通達である「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の逐条通達(国税庁関係)の全文改正について」の定めに従い処理してきたところである。

今般、自治省から新たな通達を制定した旨通知があつたので、標記通達を制定するものである。

目次

第1章 総則

第1条関係 趣旨

第2条関係 定義

第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等

第1節 動産に対する強制執行等

第3条関係 強制執行による差押え

第4条関係 売却手続の制限

第5条関係 滞納処分による差押えの解除時の処置等

第6条関係 売却代金の残余の交付等

第7条関係 強制執行による差押えの取消しの方法

第8条関係 強制執行続行の決定の申請

第9条関係 強制執行続行の決定

第10条関係 強制執行続行の決定の効果

第11条関係 仮差押えの執行

第11条の2関係 競売

第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等

第12条関係 強制競売開始の通知

第13条関係 強制競売の手続の制限

第14条関係 滞納処分による差押えの解除の通知

第15条関係 強制競売の申立ての取下げ等の通知

第16条関係 差押えの登記の抹消
第17条関係 売却代金の残余の交付等の規定の準用
第18条関係 仮差押えの執行
第19条関係 船舶に対する強制執行及び仮差押えの執行
第20条関係 競売

第20条の2関係 航空機等に対する強制執行等

第3節 債権又はその他財産権に対する強制執行等

第20条の3関係 強制執行による差押命令の通知
第20条の4関係 差押えが一部競合した場合の効力
第20条の5関係 取立て等の制限
第20条の6関係 第三債務者の供託
第20条の7関係 配当等の実施
第20条の8関係 売却代金の残余の交付等の規定の準用
第20条の9関係 仮差押えの執行
第20条の10関係 担保権の実行又は行使
第20条の11関係 その他の財産権に対する強制執行等

第3章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分

第1節 動産に対する滞納処分

第21条関係 滞納処分による差押え
第22条関係 公売手続の制限
第23条関係 強制執行による差押えの取消し時の処置
第24条関係 滞納処分による差押えの解除の方法
第25条関係 滞納処分続行承認の決定の請求
第26条関係 滞納処分続行承認の決定
第27条関係 滞納処分続行承認の決定の効果
第28条関係 仮差押物に対する滞納処分
第28条の2関係 競売による差押えがされている動産に対する滞納処分

第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分

第29条関係 滞納処分の通知
第30条関係 公売手続の制限
第31条関係 強制競売の申立ての取下げ等の通知
第32条関係 差押登記の抹消
第33条関係 滞納処分続行承認の決定等の規定の準用
第34条関係 仮差押不動産に対する滞納処分
第35条関係 船舶に対する滞納処分
第36条関係 競売の開始決定後の滞納処分

第36条の2関係 航空機等に対する滞納処分

第3節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分

第36条の3関係 滞納処分による差押えの通知

第36条の4関係 差押えが一部競合した場合の効力

第36条の5関係 転付命令等の効力が生じない場合

第36条の6関係 第三債務者の供託義務

第36条の7関係 取立訴訟

第36条の8関係 取立ての制限

第36条の9関係 配当等の実施

第36条の10関係 みなし交付要求等

第36条の11関係 滞納処分続行承認の決定等の規定の準用

第36条の12関係 仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分

第36条の13関係 担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分

第36条の14関係 その他の財産権に対する滞納処分

第4章 雑則

第37条関係 政令等への委任

別紙様式

別紙様式1 差押調書等の閲覧(謄写)請求書

別紙様式2 差押調書等の謄本交付請求書

別紙様式3 差押財産引渡通知書

別紙様式4 差押財産引渡依頼書

別紙様式5 差押解除書及び差押財産引渡済通知書

別紙様式6 差押財産引渡済通知書

別紙様式7 残余金交付通知書

別紙様式7の付表 残余金計算書

別紙様式8 残余金皆無通知書

別紙様式9 差押財産引受通知書

別紙様式10 差押え及び交付要求解除(通知)書

別紙様式11 差押(通知)書及び交付要求書

別紙様式12 お知らせ

別紙様式13 事情届

別紙様式14 事情届通知書

別紙様式15 債権差押通知書

別紙様式16 債権差押通知書及び交付要求書

別紙様式17 滞納現在額申立書

別紙様式18 強制執行(競売)続行決定通知書

別紙様式19 交付要求書

第1章 総則

第1条関係 趣旨

1 趣旨

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和32年法律第94号。以下、「法」という。)第1条は、この法が滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売とが競合する場合におけるこれらの手続を調整するため、地方税法(昭和25年法律第226号)、国税徴収法(昭和34年法律第147号。以下、「徴収法」という。)、民事執行法(昭和54年法律第4号。以下、「執行法」という。)の規定の特例を定める旨を明らかにしたものであり、したがって、この法に規定のない事項については、これら地方税法等の規定が適用されるものであるから留意すること。

第2条関係 定義

1 趣旨

法第2条は、この法の用語を定めたものである。

2 徴収法の例による滞納処分等の意義

法第2条第1項に規定する「その例による滞納処分」とは、地方税その他の公租公課について、「国税徴収法に規定する滞納処分の例」(地方税法48条1項等)、「国税滞納処分の例」(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)21条1項)、「国税徴収の例」(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)89条)又は、「地方税の滞納処分の例」(地方自治法(昭和22年法律第67号)231条の3第3項)等により行う滞納処分をいう(平成元年10月1日付自治税企第41号「地方税法(徴収関係)の取扱いについて」自治省税務局長通達(以下、「徴収通達」という。)地方税法総則篇第6・1(4)ア参照)。

3 徴収職員等の意義

- (1) 徴収職員 法第2条第2項に規定する「徴収職員」とは、徴収法の規定に基づき滞納処分を執行する権限を有する者をいう(徴収法2条11号)。
- (2) 徴税吏員 法第2条第2項に規定する「徴税吏員」とは、地方税法の規定に基づき滞納処分を執行する権限を有する者をいう(地方税法1条1項3号)。
- (3) その他滞納処分を執行する権限を有する者 法第2条第2項に規定する「その他滞納処分を執行する権限を有する者」とは、健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定に基づき滞納処分を執行する権限を有する者をいう。

4 動産の意義

この法において「動産」とは、執行法第122条第1項に規定する動産をいい、登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で1月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書が禁止されている有価証券以外の有価証券をいう(法2条3項。滞納処分においては徴収通達国税徴収法滞納処分篇(以下、「徴収通達滞納処分篇」とい

う。)第五十六条関係二から十五まで及び十六から二十三まで参照)。

5 不動産の意義

この法において「不動産」とは、執行法第43条第1項に規定する不動産をいい、登記することができない土地の定着物は除かれる(法2条3項。滞納処分においては徴収通達滞納処分篇第六十八条関係二参照)。

(注) 鉄道財団(鉄道抵当法(明治38年法律第53号)2条)、軌道財団(軌道ノ抵当ニ関スル法律(明治42年法律第28号)1条)及び運河財団(運河法(大正2年法律第16号)13条)に対する競売は、執行法の規定にはよらず鉄道抵当法の規定又はその準用によつて行われるため、この法律による調整の対象とはならない。

6 船舶の意義

この法において「船舶」とは、執行法第112条に規定する船舶をいい、端舟その他ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く総トン数20トン以上の船舶をいう(法2条3項。滞納処分においては徴収通達滞納処分篇第七十条関係二参照)。

(注) 外国船舶(船舶法(明治32年法律第46号)1条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。)については、執行法では船舶執行の対象としているのに対し徴収法では動産として差し押さえる(徴収通達第五十六条関係七4)のため、この法による調整の対象とはならない。

7 航空機の意義

この法において「航空機」とは、航空法(昭和27年法律第231号)第5条に規定する新規登録がされた飛行機及び回転翼航空機をいう(法2条3項。滞納処分においては徴収通達滞納処分篇第七十条関係二参照)。

8 自動車の意義

この法において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条第1項に規定する登録自動車(自動車抵当法(昭和26年法律第187号)第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を除く。)をいう(法2条3項。滞納処分においては徴収通達滞納処分篇第七十一条関係二参照)。

9 建設機械の意義

この法において「建設機械」とは、建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)第3条第1項の登記がされた建設機械をいう(法2条3項。滞納処分においては徴収通達滞納処分篇第七十一条関係二参照)。

10 債権の意義

この法において「債権」とは、執行法第143条に規定する債権をいい、動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く、金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権をいう。

なお、船舶の引渡請求権に対する強制執行は、船舶執行の前駆的手段に過ぎず換価手続は予定されていないため(執行法162条参照)、この法による調整の対象とはならない。

また、航空機、自動車又は建設機械の引渡請求権に対する強制執行についても、船舶の引渡請求権の場合と同様である(民事執行規則(昭和54年最高裁判所規則第5号。以下、「執行規則」という。))142条、143条)。

11 その他の財産権の意義

この法において「その他の財産権」とは、4から10までの動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び債権以外の財産権をいい(法2条3項)、例えば、電話加入権、合名会社の社員の持分、特許権等がこれに当たる(滞納処分においては徴収通達滞納処分篇第七十二条関係二、第七十三条関係二参照)。

第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等

第1節 動産に対する強制執行等

第3条関係 強制執行による差押え

1 趣旨

法第3条は、滞納処分による差押えがされている動産に対し、二重に強制執行による差押えができる旨並びにその場合の差押えの方法及び債務者に対する通知義務について定めたものである。

2 執行官の意義

法第3条の規定により差押えができる「執行官」とは、滞納処分による差押えがされている動産の所在地を管轄する地方裁判所の執行官をいう(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則(昭和32年最高裁判所規則第12号。以下、「規則」という。))4条1項)。

なお、法第3条第2項の規定による差押えをする場合において、必要があるときは、債権者の申立てにより、管轄区域外において職務を行うことができる(規則4条2項。執行官法(昭和41年法律第111号)4条参照)。

3 差押えに関する書類の閲覧等の請求があつた場合

執行官が、法第3条の規定により差押えをしようとする場合において、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令(昭和32年政令第248号。以下、「令」という。))第2条の規定により、滞納処分による差押えに関する書類で差押調書その他その動産についての権利関係の確認又は評価の資料となるもの(以下、「令2条に規定する書類」という。)の閲覧若しくは謄写又は謄本の交付を請求したときは、徴税吏員は、その請求に応じなければならない(令2条)。

4 重ねて差押えに関する書類の閲覧請求があつた場合

滞納処分による差押えがされている動産につき法第3条第2項の規定により強制執行による差押えがされた場合に、重ねて同一又は他の執行官が令2条に規定する書類の閲覧若しくは謄写又は謄本の交付の請求をしたときは、徴税吏員は、この請求に応じても差し支えない。この場合においては、徴税吏員は、すでに二重差押えがされている旨をその執行官に通知するものとする。

5 差押えに関する書類の範囲

令第2条の規定により、執行官からの閲覧若しくは謄写又は謄本の交付の請求に応じなければならない書類は、おおむね次に掲げるものをいうものとする。

- (1) 差押調書(国税徴収法施行規則(昭和37年大蔵省令第31号。以下、「徴収規則」という。))3条1項参照)
- (2) 参加差押書(徴収規則3条1項参照)
- (3) 交付要求書(徴収規則3条1項参照)
- (4) 参加差押解除通知書及び交付要求解除通知書
- (5) 公売実施等決議書
- (6) 搬出調書(国税徴収法施行令(昭和34年政令第329号。以下、「徴収令」という。))26条の2第1項参照)
- (7) 見積価格評定に関する書類(見積価格評定調書及び評価書)

ただし、見積価格を公告しないもの及び公告しない見込みのものについての書類を除く。

- (8) 配当計算書(徴収規則3条1項参照)

6 閲覧等の請求手続

執行官が、令第2条に規定する書類の閲覧若しくは謄写又は謄本の交付を請求する場合は、徴税吏員は、「差押調書等の閲覧(謄写)請求書」(別紙様式1)又は「差押調書等の謄本交付請求書」(別紙様式2)をその執行官から提出させ、閲覧若しくは謄写させ又は謄本を交付したときは、その旨をこれらの請求書の欄外に付記しておくものとする。

7 謄本を交付する場合の留意事項

執行官から5に掲げる差押調書等の書類の謄本の交付の請求があつた場合には次に掲げる点に留意し速やかに謄本を作成のうえ、執行官に交付するものとする。

- (1) 執行官が差押調書等の謄本の送付を請求するときは当該差押調書等の謄本の送付に要する郵便切手を徴税吏員に交付することとなっている(昭和55年9月30日付民三第1112号「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する事務の取扱いについて」最高裁判所事務総局民事局長通達(以下、「最高裁通達」という。))一2)ので、その郵送料に相当する郵便切手の提出を求めること。
- (2) 差押調書等の謄本には、その作成年月日及び道府県事務所長又は市町村長(地方団体の長及び地方税法第3条の2の規定により権限の委任を受けた事務所等の長をいう。以下、同じ。)の名を記載のうえ押印し、また、その謄本を交付したときは、その謄本の交付請求書の欄外に謄本交付の事実を記載しておくこと。
- (3) 差押調書等に表示されている事項のうち、差押財産の名称、数量、性質及び所在が公売その他の事由により差押調書の謄本作成の時と異なることを徴税吏員が知つているとき、差押えの時に差押調書に記載されている財産を第三者が所有していたとき又は執行官が差押えをするに当たり留意すべき事項があると徴税吏員が認めたときは、

それらの事項を記載した書面をできる限り謄本に添付すること。

8 強制執行による差押えの効力の発生時期

滞納処分による差押えがされている動産に対する強制執行による差押え(以下、この章において「二重差押え」という。)は、執行官がその物を差し押さえる旨の書面(以下、「差押書」という。(規則5条))を徴税吏員に交付することによつて行(法3条2項)。この場合の差押えの効力は、当該差押書が徴税吏員に交付されたときに生ずる。

9 買受代金を受領した時等と強制執行による差押えの効力との関係

二重差押えがなされる場合において、徴税吏員が換価処分による買受代金を買受人から受領した時又は有価証券に係る金銭債権の取立てをした時までに執行官から差押書が送達されたときは、強制執行による差押えの効果があるものとして取り扱うものとする。

10 差押書の記載事項

法第3条第2項の規定により執行官から交付される差押書には次に掲げる事項を記載し執行官が記名押印することとなつている(規則5条)から留意すること。

- (1) 当事者の住所及び氏名又は名称並びに事件番号及び事件名
- (2) 債務名義の表示
- (3) 執行をすべき債権の額
- (4) 動産の種類、材質その他の動産を特定するに足りる事項及び動産の数量
- (5) 強制執行による差押えをする旨
- (6) 滞納処分による差押えをした徴税吏員の属する庁その他の事務所の名称
- (7) 執行官の属する裁判所の名称
- (8) 書面を作成した年月日

11 執行官から差押書を受領したときの処理

執行官から差押書の交付を受けた場合は、徴税吏員は次に掲げる処理をするものとする。

なお、受領した差押書に記載されている事項が規則第5条に規定する事項を完全には満たしていないが補正可能なものである場合は、適当な期間を定めて執行官に所要の補正をさせるものとする。

- (1) 執行官から交付を受ける差押書には、副本一通が添付されることとなつている(最高裁通達一1)ので、この差押書の副本に差押書の受付年月日及び道府県事務所長又は市町村長の名を記載し押印の上、速やかに執行官に返還する。この場合において、返還に要する郵便切手は、差押書の交付の際、執行官から交付されることとなつている(同一1)ので留意すること。

なお、他の執行官から仮差押えをした旨の通知を受けているときは、その旨を差押書の副本に併せて記載すること。

- (2) 徴税吏員が差押えを解除していたことなどの理由により、交付を受けた差押書が二重差押えの効力を生じない場合においては、その旨を差押書に記載して執行官に返還

するとともにその事績を明らかにしておくこと。

12 差押債権者への公売時期の通知

徴税吏員は、二重差押えがされた動産を公売する場合には、強制執行による差押えをした債権者に対して公売する旨及びその期日を通知するものとする。ただし、その債権者が、徴収法第96条(公売の通知)第1項の規定により公売の通知をすべき者である場合には、この通知をすることは要しないものであるので留意すること。

第4条関係 売却手続の制限

1 趣旨

法第4条は、二重差押えがされた動産について、後にされた強制執行による売却のための手続は、法第9条に定める強制執行続行の決定があつた場合を除いては、先にされた滞納処分による差押えの解除の後でなければ行うことができないこととし、後に開始された手続は、原則として、先にされた手続の進行を妨げることができないことを定めたものである。

第5条関係 滞納処分による差押えの解除時の処置等

1 趣旨

法第5条は、二重差押えがされた動産について、先にされた滞納処分による差押えを解除する場合の手続、その場合における強制執行による差押えの効力及び強制執行による差押え及び滞納処分による参加差押えの取扱い等について定めたものである。

2 引渡しの手続等

法第5条第1項の規定により徴税吏員が滞納処分による差押えに係る動産(以下、第5条関係において「差押財産」という。)の引渡しを行う場合の手続等については、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 徴税吏員は、(3)に定める差押財産引渡通知書を執行官に送付する前に、原則として、引き渡すべき差押財産をその存在場所において確認する。
- (2) 徴税吏員は、執行官と連絡がとれる場合には、あらかじめ、引渡しの日時、引渡場所その他引渡しに必要と認められる事項について執行官と協議のうえ、(3)に定める「差押財産引渡通知書」を執行官に送付する。
- (3) 徴税吏員が、執行官に対して差押財産の引渡しをしようとする場合、徴税吏員は、令第3条第1項の規定に基づき同項各号に掲げる事項を記載した「差押財産引渡通知書」(別紙様式3)により執行官に通知しなければならない。
- (4) 引き渡すべき差押財産を徴税吏員以外の者が保管している場合は、次に定めるところによる。

ア 原則として、その差押財産の保管場所において徴税吏員が直接執行官に引き渡すこと。ただし、その差押財産を執行官の管轄区域外に搬出している場合には、できる限り執行官の管轄区域内においてその差押財産を引き渡すものとする。

なお、この場合において、道府県事務所又は市町村事務所で引き渡すことが執行

官にとつても便利であり、また搬出等に要する費用がきん少であると認められるときは、その差押財産を、当該道府県事務所又は市町村事務所に搬入したうえ執行官に引き渡しても差し支えない。

イ 保管者から直接執行官に差押財産を引き渡す場合は、「差押財産引渡依頼書」(別紙様式4)を作成し、令第3条第2項の規定により(3)の「差押財産引渡通知書」に添付のうえ、執行官に送付しなければならない。この場合において、執行官から、保管者が動産の引渡しを拒んだ旨の通知を受けたときは、改めて徴税吏員は、直接執行官に引き渡すものとする。

(5) 執行官は、差押財産の引渡しを受けたときは、速やかに、その旨を徴税吏員に通知しなければならないこととなっている(規則7条3項)ので、徴税吏員は、この通知を受けたときは、「差押財産引渡通知書」の決議書に記載されている差押財産の表示と直ちに照合し、その表示と異なるときは、その誤りを是正するなど所要の処置を講ずるものとする。

(6) 徴税吏員は、(5)に定める処理を行つたのちに、差押財産の引渡しをした時を差押解除の時として「差押解除書及び差押財産引渡済通知書」(別紙様式5)により、滞納者及び徴収法第81条に掲げる者に対して通知するものとする(令3条3項、徴収法80条1項、81条)。

(7) 引き渡すべき差押財産につき滞納処分による参加差押えがされている場合は、その参加差押え(2以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされたもの)をしている徴収職員、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有するもの(以下、「徴収職員等」という。)の属する庁その他の事務所の名称及び所在並びにその動産の名称、数量、性質及び所在を(3)の「差押財産引渡通知書」に記載すること(令3条1項6号)。

(注)

(1) 財産の所在については、徴収通達滞納処分篇第四十七条関係七に定めるところによる。

(2) 二重差押えがされた動産につき滞納処分による参加差押えがされている場合において、滞納処分による差押えを解除したときのその解除後は、その参加差押えが強制執行による差押え前にされているときにおいても、強制執行による差押え後に滞納処分による差押え(滞納処分による参加差押えに係るもの)がされた場合と同様に二重差押えの効果が生じるものである(法5条3項)。

3 債権者及び債務者以外の第三者が占有していた差押財産の引渡手続等

(1) 二重差押えがされた動産で、滞納処分による差押えの際、債権者及び債務者以外の第三者(以下、3において「第三者」という。)が占有していたもの(以下、3において「その差押財産」という。)につき、滞納処分による差押えを解除する場合に、第三者がその差押財産の執行官への引渡しを拒否した場合の取扱いは、2に定めるところによるほか、次のとおりとする。

ア 執行官が第三者からその差押財産につき引渡しを拒否された場合は、速やかにその旨を徴税吏員に通知しなければならないこととなっている(規則7条3項)ので、この通知を受けたときは、徴税吏員は、その差押財産を第三者に引き渡さなければならない(法5条1項ただし書)。

イ アの場合において、その差押財産につき滞納処分による参加差押えがされているときは、アにかかわらず、その参加差押え(2以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされたもの)をしている徴収職員等にその差押財産を引き渡さなければならない(法5条4項、徴収法87条2項後段)。

ウ イにより、その差押財産を徴収職員等に取り渡したときは、法第3条第2項の規定により交付された差押書をその徴収職員等に取り渡すとともに、「差押財産引渡済通知書」(別紙様式6。令3条4項)を執行官に送付しなければならない(令3条4項)。

なお、この場合におけるその差押財産の徴収職員等に対する引渡手続等については、徴収通達滞納処分篇第八十七条関係五から十九までに定めるところによる。

(2) 滞納処分による差押えを解除する場合に、第三者が執行官にその差押財産を引き渡すことを拒まなかつた場合の引渡手続等については、2に定めるところによるほか、次によるものとする。

ア 第三者がその差押財産の引渡しを拒まなかつた場合は、執行官は第三者より動産差押承諾書の提出を求めることとなっている(最高裁通達二1)ので、徴税吏員は、動産差押承諾書の提示を受けた後にその差押財産を執行官に取り渡すものとする(同二2)また、第三者が引渡しを拒まなかつた場合において、動産差押承諾書が未提出である場合は、執行官がその旨を告知したときも同様に取り扱うものとする(同二2ただし書)。

イ 第三者が引渡しを拒んでいないことを執行官に確認した事績は、「差押財産引渡通知書」の決議書の余白に記載しておくものとする。

4 引渡しをするときまでの保管費用の負担

法第5条第1項の規定により徴税吏員が差押財産を執行官に取り渡す場合の、差押財産に関する保存及び監視に要する費用(以下、「保管費用」という。)について、徴税吏員以外の保管者の要した保管費用については、徴税吏員がこれを保管者に支払わなければならないが、この保管費用及び徴税吏員の要した保管費用の負担については次に定めるところによるものとする。

(1) 滞納に係る地方団体の徴収金(滞納処分費を含む。以下同じ。)の完納等差押えを解除すべき原因が発生した時から、「差押財産引渡通知書」を執行官に送達したときまでの期間に係る保管費用については、徴税吏員の属する地方団体が負担し、その保管費用については滞納処分責として滞納者から徴収することはできない。

(2) 徴税吏員からの「差押財産引渡通知書」が執行官に送達された日の翌日から、執行官が現実に差押財産の引渡しを受けるときまでの期間に係る保管費用については、強

制執行の費用とされている(規則7条5項)ので、徴税吏員がこの期間の保管に要した費用及び他の保管者に支払った保管費用については、執行官から徴収する。

5 保管費用の記載

執行官に引き渡すべき財産が、徴税吏員以外の保管者が保管しているものである場合には、執行官が4(2)の費用に該当する金銭を徴税吏員に支払う便宜のため、徴税吏員は、「差押財産引渡通知書」に1日当たりの保管料を付記するものとする。

6 引渡しをするまでの保管責任

徴税吏員が、執行官に対し「差押財産引渡通知書」を送付しても、現実には執行官が引渡しを受けるまでは、徴税吏員は、差押えを解除しないで占有を継続しているのであるから、その期間の保管責任は、原則として徴税吏員が負うこととなる(徴収通達滞納処分篇第六十条関係十一から十四参照)。

(注) 二重差押えがされている動産について、徴税吏員又はその動産を管理している第三者が故意又は過失によつてその動産の一部を亡失し、又はき損したときの執行官に対する動産の引渡しは、その引渡しの時の現況において行うものであり、この場合においては、執行官に執行を申し立てた差押債権者又は滞納者は、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項の規定により、地方団体に対して損害賠償の請求ができる場合もあることに留意する。

7 仮処分の執行がされている動産の引渡し

仮処分の執行がされている動産に対し滞納処分による差押えをした後強制執行による差押えがされた場合には、仮処分の執行によりその動産を占有していた執行官は、債権者及び債務者以外の第三者でその動産を占有していたものに当たるから、法第5条第1項ただし書の適用があることに留意する。したがって、強制執行をした執行官に対してその動産を引き渡すに当たっては、2及び3により処理すること。

8 差押えを解除すべき時の順序

二重差押えがされた動産につき、滞納処分により差押えを解除すべきとき(徴収法79条1項参照)又は差押えを解除できるとき(徴収法79条2項参照)は、その動産を執行官に引き渡したときにおいて差押えを解除するものとする(徴収通達滞納処分篇第七十九条関係五、八、九及び十一参照)。

9 滞納処分による差押えを取消した場合の手続

二重差押えがされた動産につき、滞納処分による差押手続にかしがあるため、その差押えを取り消す場合における動産の引渡し及び差押えの取消しに関する手続は、第5条関係1から8までに定めるところに準じて取り扱うものとする。

第6条関係 売却代金の残余の交付等

1 趣旨

法第6条は、二重差押えがなされた動産の滞納処分による売却代金又は有価証券の取立金について、滞納者に交付すべき残余(以下、第6条関係において「残余金」という。)が

生じたときは、徴税吏員は徴収法第129条第3項の規定にかかわらず、これを執行官に交付しなければならないこと、及びその場合の残余金の取扱い等について定めたものである。

2 残余金交付の手續等

残余金の執行官に対する交付の手續等については次に掲げるところによるものとする。

(1) 残余金交付通知書の送付

徴税吏員が執行官に残余金を交付しようとするときには、売却した動産及び取立てに係る有価証券について、「残余金交付通知書」(別紙様式7)及び、徴収法第131条の配当計算書に記載すべき事項を記載した「残余金計算書」(別紙様式7の付表)を作成のうえ執行官に送付しなければならない(令4条)。

(2) 執行官から照会があつた場合の処理

「残余金交付通知書」を執行官に送付した場合において、執行官から特定の財産の売却代金、配当の内訳等につき照会があつたときは、これに応ずるものとする。この場合において、執行官からの照会が一括公売した財産についての照会であるときは、その照会された財産の売却代金の額については、見償価額によつてあん分する方法等により定めるものとする。

(3) 残余金の送金手續等

残余金は、執行官の所属する地方裁判所の歳入歳出外現金出納官吏の保管金口座に保管替(口座振替)し、又は執行官に送金(小切手の振出しを含む。)し若しくは持参する方法により交付する(最高裁通達三)。

なお、執行官に送金する方法によつて残余金を交付する場合の送金に要する費用は、その交付すべき金銭の中から支出するものとする。

(注)

(1) 残余金の交付手續は、執行官の所属する地方裁判所の歳入歳出外現金出納官吏の保管金口座に保管替(口座振替)する方法を原則とする。

この場合には、指定金融機関(指定代理金融機関を含む。以下、同じ。)からの振替済書が歳入歳出外現金出納計算書の払出しの証拠書類となることに留意する。

(2) 持参する方法による交付は、地方自治法第232条の6第1項の規定による小口の支払ができることとされている場合にのみ行うことに留意する。

3 残余金が生じない場合の通知

徴税吏員は、執行官に交付すべき残余金がない場合には、残余金が生じなかつた旨を「残余金皆無通知書」(別紙様式8)に記載し、その通知書を執行官に送付しなければならない(法6条3項)。

なお、この場合においても「残余金計算書」(別紙様式7の付表)はかならず添付すること。

4 供託すべき場合の処置

二重差押えがされた動産を滞納処分により換価し、又は有価証券に係る金銭債権の取立てをした場合において、質権、抵当権、先取特権又は留置権によつて担保される債権額等について争いがあるため、滞納者に交付すべき金額が確定しないため徴収法第133条第3項の規定により供託しなければならないときは、執行官に交付することなくその金銭を供託し、その旨を執行官に通知するものとする。

第7条関係 強制執行による差押えの取消しの方法

1 趣旨

法第7条は、滞納処分による差押え後にされた強制執行による差押えを取り消す方法を定めたものであつて、法第3条第2項の規定に対応する規定である。

2 差押取消しの通知

二重差押えがされた動産について、強制執行による差押えを取り消すときは、執行官は、差押えを取り消す旨を記載した差押取消書により徴税吏員に通知することとなつてゐる(規則11条)。

第8条関係 強制執行続行の決定の申請

1 趣旨

法第8条は、差押債権者又は配当要求の効力が生じた申立てに係る債権者が、二重差押えがされた動産について、同条各号に掲げる場合に、執行裁判所に対し、強制執行続行の決定を申請することができることを定めたものである。

2 法令の規定により滞納処分の手続が進行しないときの範囲

次に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ次に掲げる期間内は、法第8条第1号に規定する「法令の規定により滞納処分の手続が進行しないとき」に該当するものである。

(1) 地方団体の徴収金に関する法律の規定に基づく処分に対する不服申立てに係る地方団体の徴収金

その不服申立ての係属する期間(ただし、差押財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立てをした者から別段の申出があるときを除く。地方税法19条の7第1項)

(2) 納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を第二次納税義務者又は保証人から徴収する場合におけるその第二次納税義務者又は保証人の納付すべき地方団体の徴収金

その納税者又は特別徴収義務者の財産を換価に付すまでの期間(ただし、第二次納税義務者の財産の価額が著しく減少するおそれのあるときを除く。地方税法11条3項)、又は第二次納税義務者若しくは保証人が地方税法第11条第1項の規定による告知、同条第2項の督促若しくはこれらに係る地方団体の徴収金に関する滞納処分につき訴えの提起をした場合におけるその訴訟の係属する期間(地方税法16条の5第4項)

(3) 担保の目的でされている仮登記又は仮登録のある財産を差し押さえる場合の徴収

法第55条第2号の通知に係る地方団体の徴収金

その通知に係る差押えにつき訴えが提起されたときは、その訴訟の係属する期間(徴収法90条3項後段)

- (4) 地方税法第14条の18第1項の規定により譲渡担保財産から徴収する納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金

その納税者又は特別徴収義務者の財産を換価に付すまでの期間(ただし、譲渡担保財産の価額が著しく減少するおそれのあるときを除く。地方税法14条の18第4項、同法11条3項)、又はその譲渡担保財産の権利者が同条第2項の告知(同条第5項後段の規定による告知を含む。)若しくはこれらに係る地方団体の徴収金に関する滞納処分につき訴えを提起した場合におけるその訴訟の係属する期間(地方税法14条の18第4項、同法11条4項)

- (5) 徴収法第50条第3項の申立て(差押換の申立て)があつた場合において、その申立てに係る財産が換価の著しく困難なもの及びその申立者以外の第三者(滞納者を除く。)の権利の目的となつているもの以外のものであるときのその申立てに係る地方団体の徴収金

その申立てがあつたときからその申立てに係る財産を換価に付すまでの期間(徴収法50条3項)

- (6) 地方税法第364条第3項(同法第745条第1項において準用する場合を含む。)の規定によつて徴収する固定資産税及びその例によつて徴収する都市計画税

その固定資産税及び都市計画税について同法第389条第1項の規定による通知が行われる日までの期間(同法373条6項、702条の7)

- (7) 地方税法第706条の2の規定によつて徴収する国民健康保険税

その年度分の国民健康保険税が確定する日までの期間(同法728条6項)

- (8) 会社更生法(昭和27年法律第172号)第102条の規定により更生債権とされた地方団体の徴収金(同法第119条の地方団体の徴収金を除く。)及び同法第123条第1項の規定により更生担保権とされた地方団体の徴収金

同法第67条第2項の規定による滞納処分又は担保財産の滞納処分の例による処分の停止期間(同法67条2項)

3 法令の規定に基づく処分により滞納処分の手続が進行しないときの範囲

次に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ次に掲げる期間内は、法第8条第1号に規定する「法令の規定に基づく処分により滞納処分の手続が進行しないとき」に該当するものである。

- (1) 地方税法第15条第1項及び第2項、第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第122条の2第1項、第601条第3項及び第4項、第602条第2項、第603条第3項、第603条の2第6項、第699条の14第2項、第700条の21第1項、第701条の50第3項及び第4項、第701条の51第3項、第701条の51の2第2項、第703条の3第4項、同

法附則第12条第1項、第29条の4、第29条の5第6項及び第31条の5第5項の規定又は会社更生法の規定による徴収の猶予がされている場合のその猶予に係る地方団体の徴収金

その猶予期間(果実を生じる差押財産から取得した果実及び有価証券、債権若しくは無体財産等について第三債務者等から給付を受けた財産の充当並びにその財産の滞納処分を除く(地方税法15条の2第3項及び4項)。地方税法15条の2第1項、同法73条の25第3項等)

- (2) 地方税法第15条の5第1項の規定又は会社更生法第122条第1項の規定による換価の猶予がされている場合におけるその猶予された地方団体の徴収金

その猶予期間(果実を生じる差押財産から取得した果実及び有価証券、債権若しくは無体財産等について第三債務者等から給付を受けた財産の充当並びにその財産の滞納処分を除く(地方税法15条の5第3項、15条の2第3項及び4項)。)

- (3) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第34条第2項、第3項及び第4項の規定により執行の停止を命ぜられた処分に係る地方団体の徴収金

その執行停止の期間

- (4) 会社更生法第37条第2項の規定により滞納処分の中止を命ぜられた場合の中止に係る地方団体の徴収金

その中止期間

- (5) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第25条第2項の規定により執行の停止を命ぜられた処分に係る地方団体の徴収金

その執行停止の期間

4 保全差押え及び繰上保全差押え

法第8条第2号の「地方税法第16条の4第1項(同条第12項において準用する場合を含む。)の規定による差押え(その例による差押えを含む。)」には、その差押えに係る地方団体の徴収金の納付すべき額が確定した場合の差押えは含まれないので留意すること。

第9条関係 強制執行続行の決定

1 趣旨

法第9条は、法第8条の規定による申請があり、これが相当と認められたときは強制執行続行の決定がなされること、強制執行続行の決定をする場合の手続及び強制執行続行の決定に対しては不服を申し立てることができないことを定めたものである。

2 徴税吏員の意見の申述

法第9条第2項に規定する「意見をきかなければならない」とは、裁判所は徴税吏員に意見を求めれば足りることをいうのであつて、徴税吏員の同意は要件ではなく、徴税吏員が反対しても裁判所が相当であると認めるときは、強制執行続行の決定をすることができるものである。

なお、徴税吏員が意見を述べないときでも強制執行続行の決定ができると解されてい

るから、意見の申述は速やかに行うよう留意すること。

3 徴税吏員の意見の申述の方法

徴税吏員が裁判所から意見の申述を求められた場合において、次に掲げる事由があるときは、強制執行による換価処分を進めないことが適当であると認める理由等の詳細を申述するものとする。この場合の意見の申述は、道府県事務所長又は市町村長の名をもつて、原則として書面により行うものとするが、急を要するときは口頭により行つても差し支えないものとする。

- (1) 差押財産を換価しても差押えに係る地方団体の徴収金、交付要求に係る租税、公課その他の徴収金、質権等によつて担保されている債権を弁済するとすれば、申請者に交付すべき残余金がないと認められるとき。
- (2) 公売その他の換価処分が近く進行することが確実なとき。
- (3) 差押財産の帰属につき訴訟等の争いがあり、ただちに換価することが不適当であるとき。
- (4) 法令の規定又はこれに基づく処分のために強制執行による換価処分を進行することができないとき。
- (5) 滞納処分による差押えの際に第三者が占有していた動産につき、第三者が動産を執行官に引き渡すことを拒否しているとき。
- (6) 保全差押金額に係る地方団体の徴収金の納付すべき額が近く確定することが確実なとき。
- (7) (1)から(6)までのほか、強制執行による換価処分をすることが徴収上不適当であるとき。

第10条関係 強制執行続行の決定の効果

1 趣旨

法第10条は、強制執行続行の決定があつたときのその効果及びその場合に徴税吏員が行うべき手続等について定めたものである。

2 引渡しの手続等

強制執行続行の決定があつた場合は、徴税吏員は、その動産を執行官に引き渡さなければならない(法10条2項により準用する法5条1項)ものであり、その手続については、次に掲げる場合を除くほか、第5条関係2及び3に定めるところに準じて行うものとする。

- (1) 差押財産を執行官に引き渡す場合は、「差押解除書及び差押財産引渡済通知書」(別紙様式5)を、差押解除に関する部分を削除する等補正し、滞納者及び徴収法第81条に掲げる者に対して通知するものとする。

(注) 強制執行続行の決定があつた場合には、滞納処分による差押えは解除しないものであるから留意すること。

- (2) 滞納処分による差押えの際に、債権者及び債務者以外の第三者が占有していた動産について、その第三者が執行官への引渡しを拒んだときは、執行官への引渡しはしな

いものであるが、その場合でも強制執行による差押えの効力は失効しないものであり、その場合には執行裁判所に対し滞納処分続行承認の決定を請求することができるものである(法25条)。

3 保管費用及び保管責任

強制執行続行の決定があつた場合に徴税吏員から執行官へ差押財産を引き渡す場合のその差押財産の保管費用及び保管責任については、第5条関係4から6に定めるところに準じて取り扱うものとする。

4 強制執行続行の決定があつた場合における交付要求

強制執行続行の決定があつたときは、徴税吏員は執行官に対し、滞納処分による差押えに係る地方団体の徴収金についても交付要求しなければならないことに留意する(法10条3項)。この場合の交付要求書には、差押えに係る地方団体の徴収金である旨並びに法第10条第3項の規定による交付要求である旨をそれぞれ記載するものとする。

なお、差押えに係る地方団体の徴収金以外の地方団体の徴収金についても、徴収法第82条第1項の規定により交付要求することができることに留意する。

5 差押先着手主義の適用

法第10条第3項の規定により執行官に交付要求した差押えに係る地方団体の徴収金は、同条第4項の規定により地方税法第14条の6の規定が適用されるので、他の交付要求した地方団体の徴収金並びに国税及びその滞納処分費に優先して徴収することができる。

第11条関係 仮差押えの執行

1 趣旨

法第11条は、滞納処分による差押え後であつても、強制執行による差押えに関する取扱いに準じて仮差押えの執行ができること、その場合において、滞納処分による差押えが解除されたときのその動産の引渡手続及び滞納処分による売却代金の残余の交付等について定めたものである。

2 仮差押えの場合の他の規定の準用

滞納処分による差押えがなされている動産に対して仮差押えを執行するときは、法第3条の規定が準用される(法11条1項)ので、その仮差押えは、執行官が規則第14条において準用する規則第5条に掲げる事項を記載した仮差押執行書を徴税吏員に交付することによつて行ふものである(法3条2項)。

なお、仮差押えの場合には、次に掲げる定めに準じて処理するものとする。

(1) 強制執行による差押えに関する第3条関係

(2) 参加差押えがされている場合を除く、滞納処分による差押えの解除時の処置等に関する第5条関係(3(1)イ及びウを除く。)

(3) 参加差押えがされている場合の滞納処分による差押えの解除時の処置等に関する第5条関係3(1)イ及びウ

なお、この場合において、第5条関係3(1)ウにおいて「差押書」とあるのは「仮差押

執行書」と読み替えるものとする。

- (4) 二重差押えがされた動産の滞納処分による売却代金又は有価証券の取立金の残余の金銭を執行官に交付するとき及び残余の金銭が生じなかつたときの通知に関する第6条関係

- (5) 強制執行による差押えの取消しの通知に関する第7条関係

(注)

(1) 滞納処分による差押えを解除した場合においてその動産につき滞納処分による参加差押え(その参加差押えがされた時期が仮差押えの執行の前であると後であるとを問わない)及び仮差押えがされているときのその差押解除後の滞納処分による参加差押えに係る差押えと仮差押えとの間の状態は、滞納処分による差押え後に仮差押えをした場合と同様となり、これらについては法第11条の規定が適用される。

(2) 仮差押執行書を滞納処分による参加差押えをしている徴収職員等に交付すること及び執行官に滞納処分による参加差押えをしている徴収職員等の名称等を知ることの理由は、仮差押えの執行が、その参加差押えに係る滞納処分による差押え後にされたものとみなされることによる(法11条2項において準用する法5条4項)。

3 仮差押えの執行、滞納処分による差押え及び強制執行による差押えが競合した場合の関連規定の適用

仮差押えの執行後に滞納処分による差押えをしている動産について強制執行の申立てがされ、執行法第125条第2項後段の規定により事件の併合がされた場合又は滞納処分による差押えをした動産について仮差押えの執行がされたのち、強制執行の申立てがされ、執行法第125条第2項後段の規定により事件の併合がされた場合において、徴税吏員に差押書が交付されたときのこの法の適用については、仮差押えがされていない動産について二重差押えがされた場合と同様に第4条関係から第10条関係までに定めるところに準じて処理するものとする(執行法125条4項前段参照)。

(注)

(1) 事件の併合がされた場合には、差し押さえるべき動産の有無にかかわらず、徴税吏員に差押書が交付されることに留意する。

(2) 強制執行の申立てにより滞納処分による差押えの対象となっていない動産について差押えがされ、事件の併合がされた場合は、その新たに差し押さえられた動産については、本文の適用はない。したがって、新たに差し押さえられた動産については、法第21条の差押え及び徴収法第82条第1項の交付要求をする必要があることに留意する。

(3) 強制執行による差押えを取り消す場合において、仮差押えの執行がされているときは、執行官は、その旨を書面により徴税吏員に通知することとなっている(最

高裁通達四、十二2)。

- 4 仮差押えの執行、強制執行による差押え及び滞納処分による差押えが競合した場合において、強制執行による差押えを取り消すべきとき等の処理

仮差押えの執行、強制執行による差押え及び滞納処分による差押えの順に差押え等がされた場合、強制執行による差押え、滞納処分による差押え及び仮差押えの執行の順に差押え等がされた場合又は強制執行による差押え、仮差押えの執行及び滞納処分による差押えの順に差押え等がされた場合において、強制執行による差押えを取り消すべきときは、執行官から徴税吏員に規則第25条第1項に掲げる事項を記載した書面(引渡通知書)により動産を引き渡す旨の通知がされる。この場合において、仮差押えがされていない動産につき、強制執行による差押え後に滞納処分による差押えをした場合における強制執行による差押えの取消し時の処理を定める第23条関係に準じて処理するものとする。

(注) 強制執行による差押えを取り消し、当該動産を徴税吏員に引き渡す場合において、仮差押えの執行がされているときは、執行官は、その旨を書面により徴税吏員に通知することとなっている(最高裁通達十二1、3及び4)。

- 5 仮差押えの執行、強制執行による差押え、滞納処分による差押え及び参加差押えが競合した場合の処理

仮差押えの執行、強制執行による差押え、滞納処分による差押え及び参加差押えが競合した場合においても、3及び4に定めるところにより処理するものとする。

なお、この場合には、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 強制執行による差押えが取り消された後、滞納処分による差押えを解除する場合には、動産は徴収法第87条第2項及び法第11条第1項ただし書の規定により参加差押えをしている徴収職員等に引き渡すほか、仮差押えの執行がされている旨の書面(最高裁通達十二1)もその徴収職員等に交付する。この場合においては、1(3)に定めるところに準じて処理する(法5条1項本文参照)。
- (2) (1)の滞納処分による差押えを解除した後における参加差押えに係る差押えと仮差押えの執行とのこの法律の適用については、その参加差押えに係る差押え後に仮差押えの執行(参加差押え以前にされたものに限る。)がされたものとみなされる(法11条2項において準用する法5条4項)。

- 6 仮差押えの執行後に担保権が設定されている場合等の残余金の交付

滞納処分による差押え、仮差押えの執行及び質権、抵当権、先取特権、留置権又は担保のための仮登記(以下、6において「担保権」という。)の設定の順、滞納処分による差押え、担保権の設定及び差押えの執行の順又は仮差押えの執行、滞納処分による差押え及び担保権の設定の順に差押え等がされている動産を滞納処分により換価した場合には、滞納者に交付すべき残余金を担保権者に配当することなく、仮差押えを執行している執行官に交付する。

第11条の2関係 競売

1 趣旨

法第11条の2は、滞納処分による差押えがされている動産を目的とする競売においても、滞納処分による差押えがされている動産に対して強制執行による差押えをする場合と同様に処理することを定めたものである。

2 滞納処分による差押えがされている動産を目的とする競売

滞納処分による差押えがされている動産を目的とする競売については、滞納処分による差押え後に強制執行による差押えをした動産に関する第3条関係から第10条関係まで(第5条関係3(1)を除く。)に定めるところに準じて取り扱う(法11条の2において準用する法3条、4条、5条1項本文及び3項本文並びに6条から10条まで、令6条の2において準用する令2条、3条1項(5号を除く。)、2項及び3項、4条並びに5条(同条1項において準用する令3条1項5号を除く。)、規則14条の2において準用する規則4条から6条まで、7条(2項及び3項後段を除く。)、8条1項及び2項、9条並びに11条から13条(同条において準用する規則7条2項及び3項後段並びに8条3項を除く。))。

(注) 第三者が占有する動産の競売は、占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出した場合に限り開始することとされている(執行法190条)ので、競売の開始後にその動産を占有する第三者が引渡しを拒否することはあり得ないから、法第11条の2では、第三者が動産の引渡しを拒否した場合について規定する法第5条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定を準用していないことに留意する。

第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等

第12条関係 強制競売開始の通知

1 趣旨

法第12条は、滞納処分による差押えがされている不動産に対しても強制競売の開始決定をし、強制執行による差押えの効力を生じさせることができること及びその場合に、裁判所書記官は、強制競売の開始決定があつたことを、徴税吏員に対し通知しなければならないことを定めたものである。

2 強制競売開始の通知を受けた場合の差押債権者への公売の通知

徴税吏員は、滞納処分による差押えをしている不動産につき裁判所書記官から規則第15条に掲げる事項を記載した書面(強制競売開始決定通知書)により強制競売の開始決定があつた旨の通知を受けた場合(法12条2項)において、その不動産を換価するときは、第3条関係12に定めるところに準じて差押債権者に対して公売の通知をするものとする。

(注) 強制競売開始決定通知書には、強制競売開始決定の写しが添付されることになっているので留意すること。

なお、「強制競売開始決定通知書」は、換価執行決定(徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。)がされている場合であつても、滞納処分による差押えをしている徴収職員等に対して通知されるため、滞納処分による差押えをした徴税吏員は、当該通知を受けた場合は、当該通知を受けた旨を速やかに換価執行行政

機関等(換価執行決定をした行政機関等(滞納処分を執行する国の行政機関、地方公共団体の機関その他の者をいう。)をいう。以下同じ。)へ通知することに留意すること(徴収令第42条の2第3項)。

第13条関係 強制競売の手続の制限

1 趣旨

法第13条は、滞納処分による差押え後に強制競売の開始決定があつた不動産(以下、第17条関係までにおいて「二重差押えがされた不動産」という。)については、原則として、強制執行による換価手続が制限されること、及び滞納処分による差押え後、強制競売の開始決定前に参加差押えがされている不動産につき、その滞納処分による差押えを解除すべき場合におけるその参加差押えに係る滞納処分による差押えの効力の発生は、この法の適用については、強制競売の開始決定時以前にさかのぼらないことを定めたものである。

2 滞納処分による差押えと強制競売の開始決定の前後の判定

不動産に対する滞納処分による差押えと強制競売の開始決定とのいずれが先にされたかは、差押えの登記の前後により判定する。したがつて、強制競売の開始決定に係る差押えの効力の発生(執行法46条1項本文参照)後であつても、その差押えの登記前に滞納処分による差押えの登記がされているときは、滞納処分による差押えが先にされたものとなるのであるから留意する。

第14条関係 滞納処分による差押えの解除の通知

1 趣旨

法第14条は、先にされた滞納処分による差押えが解除されると、執行裁判所は強制執行手続を進めることとなるので、徴税吏員は、滞納処分に係る差押えを解除したときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならないことを定めたものである。

2 差押えを解除した場合の裁判所への通知

徴税吏員は、二重差押えがされた不動産につき、滞納処分による差押えを解除したときは、「差押え及び交付要求解除(通知)書」(別紙様式10)によりその旨を裁判所へ通知しなければならない(法14条、令7条1項)。

3 差押えを解除した場合の質権者等への通知

徴税吏員は、「差押え及び交付要求解除(通知)書」により裁判所に差押えを解除した旨の通知をした場合において、徴収法第55条各号に掲げる者のうち知れている者及び交付要求をしている者に対して同法第81条の規定により差押解除の通知するときは、その不動産につき強制競売の開始決定がされている旨をあわせて通知する(令7条2項)。

なお、滞納者に対して、滞納処分による差押えを解除した旨を通知する場合も同様の取扱いとする。

第15条関係 強制競売の申立ての取下げ等の通知

1 趣旨

法第15条は、二重差押えがされた不動産について、強制競売の申立ての取下げ等があった場合には、裁判所書記官はその旨を徴税吏員に通知しなければならないことを定めたものである。

2 強制競売の申立ての取下げ等の通知

二重差押えがされた不動産について、強制競売の申立てが取り下げられたとき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を規則第17条に掲げる事項を記載した書面(強制競売終了通知書)により徴税吏員に通知することとなっているので留意すること。

(注) 「強制競売終了通知書」は、換価執行決定がされている場合であつても、滞納処分による差押えをした徴収職員等に対して通知されるため、滞納処分による差押えをした徴税吏員は、当該通知を受けた場合は、その旨を速やかに換価執行行政機関等へ通知することに留意すること(徴収令第42条の2第3項)。

第16条関係 差押えの登記の抹消

1 趣旨

法第16条は、換価処分による権利移転の登記をする場合には、登記官は、同時に執行法第48条第1項の規定により行つた強制競売の開始決定に係る差押えの登記を職権で抹消すべきことを定めたものである。

(注) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第115条の規定により権利移転の登記の嘱託をする場合には、強制競売の開始決定に係る差押えの登記の抹消の嘱託は要しないことに留意する。

第17条関係 売却代金の残余の交付等の規定の準用

1 趣旨

法第17条は、滞納処分による差押え後に強制執行による差押えがされた動産に関する規定のうち、売却代金の残余の交付等に関する法第6条及び強制執行続行の決定に関する法第8条から第10条まで(第10条第2項を除く。)の規定を、二重差押えがされた不動産について準用することを定めたものである。

2 残余金の交付手続等

二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について滞納者に交付すべき残余(以下、第17条関係及び第18条関係において「残余金」という。)が生じた場合又は生じなかつた場合には、第6条関係に定めるところに準じて処理するものとする(法17条において準用する法6条1項及び3項、令8条において準用する令4条。最高裁通達五前段、三前段参照)。

(注)

(1) この場合において、準用する法第6条中「執行官」とあるのは、「執行裁判所」と読み替えるものとする(法17条後段参照)。

(2) 換価執行決定がされた不動産の売却代金に係る残余金の処理は、その換価執行決

定をした道府県事務所長又は市町村長が行うことに留意する。

3 残余金を執行裁判所に交付できる場合

強制競売の開始決定に係る差押えの登記が、滞納処分による換価手続においてその買受人が買受代金を納付した日以前にされており、かつ、強制競売開始決定通知書が、残余金を滞納者に交付する前に到達したときは、その残余金は執行裁判所に交付するものとする。

4 強制執行続行の決定

二重差押えがされた不動産について、強制執行続行の決定の申請があつた場合並びに続行の決定があつた場合には、それぞれ第8条関係から第10条関係まで(第10条関係3を除く。)に定めるところに準じて処理する(法17条において準用する法8条、9条並びに10条1項、3項及び4項)。

なお、強制執行続行の決定があつた場合には、徴税吏員は、徴収法第55条各号に掲げる者のうち知れている者及び交付要求をしている者に対し、その旨及びその他必要な事項を通知しなければならない(令9条において準用する徴収法81条)。

(注)

- (1) この条において準用する法第9条第2項の規定による意見の聴取は、換価執行決定がされている場合であつても、滞納処分による差押えをしている徴収職員等に対して行われるため、滞納処分による差押えをした徴税吏員は、当該意見の聴取があつた旨を換価執行行政機関等に速やかに通知をし、その換価執行行政機関等の意見を踏まえた上で回答することに留意する(徴収令第42条の2第3項)。
- (2) 強制執行続行の決定は、換価執行決定がされている場合であつても、滞納処分による差押えをしている徴収職員等に告知することにより行われるため、滞納処分による差押えをした徴税吏員は、当該告知を受けた場合は、当該告知を受けた旨を速やかに換価執行行政機関等へ通知することに留意する(徴収令第42条の2第3項)。
- (3) 強制執行続行の決定があつた場合は、執行法第49条第2項の規定により滞納に係る地方団体の徴収金の額を配当要求の終期までに執行裁判所に届けるべき旨の催告がされるので、必要に応じ当該終期までに交付要求しなければならないことに留意する。

第18条関係 仮差押えの執行

1 趣旨

法第18条は、滞納処分による差押えがされている不動産に対しても仮差押えの執行ができること、裁判所書記官は、仮差押えを執行したとき又は仮差押えの執行が取り下げられたとき等は、その旨を徴税吏員に通知すべきこと及び仮差押えが執行され不動産の滞納処分による売買代金の残余の交付について定めたものである。

2 仮差押えの執行の範囲

法第18条に規定する不動産に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法に

よるもの(強制管理の方法を併用する場合を含む。)をいい、強制管理の方法のみによるものは含まれないことに留意する。

3 滞納処分による差押えを解除した場合の規定の準用

滞納処分による差押え後に仮差押えがされた不動産(以下、第18条関係において「二重差押えがされた不動産」という。)について、滞納処分による差押えを解除した場合は、第14条関係2に定めるところに準じて処理するものとする(令10条2項及び3項において準用する令7条1項)。

なお、裁判所に対し令第10条第2項の通知をした場合において、その不動産につき参加差押え(2以上の参加差押えがされているときは、最も先にされたもの)をしている徴収職員等に対し、徴収法第81条の通知をするときは、その不動産につき仮差押えの執行がされている場合にはその旨をも通知しなければならない(令10条4項)。

また、滞納者に対し滞納処分による差押えを解除した旨通知する場合も同様とする。

4 仮差押えの執行の通知を受領した場合の仮差押債権者に対する公売の通知

徴税吏員が、滞納処分による差押えがされている不動産について、仮差押えの執行をした旨の規則第21条第1項において準用する規則第15条各号に掲げる事項を記載した書面(仮差押執行通知書)を受領した場合において、その不動産を換価するときは第3条関係12に定めるところに準じて仮差押債権者に対して公売の通知をするものとする。

(注) 仮差押執行通知書には、仮差押命令の写しが添付されることに留意する。

なお、「仮差押執行通知書」は、換価執行決定がされている場合であつても、滞納処分による差押えをした徴収職員等に対して通知されるため、滞納処分による差押えをした徴税吏員は、当該通知を受けた場合は、当該通知を受けた旨を速やかに換価執行行政機関等へ通知することに留意する(徴収令第42条の2第3項)。

5 残余金の交付の場合の規定の準用

残余金が生じた場合には、徴税吏員は第6条関係2(1)に定めるところに準じて管轄裁判所(不動産に対する強制執行について管轄権を有する裁判所をいう。以下、第18条関係において同じ。)に交付しなければならない(法18条2項)。

なお、この場合において、第17条関係3に定めるところに準じて処理するものとする。

(注)

(1) 管轄裁判所と仮差押えの執行裁判所が異なる場合においても、残余金は管轄裁判所に交付することとなるので留意すること。

(2) 換価執行決定がされた場合における残余金の交付手続は、その換価執行決定をした道府県事務所長又は市町村長が行うことに留意する。

6 残余金が生じた場合等の通知

残余金が生じた場合又は売却代金を供託すべき場合における管轄裁判所に対する通知については、第6条関係2(1)、(2)及び4に定めるところに準じて処理する(令10条1項において準用する令4条)。この場合において、残余金交付通知書には、仮差押えの執行裁判

所、事件番号、事件名及び仮差押債権者の住所、氏名又は名称を付記するものとする。

また、残余金が生じなかった場合には、仮差押えを執行する裁判所に対し、第6条関係3に定めるところに準じて通知するものとする。

(注) 換価執行決定された場合における上記裁判所に対する通知は、その換価執行決定をした道府県事務所長又は市町村長が行う。

7 仮差押えの申請の取下げ等の通知

二重差押えがされた不動産について、仮差押えの申請が取り下げられたとき又は仮差押えの執行を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴税吏員に規則第21条第1項において準用する規則第17条各号に掲げる事項を記載した書面(仮差押執行終了通知書)により通知することとなっているので留意すること(法18条1項において準用する法15条)。

(注) 「仮差押執行終了通知書」は、換価執行決定がされている場合であつても、滞納処分による差押えをした徴収職員等に対して通知されるため、滞納処分による差押えをした徴税吏員は、当該通知を受けた場合は、当該通知を受けた旨を速やかに換価執行行政機関等へ通知することに留意する(徴収令第42条の2第3項)。

8 滞納処分による差押え後に仮差押えの執行をした不動産

仮差押えの登記前に滞納処分による差押えの登記がされたときは、法第18条第2項に規定する「滞納処分による差押後に仮差押の執行をした不動産」として取り扱うことに留意する。

9 仮差押登記の抹消の嘱託

道府県事務所長又は市町村長は、二重差押えがされた不動産について換価処分による権利移転等の登記を嘱託する場合において、仮差押えの登記は換価処分により消滅した権利の登記として、同時にその抹消を嘱託するものとする(不動産登記法115条2号)。

(注) 仮差押えの執行の場合は、強制執行の場合(第16条関係参照)とは異なり、登記官の職権抹消の規定がないことから、不動産登記法第115条第2号の規定が適用されることに留意する。

10 仮差押えの執行、滞納処分による差押え及び強制競売の開始決定が競合した場合の関連規定の適用

仮差押えの執行後に、滞納処分による差押えをした不動産について強制競売の開始決定がされた場合又は滞納処分による差押えをした不動産について仮差押えの執行がされ、更に強制競売の開始決定がされた場合のこの法律の適用については、二重差押えがされた場合と同様に第12条関係から第17条関係までに定めるところに準じて処理するものとする。

11 仮差押えの執行、強制競売の開始決定及び滞納処分による差押えが競合した場合において、強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたとき等の処理

仮差押えの執行、強制競売の開始決定及び滞納処分による差押えの順に差押え等がさ

れた場合、強制競売の開始決定、仮差押えの執行及び滞納処分による差押えの順に差押え等がされた場合又は強制競売の開始決定、滞納処分による差押え及び仮差押えの執行の順に差押え等がされた場合において、強制競売の申立てが取り下げられたとき又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官から徴税吏員にその旨の通知がされる(法31条)。この場合には、仮差押えの執行がされていない不動産につき、強制競売の開始決定後に滞納処分による差押えをした場合において、強制競売の申立ての取下げ等の通知を受けたときの処理を定める第31条関係により取り扱うものとする。

12 仮差押えの執行、強制競売の開始決定、滞納処分による差押え及び参加差押えが競合した場合の処理

仮差押えの執行、強制競売の開始決定、滞納処分による差押え及び参加差押えが競合した場合においても、法第18条関係10及び11に定めるところに準じて処理するものとする。

なお、この場合において、強制競売の申立てが取り下げられ又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じた後、滞納処分による差押えを解除した場合における参加差押えをしている徴収職員等への通知については、二重差押えがされた不動産につき差押えを解除した場合における徴収職員等への通知について定めた3に定めるところに準じて処理するものとする。

13 仮差押えの執行後に担保権が設定されている場合等の残余金の交付

滞納処分による差押え、仮差押えの執行及び担保権(第11条関係6に同じ。以下、13において同じ。)の設定の順、滞納処分による差押え、担保権の設定及び仮差押えの執行の順又は仮差押えの執行、滞納処分による差押え及び担保権の設定の順に差押え等がされている不動産を滞納処分により換価した場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じたときは、徴税吏員は、当該残余金を担保権者に交付することなく、管轄裁判所に交付するものとする。

14 家庭裁判所が仮差押えを執行した場合の法の適用

家庭裁判所が家事事件手続法(平成23年法律第52号)第105条の規定により仮差押えの執行をした場合には、この法の適用上、仮差押えの執行裁判所は家庭裁判所であることに留意する。

第19条関係 船舶に対する強制執行及び仮差押えの執行

1 趣旨

法第19条は、滞納処分による差押えがされている船舶で、登記簿に登記することができるものに対する強制執行及び仮差押えの執行に関しては、滞納処分による差押え後に強制執行又は仮差押えの執行をした不動産に関する取扱いと同様の取扱いをすることを定めたものである。

2 船舶

法第19条に規定する「船舶で登記されるもの」とは、「船舶」(第2条関係6)

のうち、商法(明治32年法律第48号)第686条第1項及び船舶法第5条の規定に基づき同法第34条第1項に定める手続(船舶登記規則(明治32年勅令第270号)参照)により登記することができる船舶をいう。したがって、登記されていない船舶であつても、これらの規定に基づき登記することができる船舶は、「船舶で登記されるもの」に含まれる。

3 滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対する強制執行

滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対する強制執行については、4から6に定めるところによるほか、滞納処分により差押えられた不動産に対する強制競売に関する第12条関係から第17条関係までに定めるところに準じて取り扱う(法19条において準用する法12条から17条まで、令11条1項において準用する令7条から9条まで)。

4 滞納処分による差押え後に強制競売の開始決定をした船舶

船舶で登記されるものに対する滞納処分による差押えと強制競売の開始決定とのいずれが先にされたかは、差押えの登記の前後により判定する。したがって、強制競売の開始決定に係る差押えの効力の発生(執行法121条において準用する執行法46条1項。なお、執行法114条3項参照)後であつても、その差押えの登記前に滞納処分による差押えの登記がされたときは、法第19条の適用がある。

5 徴税吏員が取り上げた船舶国籍証書等の取扱い

徴税吏員が滞納処分による差押えをしている船舶につき、徴収法第70条第3項に規定する「監守及び保存のため必要な処分」として船舶国籍証書その他登記される船舶の航行のために必要な文書(以下、「船舶国籍証書等」という。)を取り上げている場合は、次により取り扱うものとする。

(1) 当該船舶につき強制競売の開始決定の通知があつた場合には、徴税吏員は、船舶国籍証書等を取り上げている旨を執行裁判所に対し通知しなければならない(令11条2項)。また、強制競売の開始決定の通知後に取り上げた場合も同様である。

(注) 船舶で登記されているものに対し滞納処分による差押え後に強制競売の開始決定があつた場合において、執行官が船舶国籍証書等を取り上げて執行裁判所に提出したとき(執行法114条1項参照)は、裁判所書記官は、徴税吏員に対しその旨を通知することとなつている(規則22条2項)ので留意すること。

(2) (1)の場合において、滞納処分による差押えを解除したときは、徴税吏員は、執行裁判所に対し船舶国籍証書等を引き渡さなければならない(令11条3項)。この場合においては、「差押え及び交付要求解除(通知)書」(別紙様式10)の「備考」欄に、船舶国籍証書等を引き渡す旨を記載し、受領書を同封して送付するものとする。

(注) 滞納者に対し滞納処分による差押えを解除した旨の通知をする場合には、船舶国籍証書等を執行裁判所に引き渡した旨をあわせて通知するものとする。

(3) (1)の場合において強制執行続行の決定があつたときは、執行裁判所に対し船舶国籍

証書等を引き渡さなければならない(令11条4項)。この場合においては、執行裁判所に対し交付要求をする一方、事件番号、事件名及び令第11条第4項の規定により引き渡す旨を記載した書面及び受領書を同封して送付する。

(注) 船舶国籍証書等を執行裁判所に引き渡したときは、その旨を滞納者に通知するものとする。

- (4) (3)により船舶国籍証書等を執行裁判所に引き渡した場合において、強制競売の申立てが取り下げられ、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、その船舶国籍証書等は徴税吏員に引き渡されることに留意する。

(注) 執行裁判所から船舶国籍証書等の引渡しを受けたときは、その旨を滞納者に通知するものとする。

- (5) 徴税吏員は、(2)若しくは(3)により船舶国籍証書等を執行裁判所に引き渡したとき又は(4)により執行裁判所から船舶国籍証書等の引渡しを受けたときは、その旨を船舶の船籍港を管轄する管海官庁(海運局又は海運局支局)の長に通知するものとする。

6 執行官が取り上げた船舶国籍証書等を執行裁判所が保管している場合の取扱い

- (1) 船舶で登記されるものに対し滞納処分による差押えがされた後に強制執行が開始され、執行官が債務者(滞納者)から船舶国籍証書等を取り上げ、執行裁判所に提出している場合において、滞納処分による換価により当該船舶の所有権を取得した買受人は、執行裁判所からその船舶国籍証書等の引渡しを受けることができる。

(注) この場合において、船舶を換価するときは、公売公告に、買受人は執行裁判所に対し「売却決定通知書」を呈示して船舶国籍証書等の引渡しを受けられる旨を記載するものとする(徴収法95条1項9号)。

- (2) 船舶で登記されるものに対し滞納処分による差押えがされた後に強制執行が開始され、執行官が債務者(滞納者)以外の第三者から船舶国籍証書等を取り上げ、執行裁判所に提出している場合において、滞納処分による換価により当該船舶の所有権を取得した買受人は、その第三者の同意を受けて、執行裁判所からその船舶国籍証書等の引渡しを受けることができる。

(注) この場合において、船舶を換価するときは、公売公告に、買受人は執行裁判所に対し第三者の同意書を提出するとともに、「売却決定通知書」を呈示して船舶国籍証書等の引渡しを受けられる旨を記載するものとする(徴収法95条1項9号)。

なお、第三者の同意が得られない場合には、買受人は、船舶国籍証書等の再発行が受けられる。

- (3) 執行裁判所が船舶国籍証書等を保管している場合において、強制競売の申立てが取り下げられ、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、船舶国籍証書等は債務者(滞納者)に返還されることとなつていたので留意すること。

7 滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対する仮差押えの執行

- (1) 滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対し、仮差押えの登記

をする方法による仮差押えの執行(船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法を併用する場合を含む。)がされた場合には、滞納処分により差し押さえられた不動産に対する仮差押えの執行に関する第18条関係に定めるところに準じて処理するものとする(法19条において準用する法18条、令11条の2において準用する令10条)。

(注) 船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法を併用した場合における船舶国籍証書等の取扱いは、(2)アに定めるところに準じて処理するものとする。

- (2) 滞納処分による差押えがされている船舶で登記されるものに対し船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされ、かつ、「仮差押え執行通知書」によりその旨の通知(規則21条1項において準用する規則15条参照)があつた場合には、次に定めるところによるほか、第18条関係3、4及び7に定めるところに準じて処理するものとする。

ア 徴税吏員が徴収法第70条第3項に規定する「監守及び保存のための必要な処分」として船舶国籍証書等を取り上げているときは、5(1)、(2)及び(5)に定めるところに準じ、執行官が取り上げた船舶国籍証明書等を執行裁判所が保管しているときは、6に定めるところに準じてそれぞれ処理するものとする(令11条の2において準用する令11条2項及び3項)。

イ 徴税吏員は、船舶を滞納処分により換価した場合において、換価の手続を了したときは、その旨を速やかに仮差押えの執行裁判所(船舶の所在地を管轄する地方裁判所。執行法176条2項参照)に通知するものとする。

ウ 船舶の滞納処分による売却代金について、滞納者に交付すべき残余が生じたときは、滞納者に交付するものとする。

(注) 船舶国籍証書等の取上げの方法のみを用いた仮差押権者は、その売却代金から配当を受けることができない(執行法121条において準用する同法87条1項3号)ことから、滞納処分と仮差押えの執行との間においても、残余金は執行裁判所に交付しない取扱いとなることに留意する。

第20条関係 競売

1 趣旨

法第20条は、滞納処分による差押えがされている不動産又は船舶を目的とする競売に関しては、滞納処分による差押え後に強制競売の開始決定をした不動産に関する法第12条から第17条までの規定を準用することを定めたものである。

2 競売の範囲

法第20条に規定する競売には、滞納処分による差押え後に設定された担保権の実行としての競売が含まれることに留意する。

3 滞納処分による差押えがされている不動産を目的とする競売

滞納処分による差押えがされている不動産を目的とする競売については、滞納処分により差し押さえられた不動産に対する強制競売に関する第12条関係から第17条関係ま

でに定めるところに準じて取り扱う(法20条において準用する法12条から17条まで、令12条において準用する令7条から9条まで)。

4 滞納処分による差押えがされている船舶を目的とする競売

滞納処分による差押えがされている船舶を目的とする競売については、滞納処分により差し押さえられた船舶で登記されるものに対する強制競売に関する第19条関係(7を除く。)に定めるところに準じて取り扱う(法20条において準用する法12条から17条まで、令12条において準用する令11条)。

第20条の2関係 航空機等に対する強制執行等

1 趣旨

法第20条の2は、滞納処分による差押えがされている航空機、自動車又は建設機械に対しても、強制執行、仮差押えの執行又は競売をすることができること及び航空機、自動車又は建設機械に対する滞納処分と強制執行等との手続の調整に関して必要な事項のうち滞納処分に関する事項は令で、強制執行、仮差押えの執行及び強制競売に関する事項は規則で定めることを定めたものである。

2 滞納処分による差押えがされている航空機に対する強制執行又は競売

滞納処分による差押えがされている航空機に対して強制執行又は競売(第20条関係2参照)が開始された場合には、次に定めるところによるほか、滞納処分により差し押さえられた不動産に対する強制競売に関する第12条関係から第17条関係までに定めるところに準じて取り扱う(令12条の2及び規則23条の2において準用する法5条3項本文、6条、8条、9条、10条1項、3項及び4項、12条2項、13条から16条まで及び令11条1項(令7条から9条までを準用)並びに規則22条)。

(1) 航空機に対する滞納処分による差押えと強制競売の開始決定のいずれが先にされたかは、差押えの登記の前後により判定する(第19条関係4参照)。したがって、強制競売の開始決定に係る差押えの効力の発生(執行規則84条において準用する執行法121条(同法46条1項を準用)参照)後であつても、その差押えの登録前に滞納処分による差押えの登録がされたときは、法第20条の2の適用がある。

(2) 徴税吏員が航空機登録証明書その他航空機の運航のために必要な文書(以下、「航空機登録証明書等」という。)を取り上げている場合及び執行官が取り上げた航空機登録証明書等を執行裁判所が保管している場合の取扱いは、それぞれ第19条関係5及び6に定めるところに準じて取り扱う(令12条の2において準用する令11条2項から4項まで、規則23条の2において準用する規則22条2項)。

(注)

(1) この場合において、第19条関係5(5)による通知は、運輸大臣(送付先は運輸省航空局)に対して行うことに留意する。

(2) 本文中の場合において、航空機登録証明書等が執行裁判所に提出されたときは、裁判所書記官から徴税吏員に対してその旨の通知がなされることとなつている

(規則23条の2において準用する規則22条2項)ので留意すること。

3 滞納処分による差押えがされている航空機に対する仮差押えの執行

(1) 仮差押えの登録をする方法による仮差押えの執行がされた場合

ア 滞納処分による差押えがされている航空機に対して仮差押えの登録をする方法による仮差押えの執行(航空機登録証明書等の取上げを命ずる方法を併用する場合を含む。)がされた場合には、滞納処分により差し押さえられた不動産に対する仮差押えの執行に関する第18条関係に定めるところに準じて取り扱う(令12条の2及び規則23条の2において準用する法12条2項、15条、18条2項及び3項、令11条の2(令10条を準用))。

イ 航空機登録証明書等の取上げを命ずる方法を併用した場合における航空機登録証明書等の取扱いは、第19条関係7(2)アに定めるところに準じて取り扱う。

(2) 航空機登録証明書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた場合

滞納処分による差押えがされている航空機に対して航空機登録証明書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされ、かつ、「仮差押執行通知書」(規則22条の2第1項において準用する規則21条1項及び15条)によりその旨の通知があつた場合には、第19条関係7(2)に定めるところに準じて取り扱うものとする(令12条の2において準用する令11条の2(令10条、11条2項及び3項を準用)、規則23条の2において準用する規則22条の2第3項)。

4 滞納処分による差押えがされている自動車等に対する強制執行又は競売

滞納処分による差押えがされている自動車又は建設機械(以下、「自動車等」という。)に対して強制執行又は競売(第20条関係2参照)がされる場合には次に掲げる事項に留意すること(令12条の3第1項、規則23条の3第1項)。

(1) 強制競売開始の通知を受けた場合の差押債権者への公売の通知については、第12条関係に定めるところに準じて取り扱うこと。

(2) 滞納処分による差押え後(2(1)参照)に強制執行又は競売が開始された自動車等(以下、「差押競合自動車等」という。)について、滞納処分による差押えを解除すべき場合において、当該差押競合自動車等について強制執行又は競売による差押え前に参加差押えがされているときは、その参加差押えに係る滞納処分による差押えの効力は、強制執行又は競売による差押えの時以前にはさかのぼらないこと(法5条3項本文の準用)。

(3) 執行裁判所に対する差押競合自動車等の売却代金の残余の交付等については、第6条関係に定めるところに準じて取り扱うこと。

(注) 第6条関係の準用に当たっては、「執行官」とあるのは「執行裁判所」と読み替える(令12条の2後段)。

(4) 強制執行続行の決定の申請及び強制執行続行の決定があつた場合については、第8条関係、第9条関係、第10条関係4、5及び第17条関係4に定めるところに準じて取り扱うものとする。

- (5) 差押競合自動車等に対する強制執行又は競売の手続の制限等については、第13条関係に定めるところに準じて取り扱うものとする。
- (6) 差押競合自動車等について強制競売の申立ての取下げ等があつた場合については、第15条関係に定めるところに準じて取り扱うものとする。
- (7) 差押競合自動車等について、換価処分による権利移転の登記(登録を含む。以下、第20条の2関係において同じ。)の嘱託をする場合については、第16条関係に定めるところに準じて取り扱うこと。

5 徴税吏員が自動車等を占有していない場合の処理

滞納処分による差押えがされている自動車等に対して強制執行又は競売(第20条関係2参照)が開始された場合において、徴税吏員が自動車等を占有していないときは、4に定めるところによるほか、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 自動車検査証等の取扱い

徴税吏員が、自動車等について自動車検査証その他自動車の権利移転のために必要な書類(以下、「自動車検査証等」という。)を取り上げているときは、次により処理するものとする。

ア 裁判所書記官から強制執行又は競売が開始された旨の通知を受けた場合には、自動車検査証等を占有している旨を執行裁判所に通知する。

イ 滞納処分による差押えを解除すべきとき又は強制執行若しくは競売の続行決定があつたときは、自動車検査証等を執行裁判所に引き渡す。この場合の手続は、第19条関係5(2)及び(3)に定めるところに準ずる。

(2) 執行裁判所に対する自動車等の引渡しの請求

執行官が、執行規則第89条第1項(同規則98条及び176条2項(同規則177条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による開始決定により自動車等の引渡しを受けている場合において、滞納処分による換価をするときは、徴税吏員は、執行裁判所に対し執行官にその自動車等の引渡しを命じることを請求し(令12条の3第3項、徴収法91条参照)、必ず引渡しを受ける。この場合における自動車等の引渡しを受ける手続は、第23条関係(令14条4項後段に係る部分を除く。)に定めるところに準じて取り扱う(令12条の3第4項)。

(注) 差押競合自動車等について執行官が、その自動車等の引渡しを受けたときは、その旨の届出が執行裁判所にされる(執行規則90条1項、98条及び176条2項(同規則177条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)が、この場合は、裁判所書記官から徴税吏員にその届出がされた旨の通知がされることとなつている(規則23条の3第7項)ことに留意する。

(3) 執行裁判所に対する差押えの解除の通知

徴税吏員は、差押競合自動車等について、滞納処分による差押えを解除したときは、「差押え及び交付要求解除(通知)書」(令12条の3第1項において準用する令7条)により、

その旨を執行裁判所に通知しなければならない(令12条の3第1項において準用する法14条、第14条関係参照)。

6 徴税吏員が自動車等を占有している場合の処理

滞納処分がされている自動車等に対して強制執行又は競売(第20条関係2参照)が開始された場合において徴税吏員が自動車等を占有しているときは、4に定めるところによるほか、次に定めるところにより処理する。

(1) 自動車等を占有している旨の執行裁判所に対する通知

徴税吏員は、裁判所書記官から強制執行又は競売が開始された旨の通知を受けた場合において、自動車等を占有しているときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならない(令12条の3第2項)。この場合において自動車検査証等を取り上げているときは、その旨をあわせて通知するものとする。

(2) 執行官に対する自動車等の引渡し

ア 徴税吏員は、滞納処分による差押えを解除するとき又は強制執行若しくは競売の続行決定があつたときは、滞納処分による差押えの際、債権者、債務者、所有者及び執行規則第176条第2項(執行規則177条で準用する場合を含む。)において準用する執行規則第174条第2項の規定により引渡しを命じられている占有者以外の第三者が占有していた自動車等につきその者が執行官に引き渡すことを拒んだ場合を除き、その自動車等を執行官に引き渡さなければならない。この場合における引渡しの手続等は、第5条関係(2(6)、3(1)及び9を除く。)に定めるところに準じて処理する(令12条の3第1項において準用する法5条1項(法10条2項において準用する場合を含む。)、令3条1項及び2項(これらの規定を令5条1項において準用する場合を含む。))。

イ 徴税吏員は、「差押財産引渡通知書」により執行裁判所に通知した場合において、徴収法第81条の規定により同法第55条各号に掲げる者のうち知っている者及び交付要求をしている者に対して通知するときは、第14条関係3に定めるところに準じて処理するものとする(令12条の3第1項において準用する令7条2項)。

ウ 徴税吏員は、自動車等を執行官に引き渡したときは、その旨を滞納者に通知するものとする。

7 滞納処分による差押えがされている自動車等に対する仮差押えの登録をする方法による仮差押えの執行

(1) 自動車等の取上げを命ずる方法を併用していない場合

滞納処分による差押えがされている自動車等に対して仮差押えの登録をする方法による仮差押えの執行がされた場合には、滞納処分により差し押さえられた不動産に対する仮差押えの執行に関する第18条関係に定めるところに準じて取り扱う(令12条の4及び規則23条の4において準用する法12条2項、15条、18条2項及び3項、令10条)。

なお、滞納処分による差押え後、仮差押えの執行前に参加差押えがされ、徴税吏員が自動車等を占有している場合において、その差押えを解除すべきときは、参加差押

えをしている徴収職員等から引渡しの出があつたときを除き、徴収法第87条第2項後段の規定にかかわらず、自動車等は滞納者に返還するものとする。この場合には、自動車等を引き渡した旨を仮差押えの執行裁判所に通知するものとする。

(2) 自動車等の取上げを命じる方法を併用している場合

滞納処分による差押えがされている自動車等に対して仮差押えの登録をする方法と自動車等の取上げを命ずる方法を併用する仮差押えの執行がされた場合において、徴税吏員が自動車等を占有していないときは、8(1)アに定めるところに準じて取り扱うものとし、徴税吏員が自動車等を占有しているときは、8(2)に定めるところに準じて取り扱うものとする。

8 滞納処分による差押えがされている自動車等に対する自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行

(1) 徴税吏員が自動車等を占有していない場合

ア 滞納処分による差押えがされている自動車等に対してその取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされ、かつ、仮差押執行通知書によりその旨の通知(規則23条の4第1項において準用する法12条2項)及び執行官が自動車等を保管している旨の通知(規則23条の4第4項)があつた場合において、徴税吏員が自動車等を占有していないときは、第18条関係3、4及び7並びに第19条関係7(2)イ、ウ及び第20条の2関係5に定めるところに準じて取り扱う。

イ 執行官が自動車等を保管している場合において、自動車等に著しい価額の減少を生じるおそれがあるとき又はその保管のために不相応な費用を要するとき(執行規則163条1項、165条参照)は、執行官はその旨を徴税吏員に通知することとなつている(最高裁通達七3)ので、徴税吏員はこの通知を受けた場合には、換価の可否を検討し、次により処理する。

(ア) 自動車等を換価する必要があるときは、執行官からその引渡しを受けて、速やかに換価するものとする。

(イ) 徴収の猶予又は換価の猶予中であるなどの理由により、自動車等を換価できない場合で、当該自動車等を換価しなくても徴収上弊害がないと認められるときは、差押えを解除するものとする。

(2) 徴税吏員が自動車等を占有している場合

滞納処分による差押えがされている自動車等に対してその取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされ、かつ、仮差押執行通知書によりその旨の通知(規則23条の4第1項において準用する法12条2項)があつた場合において、徴税吏員が自動車等を占有しているときは、次に定めるところによるほか、第18条関係3、4及び7並びに第19条関係7(2)イ、ウに定めるところに準じて取り扱う。

ア 徴税吏員は、裁判所書記官から自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた旨の通知を受けた場合には、自動車等を占有している旨を仮差押えの

執行裁判所に通知しなければならない(令12条の4において準用する令12条の3第2項)。

イ 徴税吏員は、滞納処分による差押えを解除すべきときは、滞納処分による差押えの際、債権者及び債務者以外の第三者が占有していた自動車等で、その者が執行官に引き渡すことを拒んだ場合を除き、その自動車等を執行官に引き渡さなければならない。この場合における引渡しの手続等は、第5条関係(3(1)及び9を除く。)に定めるところに準じて処理する(令12条の4において準用する法5条1項及び令3条1項から3項まで)。滞納処分による差押え後、仮差押えの執行前に滞納処分による参加差押えがされている場合も同様である。

第3節 債権又はその他財産権に対する強制執行等

第20条の3関係 強制執行による差押命令の通知

1 趣旨

法第20条の3は、滞納処分による差押えがされた債権に対して、強制執行による差押えをすることができること及びその場合には、裁判所書記官は、原則として、差押命令が発せられた旨を徴税吏員に通知しなければならないことを定めたものである。

2 差押競合債権

法第20条の3から第20条の8までの規定の適用を受ける債権(以下、「差押競合債権」という。以下、第20条の8関係まで同じ。)は、次に掲げるものをいう。

(1) その一部について滞納処分による差押えがされた後にその残余の部分を超えて強制執行により差押命令が発せられた債権

なお、その一部について滞納処分による差押えがされた後にその残余の部分を超えない範囲で強制執行による差押命令が発せられ、その後更に滞納処分による差押え又は強制執行による差押命令が発せられたことによつてその残余の部分を超えることとなつた場合も、差押競合財産に含まれることに留意する。

(2) その全部について滞納処分による差押えがされた後に、その一部又は全部について重ねて強制執行による差押命令が発せられた債権

(注) 「差押え」又は「差押命令」には、単一の差押え又は差押命令だけではなく、複数にわたる場合も含まれる。また「差押え」には、仮差押命令が発せられた後にされた滞納処分による差押えも含まれ、「差押命令」には、仮差押命令が発せられる前又は後にされた強制執行による差押命令も含まれる。

3 裁判所書記官からの通知

差押競合債権について、執行裁判所が先行する滞納処分を知つたときは、徴税吏員が事情届があつた旨の通知(第20条の6関係6(1)ア)をした場合を除き、裁判所書記官は差押命令が発せられた旨を徴税吏員に通知することとなつている(法20条の3第2項、規則23条の5第1項において準用する規則15条)。

第20条の4関係 差押えが一部競合した場合の効力

1 趣旨

法第20条の4の規定は、滞納処分による差押えがされた債権に対し、その債権の一部について強制執行による差押命令が発せられた場合には、強制執行による差押えの効力は、その債権の全部に拡張して及ぶことを定めたものである。

2 残余金の交付

差押競合債権につき滞納処分による差押えに基づいて取立てをし、地方団体の徴収金等に配当した後の残余は、それが強制執行による差押金額を超えているかどうかを問わず、その残余の全額を執行裁判所に交付することに留意する(法20条の8第1項において準用する法6条1項参照)。

第20条の5関係 取立て等の制限

1 趣旨

法第20条の5は、差押競合債権のうち滞納処分による差押えがされた部分については、その差押えが解除された後でなければ、強制執行による差押債権者は、取立て又は動産の引渡請求権の差押命令の執行の請求をすることができないことを定めたものである。

(注) 差押競合債権に係る第三債務者は、滞納処分による差押えがされた部分について、強制執行による差押債権者に履行しても、その履行をもつて滞納処分による差押えをした地方団体に対抗できないことに留意する。

第20条の6関係 第三債務者の供託

1 趣旨

法第20条の6は、滞納処分による差押えがされている金銭の支払いを目的とする債権について、強制執行による差押命令がされたときは、その債権の全額に相当する金銭を供託することができること及びその場合に、徴税吏員に事情届をしなければならないこと等を定めたものである。

2 供託をすることができる場合

法第20条の6の規定により第三債務者が供託をすることができるのは、差押競合債権のうち金銭の支払いを目的とするもの(以下、第3節において「差押競合の金銭債権」という。)に限られる。

(注)

(1) 法第20条の6第1項の規定による供託ができる場合であつても、滞納処分により差押えがされた部分については、第三債務者は徴税吏員に対して直接弁済(徴収法第67条第4項の弁済委託を含む。)することができることに留意する。

(2) 法第20条の8第1項の規定において準用する法第9条の規定により強制執行続行の決定があつたときは、第三債務者は、差押えに係る金銭債権の全額を供託しなければならない(法10条1項、36条の6第1項、第20条の8関係6参照)ことに留意する。

なお、この強制執行続行の決定があつたときは、裁判所書記官は、その旨を第三債務者に通知することとなつている(規則23条の5第1項において準用する規則16条、20条)。

3 供託することができる金額

法第20条の6の規定により第三債務者が供託することができる金額は、差押えに係る金銭債権の全額(相殺などによりその一部が消滅しているときは、その消滅した部分の全額を控除した金額)である。

(注)

(1) 法第20条の6第1項(法第36条の11第1項において準用する法第26条第1項の規定により、滞納処分続行承認の決定があつた場合を含む。)の規定により供託をした第三者は、供託するための旅費、日当及び宿泊料その他供託のために要した費用並びに事情届のために要した費用を請求することはできない(民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)28条の2参照)ことに留意する。

(2) 第20条の3関係2(1)後段に該当する場合においては、先行の滞納処分による差押えがされた部分を差し引いた残額については、第三債務者は、供託しなければならないことに留意する(法36条の6第1項)。

(例) 債権の全額が100万円の場合において、第1順位滞納処分40万円、第2順位強制執行30万円、第3順位滞納処分80万円のそれぞれの差押えがされたときは、第1順位滞納処分40万円を差し引いた残りの60万円については、第三債務者は供託をしなければならないこととなる。

4 金銭債権を滞納処分により差し押さえる場合の留意事項

金銭債権を滞納処分により差し押さえる場合は次に掲げる事項に留意すること。

(1) 金銭債権の一部を差し押さえることによつてその差押えに係る地方団体の徴収金の全額を徴収することが確実であると認められるときを除き、その全額を差し押さえる(徴収法63条)。この場合において、差押競合の金銭債権の取立てに当たっては、その金銭債権の額が差押えに係る地方団体の徴収金その他の徴収法第129条第1項各号に掲げる債権の合計額を超える場合であつても、原則として、その差押えに係る金銭債権の全額を取り立てるものとする。

(注)

(1) この取立てには、法第20条の6第1項の規定により供託された供託金の還付請求による場合も含まれることに留意する。

(2) 金銭債権に対する滞納処分に当たつて、全額差押え及び全額取立てを原則としたのは、執行裁判所における配当等の手続が1回で済むことも考慮したことによる。

(3) 金銭債権につき仮差押えの執行がされ、第三債務者が供託(執行法178条5項において準用する執行法156条)をしたことにより、債務者が供託所に対して有する還付請求権を滞納処分により差し押さえた場合において、その還付請求権の額が差押えに係る国税その他徴収法第129条第1項に掲げる債権の額を超えるときは、その一部の還付を受けるものとする。

(2) 第三債務者に対し、「債権差押通知書」を送付するときは、第三債務者は差押えに

係る金銭債権について法第20条の6の規定による供託ができる旨を記載した、「お知らせ」(別紙様式12)及び「事情届」(別紙様式13。令12条の5第1項)の用紙を同封するものとする。

5 第三債務者からの事情届

法第20条の6第1項の規定により供託をした場合には、第三債務者は、「事情届」によりその事情を徴税吏員に届出なければならない(法第20条の6第2項)。

なお、「事情届」については、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 「事情届」については、供託書正本を添付しなければならないこと(令12条の5第2項)。
- (2) 強制執行による差押え前に滞納処分による差押えが2以上されているときは、「事情届」は、先に送達された「債権差押通知書」を発した徴税吏員に対してしなければならないこと(令12条の5第3項)。

6 事情届があつた場合の処理

(1) 事情届があつた場合の執行裁判所への通知

ア 第三債務者から事情届があつた場合には、徴税吏員は、令第12条の6第1項に掲げる事項を記載した「事情届通知書」(別紙様式14。令12条の6第1項)により、事情届があつた旨を執行裁判所に対して通知しなければならない(法第20条の6第3項)。

(注) この通知をしたときは、裁判所書記官は、強制執行による差押命令が発せられた旨の徴税吏員に対する通知は行わないことに留意する(法20条の3第2項ただし書)。

イ 金銭債権の一部につき滞納処分による差押えをしている場合において、アの「事情届通知書」を送付するときは、供託書正本の保管を証する書面を添付しなければならない(令12条の6第2項)。この場合の「供託書正本の保管を証する書面」は、供託書正本をコピーし、その適宜の箇所に「供託書正本を保管していることを証する」旨を記載したうえ、道府県事務所長又は市町村長の印を押捺した書面とする。

(2) 事情届があつた旨の徴収職員等への通知

ア 強制執行による差押え前に滞納処分による差押えが2以上されている場合において、第三債務者から事情届がされたときは、徴税吏員は、「事情届通知書」により、その旨を滞納処分をした徴収職員等で第三債務者から事情届がされていないものに通知するものとする(法20条の6第3項参照)。

イ アの場合において、第三債務者から事情届がされた滞納処分による差押えが金銭債権の一部についてされているときは、(1)イと同様の処理をする。

(注) 滞納処分による差押えがされた後に強制執行により差押命令が発せられ、その後更に滞納処分による差押えがされた場合においても、アと同様の処理をするものとする。

7 供託金の還付等

- (1) 法第20条の6第1項の規定により供託された供託金のうち、滞納処分による差押金額に相当する部分の払渡しは、供託所に対する徴税吏員の還付請求によつて行う(昭和55年9月6日付民四第5333号「民事執行法等の施行に伴う供託事務の取扱いについて」法務省民事局長通達第三・三1(一)(2)イ)。

(注) この供託金のうち、その一部について滞納処分による差押えを行つている場合において、差し押さえた部分に相当する供託金の還付を受けたときは、その供託書正本は供託所から返還されないことに留意する。

- (2) 供託金の一部につき還付を受ける場合

ア 滞納処分により債権を差し押さえた場合において、その一部に相当する部分につき供託金の還付を受けたとき(第20条の6関係4(1)(注)(3)参照)は、その残余について差押えの解除をするとともに、「差押え及び交付要求解除(通知)書」により執行裁判所にその旨を通知しなければならない(法20条の8第1項において準用する法14条)。

なお、この書面には、供託官から返還を受けた供託書正本を添付するものとする(供託規則(昭和34年法務省令第2号)31条1項参照)。

イ アの解除処理をする場合においては、第三債務者に対しては、供託により免責されているので、差押えを解除した旨の通知はしないものとする。また、滞納者に対する「差押解除通知書」には、その備考欄に、当該債権が供託されている旨を付記するものとする。

ウ 徴税吏員が、アにより滞納処分による差押えに係る債権の一部に相当する部分について供託金の還付を受けるときは、その還付を受けた金額について徴収法第129条第1項に掲げる地方団体の徴収金その他の債権に配当して残余が生じることがないように留意する。

第20条の7関係 配当等の実施

1 趣旨

法第20条の7は、法第20条の6第1項の規定により供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち滞納処分による差押えがされた金銭債権の額に相当する部分については、徴税吏員が払渡しを受けた供託金について残余金の交付を受けたとき又は滞納処分による差押えが解除された時に、供託された金銭のうち滞納処分による差押えがされていない部分については、供託されたときにそれぞれ配当等を実施すること等を定めたものである。

第20条の8関係 売却代金の残余の交付等の規定の準用

1 趣旨

法第20条の8は、債権について滞納処分による差押えと強制執行による差押命令とに競合が生じた場合における準用規定を定めたものである。

2 残余金の処理

(1) 残余金の交付

差押競合債権に係る第三債務者からの取立金若しくは法第20条の6第1項の規定により供託された金銭の払渡し金又は売却代金について滞納者に交付すべき残余(以下、第20条の8関係において「残余金」という。)が生じたときは、徴税吏員は、徴収法第129条第3項の規定にかかわらず、これを執行裁判所に交付しなければならない(法20条の8第1項において準用する法6条1項)。

(2) 残余金の交付手続

残余金が生じた場合又は生じなかつた場合は、第6条関係に定めるところに準じて処理する(法20条の8第1項において準用する法6条1項及び3項。最高裁通達ハ1参照)。

3 差押え登記の抹消

登記(登録を含む。以下、第20条の8関係において同じ。)関係機関は、差押競合債権で権利の移転につき登記を要するもの、又は登記された先取特権、質権若しくは抵当権によつて担保されるもの(執行法150条参照)について換価処分による権利移転を登記をしたときは、強制執行による差押えを抹消しなければならないこととされている(法20条の8及び令12条の10において準用する法16条)。したがつて、道府県事務所長又は市町村長は、その抹消の登記の嘱託は要しないことに留意する。

4 強制執行続行の決定の申請

差押競合債権の差押債権者は、法第8条各号に掲げる事実(第8条関係2から4まで参照)がある場合は、執行裁判所に対し強制執行続行の決定を申請することができる(法20条の8第1項において準用する法8条)。

なお、法第8条第1項第3号に掲げる催告を受けた場合の処理については、第8条関係5に定めるところに準じて処理する。

5 強制執行続行の決定の手続

差押競合債権の差押債権者が当該債権につき執行裁判所に強制執行続行の決定を申請した場合は、執行裁判所は、徴税吏員の意見を聞いた上で強制執行続行の決定をすることができる(法20条の8第1項において準用する法9条)が、この場合においては、徴税吏員は、第9条関係2及び3に定めるところに準じて処理する。

(注) 強制執行続行の決定があつたときは、徴税吏員は、法第20条の6第1項の規定による供託に係る供託書正本を執行裁判所に送付しなければならない(令12条の9第1項)。

6 強制執行続行の決定があつた場合におけるみなし交付要求

差押競合債権について強制執行続行の決定があつたときは、滞納処分による差押えについては、法第36条の3第2項本文の規定による通知があつたものとみなされる(法20条の8第2項)。この場合において、法第36条の6第1項の規定又は法第36条の7において準用する執行法第157条第5項の規定により供託された金銭について執行裁判所が配当等を実施するときは、法第36条の10第1項の規定により、滞納処分による差押えの時に交付要求があつたものとみなされる。

(注) この場合においては、徴税吏員は、速やかに、「滞納現在額申立書」(別紙様式17。

令29条1項3号)を執行裁判所に送付するものとする(令29条2項参照)。

7 強制執行続行の決定があつた場合の効果

差押競合債権について強制執行続行の決定があつた場合のこの法の適用については、滞納処分による差押えは強制執行による差押え後にされたものとみなされる(法20条の8第1項において準用する法10条1項)。

8 滞納処分による差押えの解除

(1) 差押えを解除した旨の通知

ア 差押競合債権について、法第20条の3第2項本文の規定による通知又は法第20条の6第2項の規定による事情届がされている場合において、滞納処分による差押えを解除したときは、徴税吏員は、「差押え及び交付要求解除(通知)書」により執行裁判所にその旨を通知しなければならない(法20条の8において準用する法14条)。

イ 差押解除に係る滞納処分による差押えに次いで他の滞納処分による差押えがされている場合には、その差押えをした徴税吏員に対し、アに準じて差押えを解除した旨を通知するものとする。

ウ アの通知をした場合において、徴税吏員が徴収法第81条の通知をするときは、第14条関係3に定めるところに準じて処理する(令12条の7第2項において準用する令7条2項)。

(2) 差押えの解除に伴う処理

ア 徴税吏員は、法第20条の6第1項の規定による供託に係る金銭債権について、滞納処分による差押えの全部を解除したときは供託書正本を、その一部を解除したときは第20条の6関係6(1)イの後段に定める方法により作成した供託書正本の保管を証する書面を上記(1)アの「差押え及び交付要求解除(通知)書」に添付しなければならない(令12条の7第3項)。

イ (1)イに該当する場合には、アの供託書正本又は供託書正本の保管を証する書面は、他の滞納処分による差押えをした徴収職員等に対する差押えを解除した旨の書面に添付する。

9 差押命令の申立ての取下げ等の通知

差押競合債権について、法第20条の3第2項本文の規定による通知又は法第20条の6第3項の規定による通知があつた場合において、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられたとき又は差押命令を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、規則第23条の5において準用する規則第17条に掲げる事項を記載した書面(債権執行事件等終了通知書)により、徴税吏員に通知することとなっている(法20条の8第1項において準用する法15条)。

10 動産の引渡しを目的とする差押競合債権の場合の特例

(1) 滞納処分による差押えを解除する場合

ア 差押競合債権で動産の引渡しを目的とするものにつき滞納処分による差押えを解

除する場合で、執行官から規則第23条の5第2項の規定による通知を受け、かつ、すでに徴税吏員が引渡しの目的となつている動産の取立てをしているときは、徴税吏員は、令第12条の7第4項において準用する令第3条第1項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書面により執行官に通知するとともに、動産を執行官に引き渡さなければならない(法20条の8第1項において準用する法5条1項本文)。この場合の引渡手続等については、第5条関係2から7(3(1)を除く。)に定めるところに準じて処理するものとする(最高裁通達八2参照)。

(注)

- (1) この引渡しについては、法第5条第1項ただし書の規定を準用する場合がないことに留意する。
- (2) 滞納処分による差押え後に強制執行による差押命令が発せられた動産の引渡請求権につき執行法第163条第1項の申立てを受けた場合において、その滞納処分を知ったときは、執行官は、その申立てが取り下げられたとき又はその申立てが却下されたときを除き、規則第23条の5第2項各号に掲げる事項を徴税吏員に通知することとされている(規則23条の5第2項)。
- (3) 滞納処分による差押え後に、強制執行による差押命令が発せられた動産の引渡請求権につき規則第23条の5第2項の規定による通知があつた場合において、執行法第163条第1項の申立てが取り下げられたとき又は申立てが却下されたときは、執行官は、その旨を徴税吏員に通知することとなつている(規則23条の5第3項)。

イ 徴税吏員は、アにより取り立てた動産を執行官に引き渡す前に、徴収法第81条に規定する者に対し、令第12条の7第5項に掲げる事項を通知しなければならない。この場合においては、この通知を受けた徴収職員等が執行官に対して交付要求することができる期間を見込んで動産の引渡しをすべき日を定めるものとする。

なお、この通知をした者に対しては、徴収法第81条の通知をすることを要しないことに留意する(令12条の7第6項)。

(注) 徴税吏員が動産の取立てをし、動産として取り立てた場合(徴収法67条2項)において、その動産に対する滞納処分についてされた交付要求(参加差押えを含む。)は、アにより執行官に動産の引渡しをしたときは、その効力を失うことに留意する。

(2) 強制執行続行の決定

差押競合債権で動産の引渡しを目的とするものにつき強制執行続行の決定があつた場合において、徴税吏員がその目的となつている動産の取り立てをしているときは、徴税吏員はその動産を執行官に引き渡さなければならない(法20条の8第1項において準用する法10条2項及び5条1項本文)。この場合の引渡手続等については、(1)に定めるところに準じて処理する(令12条の9第2項において準用する令第12条の7第4項から第6

項まで)。

(3) 交付要求

差押競合債権で動産の引渡しを目的とするものにつき強制執行続行の決定があつた場合において、滞納処分による差押えをした地方団体の徴収金を徴収するためには、徴税吏員は、執行官にその動産を引き渡す日までに執行裁判所に対して交付要求をしなければならない(法20条の8第1項において準用する法10条3項。執行法165条4号)。この場合の交付要求書には、法第20条の8第1項において準用する法第10条第3項の交付要求である旨を本文に記載するものとする(第10条関係4参照)。

(注) 地方税法第14条の6(差押先着手による地方税の優先)の規定は、この場合において適用される(法20条の8第1項において準用する法10条4項)。

11 差押競合の条件付等債権の場合の特例

(1) 強制執行による換価の制限

差押競合債権で条件付き若しくは制限付きであるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるもの(以下、この節において「差押競合の条件付等債権」という。)においては、譲渡命令、売却命令、管理命令その他適当な方法による換価を命ずる命令(執行法161条1項)は、強制執行続行の決定があつた場合を除き、滞納処分による差押えが解除された後でなければすることができない(法20条の8第1項において準用する法13条1項)。

(2) 交付要求

差押競合の条件付等債権で動産の引渡しを目的としないものについて強制執行続行の決定があつた場合(第三債務者が法20条の6の規定によりその債権の全額に相当する金銭を供託したときを除く。)には、徴税吏員は、滞納処分による差押えに係る地方団体の徴収金を徴収するためには、執行裁判所にその交付を求めなければならない(法20条の8第1項において準用する法10条3項)。この場合の交付要求書には、法20条の8第1項において準用する法第10条第3項の交付要求である旨を本文に記載するものとする(第10条関係4参照)。

(注) 地方税法第14条の6の規定は、この場合において準用される(法20条の8第1項において適用する法10条4項)。

(3) 差押えを解除した場合における執行裁判所への債権証書の交付

徴税吏員が差押競合の条件付等債権について、その債権の全部の差押えを解除した場合においてその差押えに係る債権に関する証書を取り上げているときは、その証書を8(1)アの「差押え及び交付要求解除(通知)書」の備考欄に債権証書を添付する旨を記載するものとする。

なお、差押えの解除に係る滞納処分による差押えに次いで他の滞納処分による差押えがされている場合において、8(1)イの通知をするときもこれと同様の取扱いをするものとする。

第20条の9関係 仮差押えの執行

1 趣旨

法第20条の9は、滞納処分による差押えがされた債権に対し仮差押えの執行がされた場合における準用規定を定めたものである。

2 仮差押競合債権

法第20条の9の適用を受ける債権(以下、第20条の9関係において「仮差押競合債権」という。)は、次に掲げるものをいう。

なお、次の「差押え」又は「仮差押命令」には、単一の差押え又は差押命令だけでなく、複数にわたる場合も含まれる。

- (1) その一部について滞納処分による差押えがされた後に、その残余の部分を超えて仮差押命令が発せられた債権

(注) その一部について滞納処分による差押えがされた後に、その残余の部分を超えない範囲で仮差押命令が発せられ、その後更に滞納処分による差押えがされ又は仮差押命令が発せられたことによつてその債権の残余の部分を超えることとなつた場合も仮差押競合債権に含まれることに留意する。

- (2) その全部について滞納処分による差押えがされた後に、その一部又は全部について仮差押命令が発せられた債権

3 裁判所書記官からの通知

仮差押債権について執行裁判所が先行する滞納処分による差押えがあることを知つたときは、徴税吏員が、「事情届通知書」(令12条の11第1項において準用する令12条の6第1項)により、事情届があつた旨を仮差押えの執行裁判所(仮差押命令を発した裁判所。執行法178条2項)に通知したとき(法20条の9第1項において準用する法20条の6第3項)を除き、裁判所書記官は規則第23条の6において準用する規則第15条に掲げる事項を記載した書面(債権仮差押執行等通知書)により、徴税吏員に通知することとなつている(法20条の9第1項において準用する法20条の3第2項)。

4 仮差押えの効力の拡張

仮差押競合債権については、その一部についてのみ仮差押命令が発せられているときにおいても、その仮差押えの効力はその債権の全部に及ぶ(法20条の9第1項において準用する法20条の4)。

5 第三債務者の供託

第20条の6関係2、3、5及び6((1)イを除く。)の規定は、仮差押競合債権について第三債務者が供託する場合について準用する。

6 供託金の還付等

法第20条の9において準用する法第20条の6第1項の規定により供託された供託金の還付については、第20条の6関係7に定めるところと同様である。ただし、滞納処分により債権を差し押さえた場合において、その一部に相当する部分について供託金の還付を受

けたときは、その残余に対する差押えを解除し、仮差押えの執行裁判所にその旨の通知をしなければならない(令12条の11第1項において準用する令10条2項)。

(注) 上記の供託に係る債権の一部について滞納処分による差押えをした場合において、差し押さえた部分に相当する金銭の払渡しを受けたときは、供託書正本を仮差押えの執行裁判所に送付しなければならない(令12条の11第2項)。

7 残余金の処理

仮差押競合債権につき滞納処分による第三債務者からの取立金若しくは法第20条の9第1項において準用する法第20条の6第1項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金について滞納者に交付すべき残余(以下、第20条の9関係において「残余金」という。)が生じたときは、徴税吏員は、第6条関係2(3)に定めるところに準じてその残余金を仮差押債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所(原則として、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所。執行法144条1項)に交付しなければならない(法20条の9第1項において準用する法18条2項)。

なお、仮差押競合債権につき仮差押えの執行後に担保権が設定されている場合等(第18条関係13参照)の残余金の交付先についても、同様である。

(注) 仮差押債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所と仮差押えの執行裁判所が異なる場合があるが、この場合においても、残余金は、仮差押債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所に交付しなければならないことに留意する。

8 残余金が生じなかった場合等の通知

仮差押競合債権について残余金が生じた場合又は滞納処分による第三債務者からの取立金若しくは法第20条の9第1項において準用する法第20条の6第1項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金を交付すべき場合における強制執行について管轄権を有する裁判所に対する通知については、第6条関係2(1)に定めるところに準じて処理する(令12条の11第1項において準用する令10条1項)。この場合においては、残余金交付通知書に仮差押えの執行裁判所、事件番号、事件名及び仮差押債権者の住所、氏名又は名称を付記するものとする。

なお、残余金が生じなかった場合には、仮差押えの執行裁判所に対し、第6条関係3に定めるところに準じて通知するものとする。

9 滞納処分による差押えを解除した場合の処理

(1) 差押えを解除した旨の通知

徴税吏員は、仮差押競合債権について滞納処分による差押えを解除したときは、「差押え及び交付要求解除(通知)書」(令12条の11において準用する令12条の7第1項)により差押えを解除した旨を仮差押えの執行裁判所に対して通知しなければならない(令12条の11において準用する令10条2項)。

なお、差押えの解除に係る滞納処分による差押えに次いで他の滞納処分による差押えがされている場合には、その差押えをした徴収職員等に対してもこれに準じて通知

するものとする。

(2) 差押えの解除に伴う処理

徴税吏員は、法第20条の9第1項において準用する法第20条の6第1項の規定により供託に係る金銭債権について、滞納処分による差押えの全部を解除したときは、供託書正本を(1)の「差押え及び交付要求解除(通知)書」に添付しなければならない(令12条の11第2項)。

なお、(1)のなお書の通知をする場合には、供託書正本は、他の滞納処分による差押えをした徴収職員等に対する差押えを解除した旨の書面に添付する。

10 仮差押えの執行の取消し等の通知

仮差押競合債権について、仮差押えの執行の申立てが取り下げられたとき又は仮差押えの執行を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は規則第23条の6において準用する規則第17条に掲げる事項を記載した書面(債権仮差押執行終了通知書)により徴税吏員に通知することとなっている(法20条の9第1項において準用する法15条)。

11 家庭裁判所が仮差押えの執行をした場合の法第20条の9の適用

家庭裁判所が家事事件手続法第105条の規定により仮差押えの執行をした場合には、法第20条の9の適用上、仮差押えの執行裁判所は家庭裁判所であることに留意する。

第20条の10関係 担保権の実行又は行使

1 趣旨

法第20条の10は、滞納処分による差押えがされている債権を目的とする担保権の実行又は行使については、滞納処分による差押え後に強制執行による差押えをした債権に関する取扱いと同様の取扱いをすることを定めたものである。

(注) この債権を目的とする担保権の実行とは、担保権の目的である債権について差押命令を得て強制執行に準じて行う手続をいい、担保権の行使とは、担保権の目的である不動産の売却等により債務者が受けるべき金銭等の債権について、物上代位権の行使として、差押命令を得て強制執行に準じて行う手続をいう(執行法193条参照)。

第20条の11関係 その他の財産権に対する強制執行等

1 趣旨

法第20条の11は、滞納処分による差押えがされているその他の財産権(第2条関係11)に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行は、第2項に定めるもののほか、滞納処分による差押えがされている債権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行の例によること等を定めたものである。

2 特別の定め

法第20条の11第1項でいう「特別の定め」とは、同条第2項に定めるものをいい、次に掲げるものである。

(1) 電話加入権に対する参加差押えの効力

電話加入権について、滞納処分による差押え、参加差押え、強制執行(担保権の実行

を含む。以下、第20条の11関係において同じ。)による差押えの順に差押え等がされた場合において、滞納処分による差押えを解除すべきときは、参加差押えに係る滞納処分による差押えの効力の発生は、強制執行による差押えの時以前にはさかのぼらない(法20条の11第2項において準用する法5条3項本文(法11条の2において準用する場合を含む。))。

(注) 電話加入権について、仮差押えの執行、強制執行による差押え、滞納処分による差押え及び参加差押えが競合した場合等の処置については、第18条関係12に定めるところにより行うことに留意する。

(2) 強制執行による差押えの登記の職権抹消

その他の財産権で、権利の移転について登記(登録を含む。以下、(1)において同じ。)を要するものについて、滞納処分による差押えと強制執行による差押えが競合した場合において、先行する滞納処分による差押えにより換価したときは、後行の強制執行による差押えの登記は、登記関係機関の職権により抹消される(法20条の11第2項において準用する法16条(法20条において準用する場合を含む。))。

3 電話加入権に対する差押えを解除した場合の処理

(1) 執行裁判所に対する差押えの解除の通知

滞納処分による差押え後に強制執行による差押え又は仮差押えの執行がされた電話加入権につき参加差押えがされている場合において、滞納処分による差押えを解除するときは、徴税吏員は、執行裁判所に対する「差押え及び交付要求解除(通知)書」(令12条の7第1項、12条の11第1項及び12条の12)に、参加差押え(2以上の参加差押えがされているときは、その最も先にされたもの)をしている徴収職員等の属する庁の名称及び所在並びにその電話加入権を特定するに足りる事項を記載しなければならない(令12条の13第1項)。

(注) 電話加入権について、滞納処分による差押え、交付要求及び強制執行による差押えの順に差押え等がされた場合において、滞納処分による差押えを解除し、徴収法第81条の規定により交付要求しているものに対して差押解除の通知をするときは、第14条関係3に定めるところに準じて処理するものとする。

(2) 仮差押えの執行がされている場合の差押えの解除の通知

滞納処分による差押え後に仮差押えの執行がされている電話加入権について、(1)の差押えの解除の通知をした場合において、その電話加入権につき参加差押え(2以上の参加差押えがされているときは、その最も先にされたもの)をしている徴収職員等に対し徴収法第81条の通知をするときは、その電話加入権につき仮差押えの執行がされている旨を差押解除通知書の備考欄に記載して通知しなければならない(令12条の13第2項において準用する令10条4項)。

第3章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分

第1節 動産に対する滞納処分

第21条関係 滞納処分による差押え

1 趣旨

法第21条は、強制執行がされている動産に対する滞納処分による差押えの方法等を定めたもので、法第3条の規定に対応するものである。

2 滞納処分による差押えの方法

強制執行がされている動産に対しても滞納処分による差押えができるが、法第21条第2項の規定により、この場合の差押えは、令第13条の規定による「差押(通知)書及び交付要求書」(別紙様式11)を執行官に交付することによつて行わなければならない。この場合においては、「差押(通知)書及び交付要求書」の副本1通及び副本の返信用郵便封筒(表書を記載し、郵便切手を貼付する。)を添付して送付するものとする。

なお、執行官は、「差押(通知)書及び交付要求書」の交付を受けたときは、その副本に受領年月日及び他の滞納処分による差押えがされているときはその旨を記入し、記名押印して徴税吏員に返還することとなっている(最高裁通達十)ので、既に他の滞納処分による差押えがされているときは、徴税吏員は、速やかに滞納処分をした徴収職員等に参加差押えをするものとする。

(注) この差押えをする場合において、「差押(通知)書及び交付要求書」を交付するのは、その差押えのみによつては交付要求の効力は生じないため、併せて交付要求する必要があることによる。

3 書面による差押えの効力の発生時期

法第21条第2項の規定により行う滞納処分による差押えの効力は、「差押(通知)書及び交付要求書」が執行官に交付された特に生ずる。

4 売買代金を受領した時と書面による差押えの効力

強制執行による差押えがされている動産につき滞納処分による差押えをする場合において、執行官が売得金の交付を受けるときその他執行法第140条に規定するときまでに適法な「差押え(通知)書及び交付要求書」がその執行官に到達したときは、徴税吏員は、その売得金その他の金銭から配当を受けることができる。

5 差押調書の作成等

徴税吏員が、法第21条第2項の規定により差押えをした場合には、徴収法第54条の規定により、差押調書を作成するとともにその謄本を滞納者に交付しなければならないのであるから留意する。この場合においては、差押調書及びその謄本の「差押財産」欄に執行官が差押え中のものを差し押えた旨を表示するとともに適宜の箇所に交付要求した旨を記載するものとする。

なお、滞納者に対する法第21条第3項の規定による通知及び徴収法第82条第2項の規定による交付要求をした旨の通知は、上記の差押調書の謄本の送付をもつて、これに代えるものとする。

(注) 徴収法第55条各号に掲げるもののうち知れている者に対し、差押えをした旨及び

交付要求をした旨の通知を要することに留意する(徴収法55条、82条3項)。

6 執行記録の閲覧等

徴税吏員は、執行官が差押えをしている動産について、執行記録その他執行官が職務上作成する書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本又は執行官が取り扱った事務に関する証明書(以下、第21条関係において「謄本等」という。)の交付を受けることができる(執行官法17条、18条)が、この場合には、次の事項に留意すること。

(1) 執行記録その他執行官が職務上作成する書類の閲覧手数料は、未済(執行手続の完結していないものをいう。)の記録を閲覧する場合には、要しないものであること(執行官法17条3項)。

(2) 謄本等の交付を受けるためには、書記料(及び郵送の場合は郵便切手)を必要とするものであること(執行官法18条2項、執行官の手数料及び費用に関する規則(昭和41年最高裁判所規則第15号)35条)。

(注) 売得金その他の金銭の配当について債権者間で協議が調わない場合には、執行裁判所が配当等の手続を実施することとなる(執行法142条)が、この場合には、裁判所書記官に対し事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる(執行法17条)ものである。

この場合に当たっては、手数料が必要であることを留意する(民事訴訟費用等に関する法律7条、別表第2)。

7 差押先着手主義の不適用

強制執行による差押え後に滞納処分による差押えをした動産(以下、第24条関係までにおいて「二重差押えをした動産」という。)を強制執行により換価した場合における租税相互間の優先関係については、地方税法第14条の6の規定の適用はなく、執行官に対する交付要求の前後によることとなる(地方税法14条の7)。

第22条関係 公売手続の制限

1 趣旨

法第22条は、二重差押えをした動産について、原則として、後に開始された滞納処分の換価手続を制限することを定めたもので、法第4条の規定に対応するものである。

2 事件の併合と滞納処分による差押え又は交付要求との関係

二重差押えをした動産について、更に動産執行の申立てがあり事件の併合(執行法125条参照。ただし、仮差押えの執行に係るものを除く。以下、第22条関係において同じ。)が行われた場合において、先の差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき又はその申立てに係る手続が停止され若しくは取り消されたとき(執行法39条、40条参照)は、執行法第125条第3項後段の規定により、後の事件のために差し押さえられたものとみなされるので、滞納処分による換価のための手続は進めることができないものとして取り扱う。また、事件の併合の後に滞納処分による差押えをした場合においても同様である。

なお、この場合において、先の差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき又はその申立てに係る手続が停止され若しくは取り消されたときにおいても、その申立ての取下げ等に係る先の動産執行事件に対して既にされている交付要求については、その効力には影響はなく、改めて後の動産執行事件に対して交付要求をする必要はない。

第23条関係 強制執行による差押えの取消し時の処置

1 趣旨

法第23条は、二重差押えがされた動産について、強制執行による差押えを取り消す場合は、執行官は、その占有する動産を徴税吏員に引き渡さなければならないことを定めたもので、法第5条第1項本文の規定に対応するものである。

2 引渡しを受ける方法

二重差押えがされた動産について強制執行による差押えを取り消すべきときは、執行官は、規則第25条第1項の規定による書面(引渡通知書)又はこの書面に規則第25条第2項の規定による書面を添付したものにより徴税吏員に通知することとなっているので、徴税吏員がこの書面を執行官から受理したときは、この書面に記載されている日時及び場所において動産の引渡しを受け取らなければならない(令14条1項)。

なお、上記の場合において、執行官以外の者で動産の保管をしている者から受け取るときは、徴税吏員は、その者にあてた執行官から交付された引渡依頼書をその保管者に交付するものとする(令14条1項後段)。

3 引渡しを受ける場合の処置

徴税吏員が執行官又は動産を保管している者から動産の引渡しを受ける場合には、執行官からの引渡通知書に表示されている動産と一致しているかどうかについて十分点検のうえ受け取るものとし、その動産を受領したときは、差押財産引受調書を作成するものとする。この場合の差押財産引受調書は、参加差押財産引受調書を補正して使用するものとする。

4 引渡し財産の保管

引渡しを受けた動産の運搬が困難である等滞納者又はこれを占有する第三者に保管させる必要があると徴税吏員が認めるときは、徴税吏員は、これらの者にその動産の保管をさせることができるのであるが、この場合には、封印、公示書その他の方法によりその動産が差押財産であることを明白に表示しなければならないこと(令14条3項)に留意する。

なお、その動産を占有する第三者に保管させる場合には、その運搬が困難である場合を除き、その第三者の同意を受けなければならない(令14条2項ただし書)、その表示には、その動産を差し押さえた旨、差押年月日及びその差押えをした徴税吏員の属する道府県事務所又は市町村の名称を明らかにしなければならない(徴収令26条)。

5 引渡しを受けた場合の書類の作成及び執行官等に対する通知

徴税吏員が、動産の引渡しを受けたときは、「差押財産引受通知書」(別紙様式9)によ

り、速やかに、執行官、滞納者及び徴収職員等(交付を求めた徴収職員等として執行官から通知があつた徴収職員等)に対して通知しなければならない(令14条4項)。

ただし、滞納者に対する通知は、差押財産引受調書の謄本の交付をもつてこの通知に代えて差し支えない。

6 引渡しを受けるときまでの保管費用の負担

執行官からの引渡通知書が徴税吏員に到達した日の翌日から徴税吏員が現実に引渡財産の引渡しを受けるときまでの引渡財産の保管費用は、滞納処分責として滞納者から徴収することができる(令14条5項)のであるから留意すること。この場合において、保管者に支払うべき保管料は、執行官が支払うのであるから留意すること。

7 引渡しを受けるときまでの保管責任

執行官が徴税吏員に引渡通知書を送付しても、その引渡財産を徴税吏員に現実に引き渡すまでの期間の保管の責任は、原則として執行官が負うことに留意する。

第24条関係 滞納処分による差押えの解除の方法

1 趣旨

法第24条の規定は、法第21条第2項の規定によつてした滞納処分による差押えの解除の方法を定めたもので、法第7条の規定に対応する規定である。

2 差押解除書の交付

二重差押えがされている動産につき、滞納処分による差押えを解除する場合には、徴税吏員は、令第15条第1項の規定に基づく「差押え及び交付要求解除(通知)書」(別紙様式10)を執行官に交付しなければならない(法24条)。

3 差押えを解除した場合の滞納者等への通知

二重差押えがされている動産につき滞納処分による差押えの解除をしたときは、徴税吏員は、滞納者及び徴収法第55条各号に掲げる者のうち知っているものに対し、差押えを解除した旨及び交付要求を解除した旨を、また、交付要求をした徴収職員等に対し、差押えを解除した旨を遅滞なく通知するものとする(徴収法80条1項、81条、84条)。

なお、滞納処分による参加差押えがされている場合には、その参加差押えをしている徴収職員等(2以上の参加差押えがされているときは、その最も先にされたもの)に対し、その動産につき強制執行による差押えがされている旨を、上記の「差押解除通知書」の「備考」欄に記載して通知するものとする(令15条2項)。

第25条関係 滞納処分続行承認の決定の請求

1 趣旨

法第25条は、先にされた強制執行の手続が中止又は停止された場合に、徴税吏員が執行裁判所に、後に開始された滞納処分の続行を承認する旨の裁判を請求できることを定めたもので、法第8条第1号に対応する規定である。

2 強制執行が中止される場合

強制執行が中止される場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 和議開始決定がされた場合(和議法(大正11年法律第72号)40条2項)
- (2) 更正裁判所から強制執行の中止命令がされた場合(会社更生法37条1項、210条の2第1項)
- (3) 更正手続開始決定がされた場合(会社更生法67条1項)
- (4) 会社整理の開始決定がされた場合(商法383条2項)
- (5) 会社の特別精算の開始決定がされた場合(商法433条において準用する商法383条2項)
- (6) 裁判所から強制執行の中止命令がされた場合(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)23条1項)

3 強制執行が停止される場合

強制執行が停止される場合とは、執行法第39条第1項各号に掲げる文書が提出された場合をいうものである。なお、同項第1号から第6号に掲げる文書が提出されたときは、既にした執行処分が取り消されることに留意する(執行法40条1項)。

4 強制執行が効力を失う場合

次に掲げる場合は、強制執行はその効力を失うこととなるので、滞納処分続行承認の決定の請求をするまでもなく、強制執行による差押えがなかつたものとして滞納処分を続行することができるものであるから留意すること。

- (1) 破産宣告がされた場合(破産法(大正11年法律第71号)70条1項)
- (2) 和議認可の決定が確定した場合(和議法58条)
- (3) 会社整理の開始決定が確定した場合(商法383条3項)
- (4) 会社の特別精算の開始命令が確定した場合(商法433条において準用する商法383条3項)

5 請求者

法第25条に規定する請求は、道府県事務所長又は市町村長(以下、第25条関係において「請求者」という。)が行うものとする。

6 訴訟費用の予納

請求者は、民事訴訟費用等に関する法律第12条の規定により次に掲げる訴訟費用を予納しなければならない場合もあることに留意する。

- (1) 規則第27条第2項の規定による債務者審尋のための費用
- (2) 関係者への通知等のための費用

7 請求する場合

請求者は、滞納処分続行承認の決定の請求ができる場合には、次に掲げるときを除き、その請求をするものとする。

- (1) 差押財産の帰属につき訴訟等の争いがあり、直ちに換価することが不適當であるとき
- (2) 法令の規定又はこれに基づく処分のために滞納処分の手続が進行しないとき(第8

条関係2、3参照)

- (3) (1)及び(2)のほか滞納処分による換価をすることが徴収上不適當であると認められるとき

8 請求に必要な費用の不徴収

法第25条に規定する請求のために必要な費用は、滞納処分費その他の費用として徴収しないものとする。

第26条関係 滞納処分続行承認の決定

1 趣旨

法第26条は、滞納処分続行承認の決定に関する手続等について定めたもので、強制執行続行の決定の手続に関する法第9条の規定に対応するものである。

2 請求の却下等

滞納処分続行承認の決定の請求に対する却下の決定に対しては、徴税吏員は、執行法第11条の規定により、執行裁判所に執行意義を申し立てることができるのであるから留意すること。

第27条関係 滞納処分続行承認の決定の効果

1 趣旨

法第27条は、滞納処分続行承認の決定があつた場合の効果と動産を徴税吏員に引き渡さなければならないことを定めたもので、強制執行続行の決定の効果と動産の引渡しとを規定した法第10条第1項及び第2項の規定に対応する規定である。

2 続行承認決定の効果

滞納処分続行承認の決定があつたときは、法第27条第1項の規定により、強制執行による差押えは滞納処分による差押え後にされたものとみなされるので、法第4条から法第10条までの規定が適用されることに留意する。

3 続行承認決定後の処理

滞納処分続行承認の決定があつたときは、執行官は占有している動産を徴税吏員に引き渡すこととなつている(法27条2項)が、この場合の引渡しを受ける方法及び引渡しを受ける場合の処置等については、第23条関係に定めるところに準ずる(令16条において準用する令14条、規則29条において準用する規則25条)。

第28条関係 仮差押物に対する滞納処分

1 趣旨

法第28条は、徴収法第140条の規定により、先に執行された仮差押えにかかわらず滞納処分による差押えができるので、仮差押えが執行されている動産に対し滞納処分が行われた場合には、滞納処分による差押え後に仮差押えの執行がされた場合と同様に取り扱うことを定めたものである。

2 仮差押えの執行後に滞納処分による差押えがされた場合の処置

仮差押えが執行されている動産につき滞納処分による差押えをした場合には、滞納処

分による差押えがされた動産に対し仮差押えが執行された場合と同様に、次により処理するものとする。

- (1) 滞納処分による差押えを解除すべきときは3の場合を除いてその動産を執行官に引き渡さなければならない(法28条において準用する法5条1項本文)が、その引渡手続等については、第5条関係1から8まで(3(1)及び7を除く。)に定めるところに準じて処理すること(令17条において準用する令3条(1項5号を除く。))。
- (2) 滞納処分により換価する場合には、第3条関係12に定めるところに準じて、仮差押債権者に対して公売の通知をすること。
- (3) 滞納処分による売却代金又は有価証券の取立金の残余の金銭が生じた場合又は生じなかった場合には、第6条関係に定めるところに準じて処理すること(法28条において準用する法6条1項及び3項、令17条において準用する令4条)。

3 滞納処分による参加差押えがされている場合

仮差押えが執行されている動産につき滞納処分による差押え及び滞納処分による参加差押えがされている場合において、滞納処分による差押えを解除すべきときは、その動産を滞納処分による参加差押え(2以上の参加差押えがされている場合は、その最も先にされたもの。以下、3において同じ。)をしている徴収職員等に引き渡さなければならないが、その動産を引き渡す場合には、参加差押えをしている徴収職員等に対し、「差押解除通知書」の「備考」欄に仮差押えがされている旨を記載し通知するものとする(令17条において準用する令15条2項)。

なお、上記により動産の引渡しを行つた場合は、その旨を「差押財産引渡済通知書」(別紙様式6)により、執行官に通知しなければならない(令17条において準用する令3条4項)。

4 仮差押えの執行の取消しの通知

執行官は、仮差押えの執行を取り消す場合には、規則第30条において準用する規則第11条の規定による書面(仮差押執行取消書)により、その旨を徴税吏員に通知することとなつている(法28条において準用する法7条。第11条関係4(注)参照)。

5 仮差押えの執行、滞納処分による差押え、参加差押え及び強制執行による差押えが競合した場合の処理

動産について、仮差押えの執行、滞納処分による差押え、参加差押え及び強制執行による差押えが競合した場合については、第11条関係3から5までに定めるところに準じて処理する。

第28条の2 競売による差押えがされている動産に対する滞納処分

1 趣旨

法第28条の2は、競売による差押えがされている動産に対する滞納処分による差押えについては、強制執行による差押え後に滞納処分による差押えをした動産に関する規定を準用することを定めたもので、法第11条の2の規定に対応するものである。

2 競売と滞納処分の関係

滞納処分による差押えは、競売による差押えがされている動産に対してもすることができる(法28条の2において準用する法21条1項)が、この場合については、強制執行による差押えがされている動産に対する滞納処分に関する第21条関係から第27条関係までに定めるところに準じて処理する(法28条の2において準用する法21条2項から27条まで、令17条の2において準用する令13条から16条まで)。

第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分

第29条関係 滞納処分の通知

1 趣旨

法第29条は、不動産について強制競売の開始決定後に滞納処分による差押えができること及び滞納処分による差押えをした場合には、徴税吏員は執行裁判所に対し通知をしなければならないことを定めたもので、法第12条の規定に対応するものである。

2 登記官からの通知を受けた場合の処理

不動産に対する滞納処分による差押えの登記の嘱託があつた場合において、その不動産について強制競売に係る差押えの登記があるときは、令第18条の規定により、登記官は、その旨を徴税吏員に通知しなければならないこととなつていたので、徴税吏員は、その通知を受けたときは、「差押(通知)書及び交付要求書」(別紙様式11、令19条)により執行裁判所に対し差押えをした旨を通知しなければならない(法29条2項)。この場合における通知の手続は、第21条関係2に定めるところに準じて処理する。

この場合において、強制競売の開始決定前に既に滞納処分による差押えがされている場合には、滞納処分をしている徴収職員等に対して参加差押えをするとともに、執行裁判所に対して交付要求をするものとする。

(注)

(1) この差押えをする場合において、差押(通知)書及び交付要求書により通知するのは、差押えをした旨の通知のみによつては交付要求の効力が生じないため、あわせて交付要求をする必要があるからである。

(2) 執行裁判所が「差押(通知)書及び交付要求書」を受理したときは、裁判所書記官はその副本に受領年月日を記入し、記名押印して徴税吏員に返還することとなつている(最高裁通達十三)。

3 交付要求の終期と差押の終期

執行裁判所に対する交付要求は、配当要求の終期までにしなければならない(執行法49条、87条1項2号)が、法第29条第1項の規定に基づく滞納処分による差押えは、強制競売の開始決定に係る差押えの登記がされている限り行うことができる。

4 差押解除の場合の裁判所に対する通知

徴税吏員は、強制競売の開始決定後に滞納処分による差押えをした不動産(以下、第33条関係までにおいて「二重差押えをした不動産」という。))について、滞納処分による差押えを解除したときは、「差押え及び交付要求解除(通知)書」(別紙様式10、令12条2項に

において準用する令7条1項)により、執行裁判所にその旨を通知しなければならない(令21条1項)。この場合における滞納者及び利害関係人に対する通知は、第24条関係3に定めるところと同様である。

なお、二重差押えをした不動産につき参加差押えがされている場合の差押解除に伴う処理については、第24条関係3のなお書きに定めるところに準ずる(令21条2項において準用する令15条2項)。

第30条関係 公売手続の制限

1 趣旨

法第30条は、二重差押えをした不動産について、原則として、後に開始された滞納処分売却手続を制限することを定めたもので、法第13条の規定に対応するものである。

2 二重の強制競売の開始決定と滞納処分による差押えとの関係

二重差押えをした不動産について、更に強制競売の開始決定がされた場合において、先の開始決定に係る強制競売の申立てが取り下げられたとき又は先の開始決定の手続が取り消されたときは、執行法第47条第2項に定めるところにより、後の強制競売の開始決定に基づいて手続が續行されるから、滞納処分による換価のための手続は進めることができないものとして取り扱う(執行法47条4項の適用がある場合も同様である。)。また、二重に強制競売の開始決定がされた後に滞納処分による差押えをした場合においても同様である。

なお、この場合において、先の強制競売手続に対して既にした交付要求については、その効力に影響はなく、改めて後の強制競売手続に対して交付要求する必要はない。

第31条関係 強制競売の申立ての取下げ等の通知

1 趣旨

法第31条は、二重差押えをした不動産について、先にされた強制競売の申立てが取り下げられたとき又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じ換価に至らないで完結したときは、裁判所書記官は、その旨を滞納処分による差押えをした徴税吏員に通知すべきことを定めたものであり、法第15条の規定に対応するものである。

2 裁判所からの通知

1の通知は、つぎに掲げる事項を記載した書面(強制競売終了通知書)によりされることとなつている(規則33条)ので留意すること。

- (1) 当事者の住所及び氏名又は名称並びに事件番号及び事件名
- (2) 不動産の表示
- (3) 裁判所の名称
- (4) 強制競売の申立てが取り下げられ、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じた旨及びその年月日
- (5) 国税若しくはその滞納処分費又は地方税その他の徴収金の交付の要求があつたときは、その交付を求めた徴収職員等の属する庁その他の事務所の名称及び住所

3 裁判所から通知を受けた場合の徴収職員等への通知等

徴税吏員は、裁判所から1の通知を受けたときは、速やかにその旨を、1(5)に掲げる徴収職員等(以下、「他の徴収職員等」という。)に対して通知しなければならない(令20条)。この場合の徴税吏員が発する通知書の様式は、地方団体において適宜定めるものとする。

なお、上記の場合において、他の徴収職員等が裁判所に対して交付要求していた国税又は地方税その他の徴収金については、差押えをしている徴税吏員に対して交付要求しなければならない(徴収法82条)。

第32条関係 差押登記の抹消

1 趣旨

法第32条は、二重差押えがされた不動産について強制競売による権利移転の登記をしたときは、登記官は、滞納処分による差押え及び参加差押えの登記を抹消しなければならないことを定めたものであり、法第16条の規定に対応するものである。したがって、道府県事務所長及び市町村長は、滞納処分による差押え及び参加差押えの登記の抹消の登記の嘱託をする必要はないことに留意する。

第33条関係 滞納処分続行承認の決定等の規定の準用

1 趣旨

法第33条は、二重差押えをした不動産については、強制執行による差押えが先にされている動産に関する規定のうち滞納処分続行承認の決定等に関する法第25条、第26条第1項及び第3項並びに第27条第1項の規定を準用すること、並びに、強制執行による差押えの登記後、滞納処分による差押えの登記前に登記がされた一般の先取特権以外の先取特権、質権又は抵当権の存する不動産について滞納処分続行承認の決定がされた場合の換価処分による売却代金の取扱いについて、執行法の規定を準用すること等を定めたものである。

2 滞納処分続行承認の決定の請求

二重差押えをした不動産について、強制執行が中止又は停止されたときにおける滞納処分続行承認の決定の請求は、第25条関係に定めるところに準じて処理する(法33条1項において準用する法25条)。

3 滞納処分続行承認の決定の効力

法第33条第1項において準用する法第26条第1項の規定による滞納処分続行承認の決定の効力は、その決定がされたときに生ずるものとする。

なお、法第33条第1項に規定する準用規定に法第26条第2項の規定が除外されているのは、裁判所が滞納処分続行承認の決定をするのであるから、裁判所への告知は必要でないことによるものである。

4 滞納処分続行承認の決定の請求の却下に対する不服申立て

滞納処分続行承認の決定の請求を却下する決定に対しては、徴税吏員は、裁判所に対して執行異議を申し立てることができる(執行法11条)。

5 滞納処分続行承認の決定の効果

滞納処分続行承認の決定があつたときは、強制競売の開始決定は、滞納処分による差押え後にされたものとみなされる(法33条1項において準用する法27条1項)ので、第13条関係から第17条関係までに定めるところに準じて処理する。

6 裁判所書記官から通知を受けた場合の処理

裁判所書記官は、滞納処分続行承認の決定があつたときは、規則第33条第3号に掲げる事項を徴税吏員に通知することとなつている(規則36条)ので、徴税吏員がこの通知を受けたときは、第31条関係に定めるところに準じて処理する(令22条において準用する令20条)。

7 強制競売の開始決定に係る差押えの登記の職権抹消

滞納処分続行承認の決定があつた不動産について換価処分による権利移転の登記をする場合は、登記官は、同時に強制競売の開始決定に係る差押えの登記を職権で抹消することとなつている(法16条)が、その権利移転の登記の嘱託書には、滞納処分続行承認の決定があつたことを証する書面を添付する必要はない(昭和33年2月11日法務省民事甲第258号「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律等の施行に伴う登記事務の取扱方について」法務省民事局長通達第三)ことに留意する。

8 強制執行による差押え後に登記された先取特権の取扱い

強制競売の開始決定に係る差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された先取特権(配当要求の終期までに差押え又は配当要求をした債権者の有する一般の先取特権を除く。)、質権又は抵当権で売却により消滅するもの(執行法87条1項4号、59条1項。以下、第34条関係までにおいて「先取特権等」という。)の存する不動産について、滞納処分続行承認の決定があり、滞納処分により換価した場合には、徴税吏員は、その先取特権等により担保される債権を有する者に対し、先行の執行を停止された差押債権者が停止に係る訴訟等で敗訴したときに限り、執行法第129条の規定による配当を行う(法33条2項において準用する執行法87条3項)。

9 供託及び配当

(1) 供託をする場合

徴税吏員は、執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないときは、配当額が定まらない部分に相当する金銭を供託しなければならない(法33条2項において準用する執行法91条1項6号)。徴税吏員は、供託した場合には、執行裁判所及び先取特権等の権利を有するものにその旨を通知するものとする(徴収令50条1項参照)。

(注) 執行停止に係る訴訟等の結果いかんにより影響を受けない部分の地方団体の徴収金その他の債権(徴収法129条1項)に相当する金銭は、供託することなく配当することに留意する。

(2) 供託事由が消滅した場合の配当

ア 徴税吏員は、供託の事由が消滅し、配当額が確定したときは、その供託金について、更に配当を実施し又は残余を交付しなければならない。この場合においては、次により処理するものとする。

(ア) 配当を受けるべき者に配当額支払証を交付するとともに、上記(1)により供託した供託所に支払委託書を送付するものとする(徴収令50条参照)。

(イ) 執行裁判所に残余を交付する場合には、徴税吏員は、供託金の取戻しをしたうえで、当該金銭を第6条関係2(3)に定めるところにより交付する。

イ 執行裁判所に対し残余の交付をすることができなくなつたとき(例えば、執行を停止された差押債権者がその停止に係る訴訟等で敗訴したとき)は、配当計算書に関する異義の申出をしなかつた債権者のためにも配当計算書を更正しなければならない(法33条2項において準用する執行法92条2項)。

ウ 供託の事由の消滅については、執行の停止に係る債権を有する者又は先取特権等の権利を有する者に判決等の正本を呈示させることにより確認するものとする。

第34条関係 仮差押不動産に対する滞納処分

1 趣旨

法第34条は、仮差押えの執行後に滞納処分による差押えをした不動産に対する取扱いを、滞納処分による差押えが先にされている不動産に対して仮差押えの執行をした場合の取扱いと同様とすることとし、法第18条第2項及び第3項並びに法第31条の規定を準用すること、並びに、仮差押えの登記後滞納処分による差押え前に登記された先取特権等の存する不動産の換価処分による売却代金の取扱いについては執行法の規定を準用することを定めたものである。

2 仮差押えの執行の範囲

法第34条に規定する不動産に対する仮差押えの執行の範囲については、第18条関係2に定めるところと同様である。

3 登記官からの仮差押えの登記がある旨の通知

登記官は、不動産に対する滞納処分による差押えの登記があつた場合において、その不動産について仮差押えの登記があるときは、その旨を徴税吏員に通知することとなっている(令23条において準用する令18条)ことに留意する。

(注)

(1) 滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられない(徴収法140条)から、仮差押えの執行がされた不動産についても滞納処分による差押え及び換価等の手続を進めることができる。

(2) 徴税吏員は、上記の通知を受けた場合には、仮差押えの執行裁判所に対し財産を差し押さえた旨の通知をしなければならないことに留意する(徴収法55条3号)。

4 仮差押債権者に対する公売の通知

徴税吏員は、仮差押えの執行後に滞納処分による差押えをした不動産(以下、第34条関

係において「二重差押えをした不動産」という。)を換価するときは、第3条関係12に定めるところに準じて仮差押債権者に対して公売の通知をするものとする。

5 仮差押えの申請の取下げ等の通知

二重差押えをした不動産について、仮差押えの申請が取り下げられたとき又は仮差押えの執行を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、規則第37条において準用する規則第33条第1号及び第2号に掲げる事項を記載した書面(仮差押執行終了通知書)により、その旨を徴税吏員に通知することとなっている(法34条1項において準用する法31条)。

6 滞納処分による差押えを解除した場合の通知

徴税吏員は、二重差押えをした不動産について滞納処分による差押えを解除した場合には、仮差押えの執行裁判所に対し、第18条関係3に定めるところに準じて通知するものとする(令23条において準用する令10条2項から4項まで)。

7 残余金の交付手続等

二重差押えをした不動産の滞納処分による売却代金について、滞納者に交付すべき残余が生じた場合又は生じなかった場合の処理については、第18条関係5及び6に定めるところに準ずる(法34条1項において準用する法18条2項、令23条において準用する令10条1項(令4条を準用))。

8 仮差押え登記の抹消の嘱託

二重差押えをした不動産を換価した場合における仮差押えの登記の抹消の嘱託については、第18条関係9に定めるところに準ずるものとする。

9 仮差押えの執行後に登記された先取特権等の取扱い

仮差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された先取特権等の存する不動産を滞納処分により換価した場合は、徴税吏員は、その先取特権等により担保される債権を有するものに対し、仮差押債権者が本案の訴訟において敗訴し、又は仮差押えがその効力を失ったときに限り、徴収法第129条の規定に定めるところによる配当を行う(法34条2項において準用する執行法87条2項)。

10 供託及び配当

仮差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないときの供託及び供託の事由が消滅し配当額が確定したときの供託金の配当又は残余の交付については、第33条関係9に定めるところに準じて処理する(法34条2項において準用する執行法91条1項6号及び92条)。

11 仮差押えの執行、滞納処分による差押え、参加差押え及び強制競売の開始決定が競合した場合の処理

不動産について仮差押えの執行、滞納処分による差押え、参加差押え及び強制競売の開始決定が競合した場合の処理については、第18条関係10から14までに定めるところに準ずる。

第35条関係 船舶に対する滞納処分

1 趣旨

法第35条は、強制執行又は仮差押えの執行がされている船舶で登記することができる船舶に対し、滞納処分による差押えをした場合の取扱いを強制執行又は仮差押えの執行がされている不動産に対し滞納処分による差押えをした場合の取扱いと同様にすることとし、法第29条から第34条までの規定を準用することを定めたものであつて、法第19条の規定に対応するものである。

2 強制執行が開始されている船舶で登記されるものに対する滞納処分

強制執行が開始されている船舶で登記されるもの(第19条関係2参照)に対する滞納処分については、3に定めるところによるほか、強制競売の開始決定があつた不動産に対する滞納処分に関する第29条関係から第33条関係までに定めるところに準ずる(法35条において準用する法29条から33条まで、令24条1項において準用する令18条から22条まで、規則38条1項において準用する規則33条及び36条)。

3 船舶国籍証書等の取扱い

(1) 執行裁判所に対する船舶国籍証書等の引渡し

徴税吏員は、強制競売の開始決定後に滞納処分による差押えをした船舶で登記されるものについて、徴収法第70条第3項に規定する「監守及び保存のため必要な処分」として船舶国籍証書等を取り上げたときは、執行裁判所に対し、船舶国籍証書等を引き渡さなければならない(令24条2項)。この場合には、事件番号、事件名及び令第24条第2項に定めるところにより引き渡す旨を記載した書面に受領書を添付して交付するものとする。

なお、船舶国籍証書等を執行裁判所に引き渡した場合には、その旨を滞納者に通知するものとする。

(注) 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から2週間以内に船舶国籍証書等を取り上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消すこととなつている(執行法120条)。

(2) 徴税吏員に対する船舶国籍証書等の返還

執行裁判所は、上記(1)により徴税吏員から船舶国籍証書等の引渡しを受けた場合において、強制競売の申立てが取り下げられ、若しくは強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたとき又は滞納処分続行承認の決定をしたときは、徴税吏員に対し船舶国籍証書等を引き渡すこととなつている(規則38条2項)。

なお、執行裁判所から船舶国籍証書等の引渡しを受けたときはその旨を滞納者に通知するものとする。

(注) 執行官が執行裁判所の取上命令により船舶国籍証書等を取り上げて執行裁判所に提出した場合において、強制競売の申立てが取り下げられ又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、船舶国籍証書等は債務者(滞納者)に返還される

ことに留意する。

(3) 管海官庁に対する通知

徴税吏員は、船舶国籍証書等を執行裁判所に引き渡したとき又は執行裁判所から引渡しを受けたときは、その旨を船舶の船籍港を管轄する管海官庁(海運局又は海運局支局)の長に通知するものとする。

4 仮差押えの執行がされている船舶で登記されるものに対する滞納処分

滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられない(徴収法140条)から、仮差押えの執行がされている船舶で登記がされるものに対しても滞納処分による差押え及び換価等の手続を進めることができる。この場合には、仮差押えの執行の方法に応じ、次により取り扱うものとする。

(1) 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行がされている場合

仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行(船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法を併用する場合を含む。)がされた船舶で登記がされるものに対して滞納処分による差押えをした場合には、仮差押えの執行がされた不動産に対する滞納処分に関する第34条関係3から11までに定めるところに準じて取り扱う(法35条において準用する法34条、令24条の2において準用する令10条及び18条)。

(注) 船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法を併用した場合における船舶国籍証書等の取扱いは、(2)イに準ずる。

(2) 船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされている場合

船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた船舶で登記されるものに対して滞納処分による差押えをした場合には、次に定めるところによるほか、第34条関係4から6までに定めるところに準じて取り扱う。

ア 徴税吏員は、船舶で登記されるものに対して滞納処分による差押えをした場合において、当該船舶に対して既に船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされていることを知つたときは、仮差押えの執行裁判所に対し当該船舶を差し押さえた旨の通知をしなければならない(徴収法55条3号)。

イ 仮差押えの執行裁判所が執行官から提出された船舶国籍証書等を保管している場合の取扱いは、第19条関係6に定めるところに準ずる。

ウ 徴税吏員は、船舶を換価したときは、換価手続が終了した旨を速やかに仮差押えの執行裁判所に通知するものとする。

エ 滞納処分による売却代金について、滞納者に交付すべき残余が生じた場合には、滞納者に交付するものとする。

第36条関係 競売の開始決定後の滞納処分

1 趣旨

法第36条は、担保権の実行としての競売の開始決定があつた不動産又は船舶に対して滞納処分による差押えがあつた場合の取扱いを、強制執行が先にされている不動産に対

し滞納処分による差押えがされた場合と同様とすることとし、法第29条から第33条までの規定を準用することを定めたもので、法第20条の規定に対応するものである。

2 競売の開始決定があつた不動産に対する滞納処分

競売の開始決定があつた不動産に対する滞納処分については、強制競売の開始決定があつた不動産に対する滞納処分に関する第29条関係から第33条関係までに定めるところに準ずる(法36条において準用する法29条から33条まで、令25条において準用する令18条から22条まで、規則39条において準用する規則33条及び36条)。

3 競売の開始決定があつた船舶に対する滞納処分

競売の開始決定があつた船舶に対する滞納処分については、強制競売の開始決定があつた船舶で登記されるものに対する滞納処分に関する第35条関係2及び3に定めるところに準ずる(法36条において準用する法29条から33条まで、令25条において準用する令24条、規則39条において準用する規則38条2項)。

第36条の2関係 航空機等に対する滞納処分

1 趣旨

法第36条の2は、強制執行又は競売が開始されている航空機、自動車又は建設機械に対しても滞納処分による差押えをすることができること、及び航空機、自動車又は建設機械に対する強制執行、仮差押えの執行又は競売と滞納処分との手続に関しては、政令及び規則で定めることを規定したものであり、法第20条の規定に対応するものである。

2 強制執行又は競売が開始されている航空機に対する滞納処分

強制執行又は競売が開始されている航空機に対する滞納処分については、強制競売の開始決定があつた不動産に対する滞納処分に関する第29条関係から第33条関係までに定めるところに準ずる(令26条及び規則40条において準用する法25条、26条1項及び3項、27条1項、29条2項、30条、31条、32条、33条2項、令24条1項(令18条から22条までを準用))。

なお、航空機登録証明書等の取扱いは、第35条関係3に定めるところに準ずるものとする(令26条において準用する令24条2項、規則40条において準用する規則38条2項)。

(注) この場合には、第35条関係3(2)の通知は、運輸大臣(送付先は運輸省航空局)に対して行うことに留意する(執行規則84条参照)。

3 仮差押えの執行がされている航空機に対する滞納処分

滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられない(徴収法140条参照)から、仮差押えの執行がされた航空機に対しても滞納処分による差押え及び換価等の手続を進めることができる。この場合には、仮差押えの執行の方法に応じ、次により取り扱う。

(1) 仮差押えの登録をする方法による仮差押えの執行がされている場合

仮差押えの登録をする方法による仮差押えの執行(航空機登録証明書等の取上げを命ずる方法を併用する場合を含む。)がされた航空機に対して滞納処分による差押えをした場合には、仮差押えの執行がされた不動産に対する滞納処分に関する第34条関係

3から11までに定めるところに準じて取り扱う(令26条及び規則40条において準用する法24条の2(令26条及び規則40条において準用する法18条2項及び3項、31条、34条2項、令24条の2(令10条及び18条を準用)、規則40条において準用する規則38条の2(規則37条を準用))。)

(注) 航空機登録証明書等の取上げを命ずる方法を併用した場合における航空機登録証明書等の取扱いは、第35条関係4(2)イに定めるところに準ずる。

(2) 航空機登録証明書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされている場合

航空機登録証明書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた航空機に対して滞納処分による差押えをした場合には、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた船舶で登記されるものに対する滞納処分に関する第35条関係4(2)に定めるところに準じて取り扱う。

4 強制執行又は競売が開始されている自動車等に対する滞納処分

強制執行又は競売が開始されている自動車等に対する滞納処分については、次に定めるところによるほか、強制競売の開始決定があつた不動産に対する滞納処分に関する第29条関係から第33条関係までに定めるところに準ずる(令27条1項及び規則41条において準用する法25条、26条1項及び3項、27条1項、29条2項、30条、31条、32条、33条2項、令18条から21条まで)。

(1) 徴税吏員は、強制執行又は競売が開始されたのちに滞納処分による差押えをした自動車等を占有した場合には、滞納処分による差押えの際、債権者、債務者、所有者及び執行規則第176条第2項(同規則177条において準用する場合を含む。)において準用する執行規則第174条第2項の規定により引渡しを命じている占有者以外の第三者が占有していた自動車等で、その者が執行官に引き渡すことを拒んだときを除き、その自動車等を執行官に引き渡さなければならない。この場合における引渡し等の手続等は、第5条関係(2(6)、3(1)及び9を除く。)に定めるところに準ずる(令27条1項において準用する法5条1項、令3条1項及び2項)。

(注)

(1) 自動車の差押えに当たり、自動車検査証等を取り上げているときは、それを自動車と一体のものとして取り扱うものとする。

(2) 徴税吏員は、自動車等を執行官に引き渡した場合には、その旨を滞納者に通知するものとする。

(2) (1)により執行官に引き渡した自動車等につき強制競売若しくは競売の申立てが取り下げられ、若しくは強制競売若しくは競売の手続を取り消す決定が効力を生じたとき又は滞納処分続行承認の決定があつたときは、執行官は、執行裁判所の命令により自動車等を徴税吏員に引き渡すこととなつている(規則41条2項)。この場合における引渡しを受ける手続は、第23条関係に定めるところに準ずる(令27条2項において準用す

る令14条(4項後段を除く。))。

- (3) 執行官が執行規則第89条第1項等の規定による開始決定により自動車等の引渡しを受けている場合において、滞納処分続行承認の決定があり、当該自動車等を滞納処分により換価するときは、徴税吏員は、執行裁判所に対し、執行官に自動車等の引渡しを命ずることを請求し(令27条1項において準用する令12条の3第3項)、必ず引渡しを受ける。この場合における引渡しを受ける手続等は、第23条関係に定めるところに準ずる(令27条1項において準用する令12条の3第4項(令14条(4項後段を除く。))を準用)、22条)。

5 仮差押えの執行がされている自動車等に対する滞納処分

滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられない(徴収法140条)から、仮差押えの執行がされている自動車等に対しても滞納処分による差押え及び換価等の手続を進めることができる。この場合には、仮差押えの執行の方法に応じ、次により取り扱う。

- (1) 仮差押えの登録をする方法による仮差押えの執行(自動車等の取上げを命ずる方法を併用する場合を含む。)がされている自動車等に対して滞納処分による差押えをした場合には、仮差押えの執行がされた不動産に対する滞納処分に関する第34条関係に定めるところに準じて取り扱う(令28条1項及び規則42条において準用する法18条2項及び3項、31条、34条2項、令10条、18条)。

(注) 自動車等の取上げを命ずる方法を併用した場合における自動車等の取扱いは、
(2)アからウまでに定めるところに準ずる。

- (2) 自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされている場合

自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされている自動車等に対して滞納処分による差押えをした場合には、次に定めるところによるほか、仮差押えの執行がされた不動産に対する滞納処分に関する第34条関係4から6までに定めるところに準じて取り扱う。

(注) 滞納処分による売却代金について、滞納者に交付すべき残余が生じた場合には、滞納者に交付すべきものとする。

ア 執行官が自動車等の引渡しを受けている場合において、滞納処分による換価のため必要があるときは、徴税吏員は、執行裁判所に対し、執行官にその自動車等の引渡しを命ずることを請求することができる(令28条1項において準用する令12条の3第3項)。

イ 徴税吏員は、アにより自動車等の引渡しを受けた場合において、滞納処分による差押えを解除すべきときはその自動車等を執行官に引き渡さなければならない。この場合における引渡し等の手続は、第5条関係(3(1)及び9を除く。)に定めるところに準じて処理する(令28条2項において準用する法5条1項本文、令3条1項から3項まで)。

ウ 執行官が自動車等の引渡しを受けている場合において、自動車等に著しい価額の減少を生じるおそれがあるとき又はその保管のため不相応な費用を要するときは、

執行官は、その旨を徴税吏員に通知することとなっている(最高裁通達七三参照)ので、徴税吏員は、この通知を受けた場合には、換価の要否を検討した上、次により取り扱うものとする。

(ア) 自動車等を換価する必要があるときは、アにより執行官からその引渡しを受けて換価する。

(イ) 納税の猶予又は換価の猶予中であるなどの理由により、自動車等を換価できない場合で、当該自動車等を換価しなくても徴収上弊害がないと認めるときは、差押えを解除するものとする。

第3節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分

第36条の3関係 滞納処分による差押えの通知

1 趣旨

法第36条の3は、強制執行による差押えがされている債権に対しても滞納処分による差押えをすることができること、及びその場合において、その強制執行を知ったときは、原則として、滞納処分による差押えをした旨を執行裁判所に通知しなければならないことを定めたもので、法第20条の3の規定に対応するものである。

2 差押競合債権

法第36条の3から法第36条の11までの適用を受ける債権(以下、第3節において「差押競合債権」という。)は、次の(1)及び(2)に掲げるものをいう。

なお、次の(1)及び(2)の「差押命令」又は「差押え」には、単一の差押命令又は差押えだけでなく、複数にわたる場合も含まれる。また、「差押命令」には、仮差押命令が発せられた後にされた強制執行による差押命令も含まれ、「差押え」には、仮差押命令が発せられた前又は後にされた滞納処分による差押えも含まれる。

(1) その一部について強制執行による差押命令が発せられた後に、その残余の部分を超えて滞納処分による差押えがされた債権

(注) その一部について強制執行による差押命令が発せられた後に、その残余の部分を超えない範囲で滞納処分による差押えがされ、その後、更に強制執行による差押命令が発せられ又は滞納処分による差押えがされたことによつて、その残余の部分を超えることとなつた場合も差押競合債権に含まれることに留意する。

(2) その全部について強制執行による差押え命令が発せられた後に、その一部又は全部について重ねて滞納処分による差押えがされた債権

3 差押競合の金銭債権を差し押さえた場合の処理

差押競合債権の金銭債権につき滞納処分による差押えをした場合において、強制執行による差押えがあることを知ったときは、徴税吏員は、「債権差押通知書」(別紙様式15。令29条1項)により滞納処分による差押えをした旨を執行裁判所に通知しなければならない(法36条の3第2項本文。第36条の10関係2参照)。ただし、裁判所書記官から、第三債務者から供託に係る事情届があつた旨を規則第43条第3項に掲げる事項を記載した書面

(事情届通知書)により通知(法36条の6第3項)を受けたときは、執行裁判所に対し滞納処分により差押えをした旨の通知をすることは必要ない(法36条の3第2項ただし書)が、速やかに滞納処分による差押えに係る地方団体の徴収金の年度、税目、納期限及び金額を記載した「滞納現在額申立書」(別紙様式17)を執行裁判所に送付しなければならない(令29条2項)。

4 差押競合の条件付等債権等を差し押さえた場合の処理

差押競合債権で条件付き若しくは期限付きであるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるもの(以下、第3節において「差押競合の条件付等債権」という。)又は差押競合債権で動産の引渡しを目的とするものを滞納処分により差し押さえた場合において、強制執行による差押命令が発せられていることを知ったときは、徴税吏員は、「債権差押通知書及び交付要求書」(別紙様式16)により、執行裁判所に対し滞納処分による差押えをした旨の通知及び交付要求をする(法36条の3第2項本文、徴収法82条1項)。

5 動産の引渡請求権に対する差押命令の執行の申立てがされている場合の処理

強制執行による差押えがされている動産の引渡しを目的とする債権につき滞納処分による差押えをした場合において、執行官が差押債権者から動産の引渡しを受けるべき旨の申立て(執行法163条1項)を受けていることを知ったときは、徴税吏員は、滞納処分による差押えをした旨をその執行官に通知しなければならない(令29条3項)。この場合において、滞納処分による差押えをした旨の通知は、「債権差押通知書」(別紙様式15)を補正(令29条4項参照)したものにより行うものとする。

6 登録関係機関から強制執行による差押登録がある旨の通知を受けた場合の処理

差押競合債権で権利の移転につき登録を要する登録社債等(社債等登録法(昭和17年法律第11号)3条1項、14条等)について、滞納処分による差押えの登録の嘱託をした場合において、その債権につき強制執行による差押えの登録があるときは、登録機関はその旨を徴税吏員に通知することとなっている(令31条において準用する令18条)。この通知を受けた場合には、徴税吏員は、「債権差押通知書及び交付要求書」(別紙様式16)により執行裁判所に対し滞納処分による差押えをした旨の通知及び交付要求をする(法36条の3第2項本文、徴収法82条1項)。

第36条の4関係 差押えが一部競合した場合の効力

1 趣旨

法第36条の4は、強制執行による差押えがその一部についてされている債権について、滞納処分による差押えが競合した場合は、強制執行による差押えの効力は、その債権全部に及ぶことを定めたもので、法第20条の4の規定に対応するものである。

第36条の5関係 転付命令等の効力が生じない場合

1 趣旨

強制執行による転付命令又は譲渡命令(以下、「転付命令等」という。)が第三債務者に

送達されるときまでに、転付命令等に係る債権につき、滞納処分による差押えがされたときは、転付命令等はその効力を生じない。この場合の転付命令とは、執行裁判所が、差押債権者の申立てにより、支払いに代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令をいい(執行法159条1項)、譲渡命令とは、執行裁判所が差押債権者の申立てにより差し押さえられた債権が条件付等債権である場合において、当該債権を執行裁判所が定めた価額で支払いに代えて差押債権者に譲渡する命令をいう(執行法161条1項)。

第36条の6関係 第三債務者の供託義務

1 趣旨

法第36条の6は、第三債務者は差押競合の金銭債権について、その債権に相当する金銭の供託の義務を負うこと、及び供託をした場合には執行裁判所に対しその旨の事情届をしなければならないこと、裁判所書記官は、事情届を受けたときはその旨を徴税吏員に通知しなければならないこと、並びに、徴税吏員は、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた後又は差押命令を取り消す決定が効力を生じた後でなければ、その供託金の払渡しを受けることができないことを定めたものである。

2 滞納処分による差押えをした場合の第三債務者の供託

強制執行による差押えをした債権者が提起した法第36条の7に規定する取立訴訟の訴状が第三債務者に送達される時までに、その差押えがされている金銭債権につき滞納処分による差押えがされたとき(「債権差押通知書」が第三債務者に送達された時をいう。)は、第三債務者は、その債権の全額(強制執行による差押えの前に他の滞納処分による差押えがされているときは、その滞納処分による差押えがされた部分を差し引いた残額。第36条の6関係3参照)に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない(法36条の6第1項)。

(注) 法第36条の11第1項において準用する法第26条第1項の規定による滞納処分続行承認の決定があつたときは、法第36条の6の適用はなく、第三債務者は、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭の供託をすることが認められるにすぎないことになる。

3 強制執行による差押えの前に他の滞納処分による差押えがされているとき

法第36条の6第1項かつこ書の「強制執行による差押えの前に他の滞納処分による差押えがされているとき」とは、次に掲げるときをいう。

(1) 金銭債権の一部について滞納処分による差押え(①)がされている場合において、強制執行による差押え(②)がされ、その差押債権者の提起した法第36条の7に規定する取立訴訟の訴状が第三債務者に送達される時までに、更に滞納処分による差押え(③)がされて競合したとき。

(例) 債権額……100万円

①(他の滞納処分による差押え)に係る額……30万円

②(強制執行による差押え)に係る額……50万円

③(滞納処分による差押え)に係る額……50万円

※ ①と②は競合していない($100 - 30 = 70 > 50$)が、③は①及び②と競合する($100 - 30 - 50 = 20 < 50$)。

- (2) 金銭債権の一部について滞納処分による差押え(①)がされている場合において、強制執行による差押え(②)により競合し、その差押債権者の提起した法第36条の7に規定する取立訴訟の訴状が第三債務者に送達される時までに、更に滞納処分による差押え(③)がされたとき。

(例) 債権額……100万円

①(他の滞納処分による差押え)に係る額……30万円

②(強制執行による差押え)に係る額……90万円

③(滞納処分による差押え)に係る額……50万円

※ ①と②は競合している($100 - 30 = 70 < 90$)。

4 供託に係る事情届があつた旨の通知

第三債務者から、法第36条の6第2項に規定する事情届が執行裁判所にされた場合は、裁判所書記官は、「事情届通知書」によりその旨を徴税吏員に通知することとしている(法36条の6第3項)。

5 供託金の払渡し

法第36条の6第1項の規定により供託された金銭については、徴税吏員は、取立権を行使することはできない(法36条の6第4項)が、執行裁判所の配当手続において配当を受けることができる。この場合において、執行裁判所から支払証明書が交付されたときは、徴税吏員は、「供託金払渡請求書」にこれを添付して、供託所から配当額の払渡しを受ける(供託規則32条2項)。

第36条の7関係 取立訴訟

1 趣旨

法第36条の7は、強制執行による差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えが競合した場合には、執行法第157条の債権の取立訴訟に関する規定を準用することを定めたものである。

2 取立訴訟の提起

強制執行による差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えをした場合には、徴税吏員は、その差押えに係る債権の給付を求める訴え(以下、「取立訴訟」という。)を提起することができる(法36条の7。執行法157条1項参照)。

3 訴訟参加

(1) 取立訴訟への参加

強制執行又は滞納処分による差押えをした者が、当該差押競合債権につき取立訴訟を提起したときは、受訴裁判所は、第三者の申立てにより、他の債権者で強制執行による差押えをした債権者の訴状又はその共同訴訟人として参加の申出をした者の参加

の申出の書面の送達の時までにその債権を差し押さえた者に対し、共同訴訟人としてその取立訴訟に参加すべきことを命ずることができる(法36条の7、執行法157条1項)。

(2) 取立訴訟の判決の効力

取立訴訟の判決の効力は、その訴訟の結果いかにかわらず、受訴裁判所から共同訴訟人として参加すべきことを命ぜられた滞納処分による差押えをした徴税吏員がその訴訟に参加しなかつた場合にも及ぶ(法36条の7、執行法157条3項)。

4 取立訴訟が認容された場合

滞納処分による差押えをした徴税吏員が、法第36条の7の規定による取立訴訟を提起した場合においても、その訴訟が認容されるときは、第三債務者は、請求に係る金銭の支払は、供託の方法によつて行われなければならない(法36条の7、執行法157条4項)。

5 配当等の額に相当する金銭の供託

滞納処分による差押えをした徴税吏員が提起した取立訴訟で、当該徴税吏員が所属する地方団体が勝訴した場合において、第三債務者が請求に係る金銭の供託をしないときは、その判決に基づき行つた強制執行により徴税吏員が配当等(執行法84条3項参照)として受けるべき金銭は、供託される(法36条の7、執行法157条5項)。この場合の供託に係る金銭の配当等は、執行裁判所における配当手続によつて行われる(執行法166条1項1号)。

第36条の8関係 取立ての制限

1 趣旨

法第36条の8は、強制執行による差押えがされている動産の引渡しを目的とする債権に対し滞納処分による差押えがされたときは、徴税吏員は、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた後又は差押命令を取り消す決定が効力を生じた後でなければ、その債権の取立てをすることができないことを定めたもので、法第20条の5の規定に対応するものである。

第36条の9関係 配当等の実施

1 趣旨

法第36条の9は、執行法第157条第5項の規定による供託がされたときは、執行裁判所は配当又は弁済金の交付をすべきこと、並びに、供託された金銭について配当を受けることができる者は、同項の規定による供託がされた時又は強制執行による差押えをした債権者が提起した取立訴訟の訴状が送達された時のうちいずれか最も早い時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とすることを定めたもので、法第20条の7の規定に対応するものである。

2 徴税吏員が配当等を受ける場合

徴税吏員が、執行裁判所から配当等を受けるのは、次に掲げる時までに差押え(法36条の10第1項に規定するみなし交付要求に係るものに限る。)又は交付要求をした者に限られる(執行法165条)。

(1) 第三債務者が法第36条の6第1項、執行法第156条第1項及び第2項に基づき供託した

ときは、供託の時

- (2) 強制執行による差押えをした債権者が取立訴訟(執行法157条1項)を提起したときは、取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時
- (3) 滞納処分による差押えをした徴税吏員が提起した取立訴訟(法36条の7)に強制執行による差押えをした債権者が共同訴訟人として参加したとき(法36条の7、執行法157条1項)は、参加申出の書面が第三債務者に送達されたとき。ただし、滞納処分による差押えをした徴税吏員が提起した取立訴訟に共同訴訟人として参加した者がいないときは、供託義務付訴訟の判決に基づく供託(法36条の7、執行法157条5項)がされた時
- (4) 強制執行による差押えがされた債権が条件付等債権である場合において、執行裁判所が売却命令を発したとき(執行法161条1項)は、売却命令により執行官が売得金の交付を受けたとき
- (5) 動産の引渡しを目的とする債権について、強制執行による差押えがされているとき(執行法163条1項)は、執行官がその動産の引渡しを受けたとき

第36条の10関係 みなし交付要求等

1 趣旨

法第36条の10は、執行法第157条第5項の規定により供託された金銭について執行裁判所が配当等を実施する場合においては、配当期日若しくは執行法第166条第2項において準用する同法第84条第2項の規定による弁済金の交付の日までにされた法第36条の3第2項本文の規定による通知又は法第36条第2項の規定による事情の届出に係る滞納処分による差押えに係る地方団体の徴収金については、滞納処分による差押えの時に交付要求があつたものとみなすこと、及びその滞納処分による差押えを解除したときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならないことを定めたものである。

2 みなし交付要求

(1) 交付要求があつたとみなされる場合

第三者の供託義務に基づく供託(法36条の6第1項)又は供託義務付訴訟の判決に基づく供託(法36条の7、執行法157条5項)がされた場合において、その供託金について執行裁判所が配当等を実施するときは、配当期日若しくは弁済金の交付の日までにされた滞納処分による差押えをした旨の通知(法36条の3第2項本文)又は第三債務者の供託に伴う事情届(法36条の6第2項)に係る滞納処分による差押えに係る地方団体の徴収金については、その差押えの時に交付要求があつたものとみなされる(法36条の10第1項)。

(注) この場合における執行裁判所への通知については、第36条の3関係3参照

(2) みなし交付要求に対する解除請求

徴税吏員は、みなし交付要求につき、その解除の請求(徴収法85条1項参照)があつた場合において、その請求を正当と認めるときは交付要求を解除するものとし、その請求を正当と認めないときはその旨をその請求をした者に通知する(徴収法85条2項参照)。

3 執行裁判所に対する差押解除の通知

徴税吏員は、滞納処分による差押えをした旨の通知(法36条の3第2項本文)又は第三債務者の供託に伴う事情届(みなし交付要求に係る地方団体の徴収金に限らない。)について、滞納処分による差押えを解除した旨を「差押え及び交付要求解除(通知)書」(別紙様式10。令30条2項において準用する令12条の7第1項(3号を除く。))により執行裁判所に通知する(法36条の10第2項)。

4 執行官に対する差押解除の通知

徴税吏員は、強制執行による差押えがされている動産の引渡しを目的とする債権につき、滞納処分による差押えをし、第36条の3関係5の通知(令29条3項)をした場合において、滞納処分による差押えを解除したときは、その旨を「差押え及び交付要求解除(通知)書」(別紙様式10。令30条2項において準用する令12条の7第1項(3号を除く。))により執行裁判所にも通知する(法30条1項)。

第36条の11関係 滞納処分続行承認の決定等の規定の準用

1 趣旨

法第36条の11は、差押競合債権について、先行する強制執行が中止又は停止されたときは、執行裁判所は、徴税吏員の請求により後行する滞納処分について続行承認の決定をすることができること、法第36条の3第2項本文の規定による通知又は法第36条の6第2項の規定による事情の届出に係る差押競合債権について先行の強制執行による差押命令の申立てが取り下げられ、又は差押命令を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴税吏員に通知しなければならないこと、差押競合債権で動産の引渡しを目的とするものについて先行の強制執行による差押命令の申立てが取り下げられたとき、若しくは差押命令を取り消す決定が効力を生じたとき、又は滞納処分続行承認の決定があつたときには、執行官は、執行法第163条の規定により引渡しを受けた動産を徴税吏員に引き渡すべきこと及び差押競合の条件付等債権については、先行の強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた後、若しくは差押命令を取り消す決定が効力を生じた後でなければ、滞納処分による換価をすることができないこと、並びに、差押競合債権について滞納処分続行承認の決定があつたときは、この決定により滞納処分による差押後にされたものとみなされる強制執行による差押えについては、法第20条の3第2項の規定による通知があつたものとみなすことを定めたものである。

2 滞納処分続行承認の決定の請求

差押競合債権について強制執行が中止又は停止されたとき(第25条関係2及び3参照)は、徴税吏員は、執行裁判所に滞納処分続行承認の決定を請求することができる(法36条の11第1項において準用する法25条)。この請求についての処理は、第25条関係5から8までに定めるところに準ずる。

なお、上記の債権が、差押競合の条件付等債権を除く金銭債権であるときは、滞納処分続行承認の決定の請求に代えて、原則として、取立訴訟(法36条の7)を提起するものと

する。

3 滞納処分続行承認の決定の手続

差押競合債権について滞納処分続行承認の決定の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、執行裁判所は、債務者を審尋した上で滞納処分続行承認の決定をしなければならない(法36条の11第1項において準用する法26条2項、規則45条において準用する規則27条2項)。

なお、滞納処分続行承認の決定の請求を却下されたときは、第26条関係に定めるところに準じて処理する。

4 滞納処分続行承認の決定の効果

差押競合債権について滞納処分続行承認の決定があつたときは、強制執行による差押えは、滞納処分による差押え後にされたものとみなされる(法36条の11において準用する法27条1項)ので、第20条の5関係から第20条の8関係までに定めるところに準じて処理する。

5 債権執行の申立ての取下げ等の通知を受けた場合の処理

徴税吏員は、差押競合債権について強制執行による差押えの申立てが取り下げられた旨又は差押命令を取り消す決定の効力を生じた旨の通知(債権執行事件等終了通知書、規則45条において準用する規則33条)及び滞納処分続行承認の決定があつた旨の通知(規則45条において準用する規則36条)を裁判所書記官から受けたときは、速やかにその旨を国税又は地方団体の徴収金その他の徴収金の交付を執行裁判所に求めた徴収職員等(以下、5において「他の徴収職員等」という。)で、上記の通知書に記載されている者に通知しなければならない(令31条において準用する令20条)。

(注) 上記の通知を受けた他の徴収職員等は、執行裁判所に交付要求していた場合でも、その国税又は地方団体の徴収金その他の徴収金につき、徴税吏員に対して交付要求しなければ、配当を受けることができない。

6 供託書正本等の引受け

差押競合債権につき強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた場合、差押命令を取り消す決定が効力を生じた場合又は滞納処分続行承認の決定があつた場合において、供託書正本又は債権証書が既に執行裁判所に提出されているときは、裁判所書記官は、これを徴税吏員に引き渡さなければならない(規則44条)。

7 動産の引受け

差押競合債権で動産の引渡しを目的とするものにつき、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた場合、差押命令を取り消す決定が効力を生じた場合又は滞納処分続行承認の決定があつた場合において、執行官が既にその動産を占有しているとき(債務の履行を受けているとき)は、執行官は、その動産を徴税吏員に引き渡さなければならない(法36条の11第1項において準用する法23条、27条2項)。ただし、徴税吏員が執行官に対し滞納処分による差押えをした旨の通知(令29条3項)をしていない場合は、この限りで

ない。

なお、上記の場合においては、執行官から動産の引渡しをする旨の通知(引渡通知書)を受けたときは、徴税吏員は、第23条関係に定めるところに準じて処理する(令31条において準用する令14条(4項後段を除く。)、16条)。

8 公売手続の制限

差押競合の条件付等債権について、公売その他滞納処分による売却のための手続は、滞納処分続行承認の決定があつたときを除き、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられ又は差押命令を取り消す決定が効力を生じた後でなければすることができない(法36条の11第1項において準用する法30条)。

9 差押え登記の職権抹消

差押競合債権で執行法第150条に規定する登記(登録を含む。以下、9において同じ。)のされた先取特権、質権又は抵当権によつて担保されるものにつき売却命令による売却が終了した後において、裁判所書記官がこれらの担保権の移転の登記を嘱託したときは、登記関係機関は、滞納処分に関する差押えの登記を職権で抹消することとなつている(法36条の11第1項において準用する法32条)。したがつて、道府県事務所長又は市町村長は、差押えの抹消登記の嘱託を要しない。

10 差押登録の職権抹消

差押競合債権で権利の移転につき登録を要する登録社債等(社債等登録法3条1項、14条等)について、強制執行に基づく換価による権利移転の登録をしたときは、登録関係機関は、滞納処分に関する差押えの登録を職権で抹消することとなつている(令31条)。したがつて、道府県事務所長又は市町村長は、差押えの抹消登録の嘱託を要しない。

11 強制執行による差押えをした旨の通知があつたものとみなされる場合

差押競合債権につき、滞納処分続行承認の決定(法26条1項)があつたときは、強制執行による差押命令については、滞納処分による差押えがされている債権に対し強制執行による差押命令が発せられた旨の通知(法20条の3第2項本文)があつたものとみなされる。

第36条の12関係 仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分

1 趣旨

法第36条の12は、仮差押えの執行がされた債権に対し滞納処分による差押えがされた場合において、徴税吏員による第三債務者からの取立金若しくは法第36条の12において準用する法第20条の6第1項の規定により供託された金銭の払渡金又は債権の換価による売却代金の残余(以下、1において「残余金」という。)が生じたときは、徴税吏員は、これをその債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所に交付すべきこと、第三債務者は、差押えに係る金銭債権の全額を供託することができること、仮差押えの効力はその債権全部に及ぶこと、及び差押競合債権について滞納処分による差押えをした旨の通知が仮差押えの執行裁判所にされた場合において、仮差押えの執行の申立てが取り下げられ、又は仮差押えの執行の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所

書記官はその旨を徴税吏員に通知しなければならないこと、並びに残余金については差押債権者に対し配当することを定めたものである。

2 仮差押競合債権

法第36条の12の規定の適用を受ける債権(以下、第36条の12関係において「仮差押競合債権」という。)は、次に掲げるものをいう。

なお、(1)及び(2)の「仮差押命令」又は「差押え」には、単一の仮差押命令又は差押えだけでなく、複数にわたる場合も含まれる。

(1) その一部について、仮差押命令が発せられた後に、その残余の部分を超えて滞納処分による差押えがされた債権

(注) その一部について、仮差押命令が発せられた後に、その残余の部分を超えない範囲で滞納処分による差押えがされ、その後、更に仮差押命令が発せられ又は滞納処分による差押えがされたことによつて、その債権の残余の部分を超えることになった場合も仮差押競合債権に含まれることに留意する。

(2) その全部について仮差押命令が発せられた後に、その全部又は一部について重ねて滞納処分による差押えがされた債権

3 滞納処分による差押えをした場合の処理

仮差押競合債権につき、滞納処分による差押えをした場合の処理については、次の事項に留意すること。

(1) 第三債務者から供託に係る事情届があつた場合(法第36条の12第1項において準用する法第20条の6第2項)の処理については、第20条の9関係5に定めるところに準ずる(法第36条の12第1項において準用する法第20条の6第3項)。

(注) この場合において、事情届により仮差押命令が発せられていることを知つたときは、徴税吏員は、その執行裁判に対し徴収法第55条の通知をしなければならないことに留意する。

(2) 仮差押えの効力の拡張については、第36条の4関係と同様である(法第36条の12第1項において準用する法第36条の4)。

(3) 法第36条の12において準用する法第20条の6第1項の規定により供託された金銭の還付については、第20条の9関係6に定めるところに準ずる(法第36条の12第1項において準用する法第20条の6)。

(4) 仮差押競合債権について、滞納処分による第三債務者からの取立金若しくは法第36条の12第1項において準用する法第20条の6第1項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金について滞納者に交付すべき残余を生じたときは、徴税吏員は、これを仮差押競合債権に対する強制執行について管轄権を有する裁判所に交付しなければならない(法第36条の12第1項において準用する法第18条2項)。この場合の残余の交付手続については、第20条の9関係7に定めるところにより行う。

(5) 執行裁判所に対し滞納処分による差押えをした旨の通知をしている場合において、

仮差押競合債権について、仮差押えの執行の申立てが取り下げられたとき、又は仮差押えの執行を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官はその旨を徴税吏員に通知することとなっている(法36条の12第1項において準用する法31条)。

4 滞納処分による差押えを解除した場合の処理

仮差押競合債権について、滞納処分による差押えを解除した場合は、第20条の9関係9に定めるところに準じて処理する(令32条において準用する令12条の11(令10条2項を準用))。

5 登録関係機関から通知を受けた場合の処理

仮差押競合債権で権利の移転につき登録を要する登録社債等(社債等登録法3条1項、14条等)に対し、滞納処分による差押えの登録の嘱託をした場合において、その債権について仮差押えの登録がある場合は、登録関係機関は、その旨を徴税吏員に通知することとなっている(令32条において準用する令18条)。この場合においては、徴税吏員は、仮差押えの執行をした執行裁判所に対し徴収法第55条の通知をしなければならないことに留意する。

6 仮差押えの執行、強制執行による差押え及び滞納処分による差押えが競合した場合の処理

仮差押えの執行、強制執行による差押え及び滞納処分による差押えが競合した場合の処理については、第18条関係13及び14に定めるところに準ずる。

第36条の13関係 担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分

1 趣旨

法第36条の13は、担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分については、法第36条の3から第36条の11までの規定を準用することを定めたものである。

2 担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分

担保権の実行による差押命令が発せられている金銭の支払い又は動産の引渡しを目的とする債権に対する滞納処分及び物上代位権の行使による差押命令が発せられている目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地収用法(昭和26年法律第219号)による収用その他の行政処分により債務者が受けるべき金銭等の債権に対する滞納処分は、強制執行による差押命令が発せられた後に滞納処分による差押えをした債権に関する第36条の3関係から第36条の11関係までに定めるところに準じて処理する(法36条の13において準用する法36条の3から36条の11まで、令33条において準用する令29条から31条まで。執行法193条参照)。

3 質権の実行又は行使との関係

質権の設定がされている債権に対し滞納処分による差押えをした場合において、質権者が質権の目的たる債権を直接取り立てたとき(ただし、取り立てたものが金銭以外でそ

のものに対する質権実行手続を要するときを除く。)は、この法律による調整の対象とはならない。

(注) この場合において、地方団体の徴収金に劣後する質権者が質権の目的たる債権を直接取り立てたときは、道府県及び市町村は質権者に対し不当利得の返還請求をすることができることに留意する。

第36条の14関係 その他の財産権に対する滞納処分

1 趣旨

法第36条の14は、強制執行若しくは担保権の実行による差押え又は仮差押えの執行がされているその他の財産権に対する滞納処分については、強制執行若しくは担保権の実行による差押え又は仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分の例によること、及び強制執行若しくは担保権の実行による差押え後に滞納処分による差押えがされた他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものについて強制競売又は担保権の実行としての競売による権利移転の登記等をしたときは、登記官又は登録をする官庁は、その他の財産権についてされた滞納処分にする差押えの登記等を抹消しなければならないことを定めたものである。

2 その他の財産権に対する滞納処分

滞納処分による差押えは、強制執行(担保権の実行を含む。以下、第36条の14関係において同じ。)による差押え又は仮差押えの執行がされているその他の財産権についてもすることができる(法36条の14第1項)。この場合における滞納処分による差押えは、第36条の14関係3に掲げるもののほか、強制執行による差押え又は仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分の例による。

(注) 債権に対する滞納処分の例による差押えは、その他の財産権のそれぞれの内容に応じて、第36条の3関係から第36条の13関係までに定めるところに準じて処理するものとする(例えば、電話加入権にあつては、第36条の14関係4参照)。

3 滞納処分による差押え等の登記の職権抹消

その他の財産権で権利の移転につき登記(登録を含む。以下、3において同じ。)を要するものについて、強制執行による差押えと滞納処分による差押え及び参加差押えとが競合した場合において、先行する強制執行による差押えにより換価したときは、後行の滞納処分による差押え及び参加差押えの登記は登記関係機関の職権により抹消される(法36条の14第2項において準用する法32条(法36条で準用する場合を含む。))。

4 電話加入権に対する滞納処分

(1) 強制執行がされている電話加入権に対する滞納処分

強制執行による差押えがされている電話加入権について、滞納処分による差押えをしたときは、執行裁判所に対しその旨の通知及び交付要求をする(法36条の14、徴収法82条1項)。

(注)

- (1) 日本電信電話株式会社に対する差押えの通知は、徴収法第73条に掲げる「差押通知書」(徴収規則3条1項)の送達によることに留意する。
 - (2) 強制執行による差押がされたのちに滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされた後に強制執行による差押がされた場合において、更に行う滞納処分は、強制執行に対しては執行裁判所に対する交付要求(徴収法82条)に、先行する滞納処分に対しては参加差押え(徴収法86条)になることに留意する。
- (2) 仮差押えの執行がされている電話加入権に対する滞納処分
- 滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられない(徴収法140条)から、仮差押えの執行がされた電話加入権についても滞納処分による差押え及び換価の手続を進めることができる。

第4章 雑則

第37条関係 政令等への委任

1 趣旨

法第37条は、法の実施のため必要な細目について、滞納処分に関する事項には政令で、強制執行、仮差押えの執行及び競売に関する事項は規則で、それぞれ定めることとしたものである。

2 法に基づく政令及び規則

法第37条の規定に基づき、政令及び規則が公布されているが、これら政令及び規則の運用に関しては、相互の関連に留意すること。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成11年税第290号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(令和元年税指第46号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和3年税指第120号)

この通達は、通知の日から施行する。

別紙様式1

差押調書等の閲覧(謄写)請求書			
		年 月 日	
神奈川県 事務所長 殿		所在地	
		地方裁判所 支部	
		執行官	
下記のとおり、滞納者が所有している財産に関係がある差押調書等の閲覧(謄写)を請求します。			
滞納者	住所		
	氏名又は名称		
債権者	住所		
	氏名又は名称		
事件番号			事件名
財産の表示			
請求する書類			

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

- この請求書は、執行官が令第2条に規定する書類の閲覧又は謄写の請求を行う場合において使用する。
- 「財産の表示」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

別紙様式2

差押調書等の謄本交付請求書	
年 月 日	
神奈川県 事務所長 殿	
所在地	
地方裁判所 支部	
執行官	
下記のとおり、滞納者が所有している財産に関係がある差押調書等の交付を(謄本の送付に必要な郵便切手を添えて)請求します。	
なお、差押調書に表示されている財産について公売その他により異動があるときはその旨、債権者及び債務者以外の者が占有している財産があるときはその旨をお知らせください。	
滞納者	住所

	氏名又は名称			
債権者	住所			
	氏名又は名称			
事件番号			事件名	
財産の表示				
請求する書類				

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

- 1 この請求書は、執行官が令第2条に規定する書類の謄本の交付を請求する場合において使用する。
- 2 「財産の表示」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

別紙様式3

差押財産引渡通知書				
年 月 日				
所在地				
地方裁判所 支部				
執行官 殿				
神奈川県 事務所長 印				
二重差押に係る財産を下記により引き渡しますから、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第条の 第 項の規定により通知します。				
滞納者	住所			
	氏名又は名称			
事件番号			事件名	
財産の表示				
引渡しの方法等	引渡年月日	年 月 日		
	引渡場所			
参加差押え	執行機関の所在地			
	〃 名称			
	財産の表示			

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

1 この通知書は、令第3条第1項、第5条第1項、第6条、第6条の2、第12条の3第1項、第12条の4、第12条の7第4項、第17条、第17条の2、第27条第1項及び第28条第2項の規定により作成する。

2 適用条項は、1のうち該当する条項を記載する。

3 「財産の表示」欄は、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

また、自動車等を引き渡す場合において、監守保存処分として自動車検査証等を取り上げているときは、それも同時に引き渡す旨を記載する。

4 「引渡しの方法等」の欄には、徴税吏員以外の者が差押財産を保管している場合であつて、保管者から直接にその財産を執行官に引渡しをさせようとするときはその旨、滞納処分による差押え時に執行官にその申立てをした債権者及び債務者以外の第三者が差押財産を占有していたときはその旨、その引渡しにつき必要があると認められる事項(差押財産の概算1日分の保管費用等)があるときはその旨をそれぞれ記載する。

5 「参加差押え」欄の執行機関に関する欄は、差押財産につき2以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされたものを記載する。

別紙様式4

差押財産引渡依頼書			
年 月 日			
住所			
氏名又は名称			
殿			
神奈川県 事務所長 印			
あなたが保管中の下記の財産を執行官に引き渡してください。			
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 条の 第 項規定により依頼します。			
所属地方裁判所		地方裁判所 支部	
執行官			
事件番号		事件名	
財産の表示			
参考事項			

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

1 この依頼書は、令第3条第2項、第5条第1項、第6条、第6条の2、第12条の3第1項、第12条の4、第12条の7第4項、第17条、第27条第1項及び第28条第2項の規定により作成する。

2 適用条項は、1のうち該当する条項を記載する。

3 「財産の表示」欄は、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載するほか、保管年月日、保管財産の記号番号等必要と認められるものがあれば、併せて記載する。

4 債権者及び債務者以外の第三者が占有していた差押財産を引き渡す場合には、「参考事項」欄に「あなたが上記財産を執行官へ引き渡すことを拒まれない場合だけ、引渡しをしてください。」と記載する。

別紙様式5

差押解除書及び差押財産引渡済通知書		
住所 氏名又は名称 殿 神奈川県 事務所長 印 年 月 日 差押え中の下記の財産は、執行官に引き渡し、差押えを解除しましたので通知します。		
所属地方裁判所		地方裁判所 支部
執行官		
滞納者	住所	
	氏名又は名称	
引渡年月日		年 月 日
財産の表示		
参考事項		

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

1 この通知書は、令第3条第3項、第5条第2項、第6条、第6条の2、第12条の4、第17条及び第28条第2項の規定による通知をするために作成する。

2 滞納者に対する通知の場合には、「滞納者」欄の記載はしない。

3 「財産の表示」欄は、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

4 「参考事項」欄は、執行官に差押えの申立てをした債権者及び債務者以外の第三者が占有していた場合にはその旨、保管者から引渡しをさせた場合にはその旨等、必要と認められる事項を記載する。

5 強制執行続行の決定があつたことにより、財産の引渡しをした場合には、差押解除に関する字句をすべて二重線で抹消する。

別紙様式6

差押財産引渡済通知書			
年 月 日			
所在地 地方裁判所 支部 執行官 殿 神奈川県 事務所長 印			
差押え中の下記の財産は、下記行政機関等に取り渡したので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 条第 項の規定により通知します。			
滞納者	住所		
	氏名又は名称		
事件番号		事件名	
引渡年月日	年 月 日		
引き渡した書類名			
財産の表示			
引き渡した行政機関等	所在地		
	名称		
参考事項			

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

- 1 この通知書は、令第3条第4項、第6条及び第17条の規定による通知をするために作成する。
- 2 適用条項は、1のうち該当する条項を記載する。
- 3 「財産の表示」欄は、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。
- 4 「参考事項」欄は、引渡しの方法等必要と認める事項を記載する。

別紙様式7

残余金交付通知書			
年 月 日			
所在地 地方裁判所 支部 執行官 殿 神奈川県 事務所長 印			
下記の財産の換価(取立金、払渡金)に係る滞納者に交付すべき残余金を、残余金計算書のとおりに送金したので通知します。			

滞納者	住所				
	氏名又は名称				
事件番号				事件名	
財産の表示					
滞納者に交付すべき残余金				円	
送金年月日		年 月 日			
送金方法					
参考事項					

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

- この通知書は、滞納処分による売却代金、有価証券又は第三債務者から取立金及び供託された金銭の払渡金について、滞納者に交付すべき残余が生じ、この金銭を執行官又は裁判所に交付すべきときに作成する。
- 「財産の表示」欄は、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。
- 「送金方法」欄には、「口座振替」、「小切手の振出し」又は「現金送金」等と記載する。
- 不要部分は、二重線で抹消する。
- 滞納処分による差押えと仮差押えの執行とが競合する財産(動産又は船舶国籍証書等及び自動車等の取上げを命ずる方法により仮差押えの執行がされた船舶、航空機及び自動車等を除く。)について、滞納者に交付すべき残余が生じ、この金銭を執行裁判所に交付するときは、「参考事項」欄に、仮差押えの執行裁判所、仮差押債権者の住所、氏名又は名称を記載するものとする。

別紙様式7の付表

残余金計算書						
換価財産 の表示						
区分	年月日	種目	金額	備考		
受入	・ ・		円			
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
	計					
区分	債権者の住所及び氏名又は名称		事務所長	配当順位	配当金額	備考

		が確認した債権額			
支払		円		円	
	計				
滞納者に交付すべき金額			円		
送金した金額の計算	残余金として交付すべき金額		円		
	送料その他の支払		円		
			円		
	差押送金した金額		円		

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

1 この通知書は、令第4条、第6条、第6条の2、第8条、第10条第1項、第11条第1項、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3第1項、第12条の4、第12条の8、第12条の11、第12条の12、第17条、第23条、第24条の2、第28条第1項及び第32条の規定により「残余金交付通知書」又は「残余金皆無通知書」の付表として作成する。

2 「支払」欄は、租税公課その他の徴収金に対し充当し又は交付した金額は合計額を記載して差し支えないが、債権者に配当した金額については、なるべく債権者ごとに記載する。

3 上記2のほかは、「配当計算書」に記載すべき事項を記載する。

4 換価した財産の表示は、「残余金交付通知書(又は残余金皆無通知書)」に記載のとおり」と記載する。

別紙様式8

残余金皆無通知書	
所在地	年 月 日
地方裁判所 支部	

執行官 殿				
神奈川県 事務所長 印				
下記の財産を換価し(取り立て)たが、残余金計算書のとおり滞納者に交付すべき残余が生じないので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(政令)第 条の 第 項の規定により通知します。				
滞納者	住所			
	氏名又は名称			
事件番号			事件名	
財産の表示				
参考事項				

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

- 1 この通知書は、法第6条第3項、第11条第1項、第11条の2、第17条、第19条、第20条、第20条の8第1項、第20条の10、第28条、令第12条の2及び第12条の3第1項の規定により売却代金等につき滞納者に交付すべき残余金が生じない場合において、その旨を通知するために作成する。
- 2 適用条項は、1のうち該当する条項を記載し、不要部分は二重線で抹消する。
- 3 「財産の表示」欄は、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

別紙様式9

差押財産引受通知書				
年 月 日				
住所				
氏名又は名称				
殿				
神奈川県 事務所長 印				
下記の財産を 年 月 日執行官(保管人)から引渡しを受けたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 条の 第 項の規定により通知します。				
滞納者	住所			
	氏名又は名称			
事件番号			事件名	
財産の表示				
執行官保管人	所在地又は住所			
	氏名		地方裁判所	支部 執行官
差押年月日			年 月 日	
参考事項				

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

- 1 この通知書は、令第14条第4項、第17条の2及び第31条の規定による通知をするために作成する。
- 2 適用条項は、1のうち該当する条項を記載し、不要部分は二重線で抹消する。
- 3 「財産の表示」欄は、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

別紙様式10

差押え及び交付要求解除(通知)書				
				年 月 日
所在地				
地方裁判所 支部				
執行官 殿				
神奈川県 事務所長 印				
下記の財産の差押えを解除します(しました)ので、この書面を交付(通知)します。				
なお、交付要求も解除します。				
滞納者	住所			
	氏名又は名称			
事件番号		事件名		
差押年月日			差押解除年月日	交付要求 年月日
年 月 日			年 月 日	年 月 日
財産の表示				
参加差押え	執行機関の所在地			
	〃 名称			
	差押財産			
備考				

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

- 1 この解除(通知)書は、令第7条第1項、第10条第3項、第11条第1項、第11条の2から第12条の2まで、第12条の3第1項、第12条の4、第12条の7第1項、第12条の11第1項、第

12条の12、第12条の13第1項、第15条第1項、第17条の2、第21条第2項、第23条、第24条第1項、第24条の2第1項、第25条、第26条、第27条第1項、第28条第1項、第30条第2項及び第32条から第34条までの規定により作成する。

2 動産に係る滞納処分之差押えを解除する場合は本文の「(しました)」及び「(通知)」を、その他の場合は「します」及び「この書面を交付」を二重線で抹消する。

3 「差押え及び交付要求解除書」として使用する場合は、「差押解除年月日」欄は記載を要しない。

4 「財産の表示」、「差押財産」欄は、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

5 「参加差押え」欄の執行機関に関する欄は、差押財産につき2以上の参加差押えがされているときは、そのうち最も先にされたものを記載する。

別紙様式11

差押(通知)書及び交付要求書												
年 月 日												
所在地												
地方裁判所 支部												
執行官 殿												
神奈川県 事務所長 印												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、下記の財産を差し押さえます(年 月 日差し押さえました)												
ので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第 条の 第 項の規定により、この書面を交付(通知)します。												
なお、下記のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により、交付要求します。												
滞納者	住所											
	氏名又は名称											
滞納金額等	督促状番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額		加算金額	滞納処分費		備考
					・ ・	円	法律による金額	円	円	法律による金額	円	
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		

					・		〃		〃	
事件番号							事 件 名			
財産 の表 示										

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

- 1 この差押(通知)書及び交付要求書は、法第21条第2項及び第28条の2の規定により動産について滞納処分による差押えをする場合、並びに法第29条第2項、第35条、第36条及び第36条の2第2項の規定により不動産、船舶、航空機、自動車又は建設機械について差押えをしたときに、その旨を執行裁判所に通知する場合において作成する。
- 2 適用条項は、1のうち該当する条項を記載する。
- 3 動産について滞納処分による差押えをする場合は、本文「(年 月 日差し押さえました)」及び「(通知)」を二重線で抹消し、不動産、船舶、航空機、自動車又は建設機械について差押えをした場合は、「差し押さえます」及び「この書面を交付」を二重線で抹消する。
- 4 「財産の表示」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

別紙様式12

お知らせ
1 あなたは、次に掲げる場合に該当するときは、この差押えによる差押債権額に相当する金銭を当事務所の徴税吏員に支払う方法と、差押債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託する方法とのいずれかを選択することができます(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(以下「法」という。)第20条の6第1項、第20条の9第1項、第36条の12第1項)。 (1) この差押えの後に民事執行法に基づく(仮)差押えがされた場合で、それらの(仮)差押えの額の合計が債務額を超えることとなったとき。 (2) この差押えの後に民事執行法に基づく(仮)差押えがされ、その後、更に滞納処分による差押えがされた場合で、それらの(仮)差押えの額の合計が債務額を超えることとなったとき。 (注) この場合においては、この差押えの額を差引いた残額については供託をしなければならないこととされています(法第36条の6第1項)。 (3) この差押えの後に滞納処分による差押えがされ、その後、更に民事執行法に基づく(仮)差押えがされた場合で、それらの(仮)差押えの額の合計が債務額を超えることとなったとき。 (4) この差押えの前に民事執行法に基づく仮差押えがされた場合で、その仮差押えの額とこの差押えの額との合

計が債務額を超えることとなつたとき。

2 あなたが上記1(1)の(2)の(注)の場合を除きます。))により供託をしたときは、同封の事情届の用紙に必要事項を記入の上、当事務所へ提出してください。

(注) この差押えについての債権差押通知書が送達される前に他の滞納処分による債権差押通知書又は民事執行法に基づく差押命令が送達されている場合を除きます。

3 事情届には、供託書正本を必ず添付してください。

4 あなたが供託所に供託をしない場合は、この差押え以外の差押えの有無を当事務所へご連絡ください。

(連絡先 神奈川県 事務所 課(電話 —))

(用紙 日本産業規格B5)

別紙様式13

事情届		
神奈川県 事務所長 殿 第三債務者 住所 氏名又は名称 電話		年 月 日
下記の金額を供託しましたので、供託書正本を添付し、下記のとおりその事情を届け出ます。		
差押債権の表示	1 滞納者(債権者) 住所 氏名又は名称 2 差押年月日 年 月 日 3 差押債権	
供託した金額		金 円也
供託の年月日		年 月 日
供託の事由	供託番号	年金第 号
	供託所	法務局
	1 この届出をすることとなつた 債権差押通知書の送達日 年 月 日 2 上記1と競合する差押命令、仮差押命令、他の滞納処分による差押え (1) 差押命令、仮差押命令 ア 執行裁判所 裁判所 支部 年()第 号 イ 債権者名	

	ウ (仮)差押命令の送達日	年	月	日
	エ 差押金額	円		
	(2) 他の滞納処分による差押え			
	ア 執行機関			
	イ 差押通知書の送達日	年	月	日
	ウ 差押金額	円		

(用紙 日本産業規格B5)

〔記載要領〕

1 「差押債権の表示」欄の「2 差押年月日」欄には、債権差押通知書に記載されている年月日を記載してください。

2 「差押債権の表示」欄の「3 差押債権」欄には、債権差押通知書の「差押債権」欄に記載してあるとおりに記載してください。

3 「供託の事由」欄の2(1)では、仮差押命令である場合は、(仮)に○印を付けてください。

4 「供託の事由」欄に記載しきれないときは、適宜の用紙を用いて横書で記載してください(差押えが複数あるときは、そのすべてを記載してください。)。

別紙様式14

事情届通知書					
					年 月 日
所在地					
地方裁判所 支部 御中					
神奈川県 事務所長 印					
下記のとおり、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第20条の6第2項(第20条の9第1項)の規定による事情届が提出されましたので、同条第3項(同条同項)の規定により通知します。					
滞納者	住所				
	氏名又は名称				
債権の表示等	事件番号		事件名		
	第三債務者	住所			
		氏名又は名称			
	債権の表示				
滞納処分の状況	行政機関等	所在地	自庁分		他庁分

		名称			
	差押年月日				
	差押えの範囲				
供託事由 等	供託した金額				
	供託した日時				
	供託事由	供託番号			
		供託所			
備考					

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

- 1 この通知書は、令第12条の6第1項及び第12条の11第1項の規定により作成する。
- 2 この通知書を「事情届があつた旨の徴収職員等への通知」(第20条の6関係6(2))として使用する場合は、補正して使用するものとする。
- 3 「供託所正本の保管を証する書面」を添付する場合は、その旨を「備考」欄に記載する。

別紙様式15

債権差押通知書												
年 月 日												
所在地												
地方裁判所 支部 御中												
神奈川県 事務所長 印												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、下記の債権を 年 月 日差し押さえましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の3第2項の規定により通知します。												
滞 納 者	住所											
	氏名又は名称											
滞 納 金 額 等	督促状番号	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額		加 算 金 額	滞納処分 費		備 考
					・ ・	円	法 律 に よ る 金 額	円	円	法 律	円	

										に よ る 金 額		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
事件番号							事 件 名					
差 押 債 権	第三債務者		住所									
			氏名又は名称									
	内 容 及 び 範 囲											

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

- この通知書は、差押競合債権(第36条の3関係3参照)について滞納処分による差押えをした場合において、令第29条第1項の規定により作成する。
- 「差押債権」欄の「内容及び範囲」欄は、債権の種類及び額その他債権の特定をするに足りる事項と差押えの範囲を記載する。
- 令第29条第3項(第36の3条関係5)の規定による執行官に対する通知に使用する場合は、「法律第36条の3第2項」を「政令第29条第3項」と補正し、また、「滞納金額等」欄は記載の必要はない。

別紙様式16

債権差押通知書及び交付要求書

年 月 日												
所在地												
地方裁判所 支部 御中												
神奈川県 事務所長 印												
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、下記の債権を 年 月 日差し押さえましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の3第2項の規定により通知します。												
なお、下記のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により、交付要求します。												
滞 納 者	住所											
	氏名又は名称											
滞 納 金 額 等	督促状番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額		加算金額	滞納処分費		備考
					・ ・	円	法律による金額	円	円	法律による金額	円	
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
事件番号							事件名					
要求に係る債権	第三債務者		住所									
			氏名又は名称									
差し押及び交付	び範囲											
	内容及											

※ 作成要領

1 この通知書は、令第29条第1項及び徴収法第82条第1項の規定により差押競合の条件付等債権(第36の3関係4参照)及び動産の引渡しを目的とする債権について、滞納処分による差押えをした場合に作成する。

2 「差押え及び交付要求に係る債権」欄の「内容及び範囲」欄については、別紙様式15の作成要領2参照。

別紙様式17

滞納現在額申立書												
年 月 日 所在地 地方裁判所 支部 御中 神奈川県 事務所長 印 滞納金額は、下記のとおりです。 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第29条第2項の規定により、この書面を交付します。												
滞納 者	住所											
	氏名又は名称											
滞納 金額 等	督促 状番 号	年度	期別	税目	納期 限	税額	延滞金額		加算 金額	滞納処分費		備考
					・ ・	円	法 律 に よ る 金 額	円	円	法 律 に よ る 金 額	円	
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		
参考 事項												

(用紙 日本産業規格B5)

※ 作成要領

この申立書は、令第29条第2項の規定により作成する。

別紙様式18

強制執行(競売)続行決定通知書			
年 月 日			
殿			
神奈川県 事務所長 印			
滞納処分による差押えをした下記の滞納者の財産は、年 月 日において強制執行(競売)続行の決定がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第9条の規定により通知します。			
滞納者	住(居)所		
	氏名		
事件番号		事件名	
財産の表示			
その他の事項			

(用紙 日本産業規格B5)

別紙様式19

交付要求書												
年 月 日												
所在地												
地方裁判所 支部												
執行官 殿												
神奈川県 事務所長 印												
下記のとおり、差押にかかる滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第10条第3項の規定により交付要求します。												
滞納者	住(居)所											
	氏名											
滞納金額	督促状番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額		加算金額	滞納処分費		備考
					・ ・	円	法律による金額	円	円	法律による金額	円	
					・ ・		〃			〃		
					・ ・		〃			〃		

					・ ・ ・		〃		〃	
					・ ・ ・		〃		〃	
					・ ・ ・		〃		〃	
					・ ・ ・		〃		〃	
					・ ・ ・		〃		〃	
					・ ・ ・		〃		〃	
					・ ・ ・		〃		〃	
財産又は事 件名 交付要求に 係る										
	執行機関名					差押年月日		・ ・ ・		

備考 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。
(用紙 日本産業規格B5)